

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	グローバルな経済的正義 新たな責任理論構築の試み
Title(English)	Global Economic Justice: Seeking Creation of a New Responsibility-based Theory
著者(和文)	石塚淳子
Author(English)	Atsuko Ishizuka
出典(和文)	学位:博士(学術), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第9698号, 授与年月日:2014年12月31日, 学位の種別:課程博士, 審査員:宇佐美 誠,肥田野 登,山室 恭子,中井 検裕,坂野 達郎
Citation(English)	Degree:., Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第9698号, Conferred date:2014/12/31, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

グローバルな経済的正義——新たな責任理論構築の試み——

東京工業大学大学院
社会理工学研究科社会工学専攻

石塚淳子

■目次

第1章	序章	
1. 1	研究の背景	1
1. 2	研究の目的	3
第2章	従来の主要学説	
2. 1	援助義務説	5
2. 2	拡大ロールズ説	9
2. 3	権利基底説	14
第3章	責任基底説	
3. 1	制度加害説	22
3. 2	社会的連関モデル	28
3. 3	脆弱性説	34
第4章	責任概念再考	
4. 1	過去責任と未来責任	40
4. 2	責任と義務	47
第5章	発展途上国の貧困への責任	
5. 1	責任基底説の構造	52
5. 2	貧困の因果的責任	57
5. 3	統合的責任論	62
第6章	懐疑論への応答	
6. 1	ナショナリズム	67
6. 2	ステイティズム	79
第7章	結論	84
	文献	90

第1章 序章

1. 1 研究の背景

国境を越えて発展途上国で貧困に苦しむ人々の状況を改善する正義の義務はあるのか、あるとすればその根拠は何かという研究課題は、グローバルな経済的正義と呼ばれる¹。1970年代以降、多くの学説が提唱され、議論が重ねられてきた。その背景には、地球上の夥しい数の人々が貧困の状態に置かれ、必要最低限の衣食住や衛生的な環境、基本的な医療すら手にすることができずに死亡しているという深刻な現実がある。世界では12億人以上の人々が世界銀行の定める貧困線である1日1.25ドル未満で暮らしており、その数は全人口の21%を占めている (World Bank 2013)。こうした厳しい現実に応答するため、政治哲学、法哲学、倫理学などの分野の研究者が、功利主義、権利論、契約説などの立場からグローバルな経済的正義の義務への積極的な議論を展開する一方、ナショナリズムおよびステイティズムの立場からは懐疑的な議論が提示されてきた。

グローバルな経済的正義の議論は、1972年にピーター・シンガーが発表した論文が端緒となっている (Singer 2008[1972])。シンガーはインド・ベンガル地方の飢饉による惨禍に際し、遠く離れた場所にいる人々であっても、援助できる側が一人であろうと多数であろうと、貧困に苦しむ人々を助けることは義務であり、われわれはベンガルの人々と同じ生活レベルになる直前まで飢餓救援団体に寄付すべきであると論じた。ここでは、シンガーの議論を援助義務説と呼ぶ²。その後、チャールズ・ベイツらによって、現在の世界においては国家が閉ざされた存在ではなく、国際的な相互依存による協働関係が存在し、国内と国際社会が類似したものになっていることを根拠に、ジョン・ロールズの社会正義論を世界全体に拡大して適用すべきであるという主張がなされた (Beitz 1979)。ここでは、ベイツらの議論を拡大ロールズ説と呼びたい。また、人権を根拠にした議論も展開されている。その先駆者といえるヘンリー・シューは、生活に必要な最低限のものへの権利を身体の安全と同様に基本的権利であるとして、それらをはく奪された人々を援助する義務があると論じた (Shue 1996[1980])。ここでは、シューらによる人権を根拠にした議論を権利基底説と呼ぶことにする。

1980年代以降になると、先進国や先進国市民の責任という観点からグローバルな経済的正義の義務論が展開されるようになった。ロバート・グディンは、脆弱性を持った人々を保護する責任があるとする脆弱性モデルを提示し、援助の義務を論じた (Goodin 1985)。2000年代に入ると責任の観点からの議論はさらに活発になる。それは、トマス・ポグが

加害責任という視点から、先進国およびその市民の経済的な正義の義務を論じたことがきっかけとなっている (Pogge 2007, 2008)。ポグゲは、発展途上国の貧困の原因は、先進国政府の主導でつくられ発展途上国に押し付けられているグローバルな政治経済制度にあるとして、先進国およびその市民は発展途上国で貧困に苦しむ人々を加害している責任があると論じた。ポグゲの議論は、グローバルな経済的正義における従来の分配的正義の議論に、匡正的正義という新たな視点を導入したことで大きな影響を与えた。また、アイリス・マリオン・ヤングは発展途上国の貧困を構造的不正義と捉え、その過程に関与するすべての個人と集団が責任を負うとする社会的連関モデルを提示した (Young 2011)。ここでは三者の議論を責任基底説と呼びたい³。

他方、グローバルな経済的正義に対する懐疑的な議論も展開されている。懐疑論は大きく二つに分類され、一つはネイションの役割を重視するナショナリズムである。その最も強力な論者であるデイヴィッド・ミラーは、集団的な結果責任と救済責任のバランスという観点から、貧しいネイションの集団的な結果責任に重点を置いた議論を展開している (Miller 2007)。もう一つは、ステイトを重視するステイティズムである。ステイティストは、国家の強制あるいは協働を根拠に、平等主義的な正義の義務が国境を越えることはないと主張する (Nagel 2005, Blake 2001, Sangiovanni 2007)。

国内の研究状況に目を転じると、2000年代以降、グローバルな経済的正義への関心が急速に高まっている。宇佐美誠は、権利基底説の立場から独自の議論を展開している。宇佐美は、健康かつ安全な生のために必要な最低水準の資源を要求する権利を生存権と呼び、現在の発展途上国の貧困を政府間分業の機能不全状態と捉える。そして、生存権に対応する義務は、第一次的には権利主体の居住国の他市民にあるが、政府の機能不全によって第二次的であるすべての他国の市民の潜在的義務が顕在化する。その結果、他国市民に代わり、国民を代表する他国政府や政府間の合意を基礎とする国際機関に国際支援が義務付けられるとしている (宇佐美 2008)。

神島裕子は、ヤング、ポグゲ、そして 1980 年代後半からケイパビリティ・アプローチを展開するマーサ・ヌスバウムの議論を概観して検討している。ヤングの社会的連関モデルについては、①ローカルな社会構造の中で支配され、必要をなく奪われている人々の問題に対応できない、②不正義な構造の被害者にも抗議行動を取る責任があるとしているが、そのケイパビリティの充足方法が論じられていない、③負うべき責任が政治的であるとしているため、先進国の人々はデモに参加すれば義務を果たしたことになる

可能性がある、という問題点を指摘している。ポッグの議論については、義務の遂行方法として提示されているグローバル資源配当 (Global Resources Dividend, GRD) について、天然資源の採掘を促進することが産油国の「自尊の社会的基盤」を奪うことになる」と批判する。また、ヌスバウムについてはケイパビリティへの権原が「人間本性」にあるなら、人間が人間本性に合致した行動を義務付けられている根拠を明らかにしなければならないが、それが明確にできていないのが根本的な難点であるとしている (神島 2007)。

伊藤恭彦は、すべての人間の生命は平等であるという立場から、ポッグ、ヤングの議論を援用しながら、ロールズの正義論をグローバルに拡大したダレル・メーレンドルフに親和的な議論を展開している。そして、最終的には世界のすべての人々への平等な機会の保障を目指すべきだとし、そこに至るまでの段階的な三つの原理を提示する。第一原理はすべての人が貧困死から解放されるまで富を再分配すべきである、第二原理は貧困死が除去されても残る格差が暴力的な力を発揮するならば、その暴力的作用がなくなるところまで富を再分配すべきである、とする。そのためには、グローバル資本主義の構造改革が必要であるが、格差を完全になくすことは不可能であるため、第三原理として、暴力的作用が除去されてもなお残る格差については、格差構造の底辺にいる人々の潜在的可能性が高まるようにしなければならないと論じている (伊藤 2010)。

井上達夫は、世界的な貧困の原因を先進国が発展途上国に押し付けている政治経済制度にあるとするポッグと、発展途上国自身の集団的な自己責任を重視するミラーとの間の論争を再検討し、ポッグの立場を擁護する。そして、ポッグの加害責任論とシンガーやトム・キャンベルらによる積極的支援義務論が両立可能であるだけでなく、一定の批判的留保を付けた上で両者を相補的に結合することが必要であると論じている (井上 2012)。

1. 2 研究の目的

前節で概観したように、欧米を中心としたグローバルな経済的正義の議論においては、2000年代以降、責任基底説が台頭している。本稿も責任基底的な議論が他の議論より説得的であるという立場に立つが、発展途上国の貧困に対する責任をどのように捉えるのが適切であるかを検討するためには、責任概念の分析にまで遡行して考察する必要があると思われる。しかし、そのような研究は、国内においても、海外においても、管見の限り皆無である。また、特に国内においては、グローバルな正義に対する懐疑的な議論について、十分な検討がなされているとは言えない。特にミラーの議論については、集団的責任に依

抛する責任基底説と捉えることができるが、集団的責任概念の成立可否にまで遡行した研究は、海外においてもまだ行われていない。

こうした研究の現状を踏まえて、本研究の目的は二つある。第一の目的は、責任概念を分析した上で、発展途上国の貧困への責任へのより適切な捉え方を提示することである。そのためには、これまで多くの論者によって行われてきた責任概念についての先行研究を基に、責任が問われることになる状況を分類し、責任の構成要素とその構造を明らかにする必要がある。そして、責任の状況分類および構造に照らして責任基底説の三者の議論が発展途上国の貧困への責任をどのように捉えているかを考察し、それぞれの問題点を踏まえた上で、発展途上国の貧困への責任状況を再検討し、新たな責任基底的な議論を提示したい。第二の目的は、グローバルな経済的正義への懐疑論に応答することである。ナショナリズムもステイティズムも、責任論の観点からすると、ネイションあるいはステイトを越えて発展途上国への貧困層の状況を改善する責任に懐疑的な立場である。これらの論者からは、誰が責任を負うべきかという視点から、責任基底的なグローバルな経済的正義に対する反論が予想される。したがって、これらの議論に応答することも重要であると考えられる。

次章以降では、グローバルな経済的正義における責任基底説以外の先行研究を概観して検討を加えた後（第2章）、責任を基底にグローバルな経済的正義の積極論を展開しているポッゲ、ヤング、グディンの三者の議論を検討して、その意義と問題点を明らかにする（第3章）。そして、責任状況を分類し、責任構造を分析した上で、責任と義務の関係を明らかにする（第4章）。その上で、責任を基底とする三者の発展途上国の貧困への責任の捉え方およびその問題点を、責任状況の分類と責任構造から考察し、発展途上国の貧困への責任をどのような状況と捉えるのがより適切か検討する（第5章）。さらに、グローバルな経済的正義に対する二つの形態の懐疑論に応答し（第6章）、最後に結論を述べる（第7章）。

第2章 従来の主要学説

2.1 援助義務説

本章では、責任基底説以外のグローバルな経済的正義の積極論について、先行研究を順次検討したい。先行研究の学説を分類すると、主なものとして、援助義務説、拡大ロールズ説、権利基底説の三つが挙げられる⁴。このうち、本節ではシンガーの援助義務説を検討する。

グローバルな経済的正義の議論は、前述のように、シンガーが1972年に発表した論文によって始まったと言える(Singer 2008[1972])。シンガーはこの論文で、1971年にインドの東ベンガル地方で起きた飢饉によって多くの死者が出ている状況への道徳的応答を模索し、富める者にはその多くの部分を必要最低限のものがなくて困っている人々に与える義務があると論じた。彼の議論は、食糧、住居、医療の不足が原因で死ぬことは悪いことであることを前提としている。そして、浅い池で子どもが溺れているところに人が通りかかる例を示し、通りがかりの人は衣服が汚れてしまうかもしれないが、それは子どもの死というとても悪いことに比べれば重要でないため、多少の犠牲を払ってでも池に入って子どもを助けるべきだと指摘する。そして、そこから、もし、われわれがそれに匹敵するくらい道徳的に重要な何かを犠牲にすることなく悪いことが起きるのを阻止できるならば、そうすべきであるという原理を導き出す。この原理は、救えるのが10ヤード先の近所の子どもでも、名前も知らない1万マイル離れたベンガル人でも同じであり、救える立場にあるのが一人であっても、何百万人でも違いはなく、悪いことからの距離も、悪いことを防げる人の数も、富める者が貧しい者に与える義務を減殺しないという(Singer 2008[1972]: 3-4)。そして、義務を果たす方法として、飢餓の救援基金への個人的な寄付を提唱する(Singer 2008[1972]: 6-7)。どのレベルまで寄付すべきかについては、たとえば、自分や扶養している家族が困難に陥るなど、これ以上与えたら道徳的に重要な何かを犠牲にすることになるというところまでという弱いバージョンも提示する。しかし、これを支持する理由は見当たらないとして、ベンガルの人々と同じ生活レベルになる直前の限界効用に達するまでとする強いバージョンが正当であるとしている(Singer 2008[1972]: 12-13)。

シンガーの議論についてはさまざまな反論があるが⁵、ここでは、ミラーの議論を基に検討したい。ミラーは、浅い池で溺れている子どもを助けるべきであることには異論の余地がないとしても、そこから発展途上国の貧困への義務を類推するのは不適切であるとし

て、次の三つの論点を指摘している (Miller 2007: 233-238)。

第一に、池で溺れている子どもの例では、池で苦しんでいる子どもは一人だけで、その子どもを救い出せる通りがかりの人も一人だけであるため、誰が何をすべきかは明らかだが、貧困の解決が仮に富裕者と貧困者の再分配の問題であるとしても、それは個人ではなく集団的な再分配であるため、優先順位や責任の分配が重要な問題になるという。ミラーは、子どもが溺れている池を通りかかった人が複数で、何人かはスーツを着ていて何人かはジーンズをはいている場合、誰が救助する責任を負うのかという疑問を投げかける。また、複数の子どもが溺れていて、通りかかった人が一人の場合には、どの子どもを先に助けるかという問題が生じるとして、シンガーの議論は優先順位や責任の分配の問題が抜け落ちてしていると批判する。第二に、溺れている子どもは危険を自覚せずに池に落ちてしまった罪なき犠牲者で、助けがなければ池から出られない受け身の存在であり、能動的な行為主体ではないが、発展途上国で貧困状態にある大人は自分自身でさまざまな選択ができる責任能力を持った行為主体であるため、その責任は問われるべきであると主張する。第三に、池で溺れている子どもの例は滅多に起こらない一回限りの出来事であり、溺れている子どもは助ければ家庭に戻って幸せに暮らすと想定されることを前提としているが、発展途上国の貧困は慢性的で、国内の政治経済体制や国際的な状況を含む長期にわたる構造的原因が存在する。貧困問題の改善にはこれらの変革が必要であるため、飢餓救援基金への寄付が実際にどのような効果をもたらすか分からないと指摘している。

ミラーによるシンガー批判には、それぞれの論点について留意すべきことがある。第一の論点において、ミラーは世界的な貧困の問題が仮に富裕者と貧困者の再分配の問題であるとしても、それは個人ではなく集団的な再分配の問題であるとしている。しかし、両方の当事者が複数であるとしても、必ずしも集団的な再分配の問題になるとは限らないであろう。シンガーはまさに個人を主体とした再分配の問題と捉え、救援基金への個人的な寄付を提唱しているのである。また、シンガーは、ベンガルの人々を助けられる状況にある人が何百万人いるとしても、自分一人だったとしても違いはないと述べている。したがって、ミラーは、子どもが溺れている池を通りかかった人が複数で、ジーンズをはいている人とスーツを着ている人がいる場合、誰が救助する責任を負うのかという疑問を呈しているが、シンガーの議論によれば、救助する責任は全員が平等に負っていると考えられる。他方、援助される側が複数であった場合には、誰を先に援助するかという優先順位が問題になるという指摘には妥当性がある。しかし、優先順位の問題は、貧困に苦しむ人々を救

援すべきかどうかという問題とは段階の違う問題である。一人の溺れた子どもを救出すべきであると同様に、たとえ複数であっても貧困状態にある人々を救援すべきだという結論に仮に達したならば、次の段階として優先順位が問題となるのである。確かに、ミラーの指摘通り、浅い池で溺れている子どもが複数で、通りかかった人が一人の場合には、どの子どもを先に助けるかという問題が生じる。しかし、助けるべき子どもが複数であるため優先順位の問題が生じるからといって、助ける義務はないという結論にはならないであろう。したがって、優先順位の問題が起こることを理由に、救援の義務がないという結論を導くことはできないと考えられる。

第二の論点については、貧困に苦しむ発展途上国の大人たちが選択できる行為主体であることは確かである。しかし、彼らは十分な教育が受けられない、あるいは仕事をしなくても得られないといった理由で、主体的に選択をしなくても、それが不可能な状況に置かれている場合が多い。ミラーは、ある穀物が不作である場合には、別の穀物を植えるという選択があると指摘しているが (Miller 2007: 237)、農業に関する知識がなかったり、経済的な理由で別の穀物の種や苗を手に入れることができなったり、気象条件によって不可能であるなど、別の選択をしなくてもできない場合が少なくないと考えられる。

第三の論点については、溺れている子どもの例と発展途上国の貧困との三つの相違を区別する必要がある。第一の相違は、それぞれの原因についてである。シンガーは子どもが溺れた原因には言及していないが、発展途上国の貧困は国内外の政治経済状況を含む構造的な原因がある。第二の相違は、問題解決の方法と、それに要する時間についてである。溺れた子どもの場合は、抱きかかえて救出するという単純な方法によって短時間で問題が解決できるが、貧困は慢性的で構造的な原因が絡み合った複雑な問題であるため、解決のためには多様かつ長期的な対策が必要であると考えられる。第三の相違は、それぞれの結果の予測についてである。溺れている子どもは救出されれば普段の生活に戻ることが予測できるが、世界的な貧困は慢性的で構造的な原因によるため、シンガーの提唱する個人的な寄付によって救援金が送られたとしても、貧困問題が解決できるかどうかは明らかでない。ミラーの三つ目の論点における指摘自体には同意できるが、この三つの相違は分けて考える必要があるであろう。

シンガーの議論は、グローバルな経済的正義における先駆的な役割を果たし、池で溺れている子どもが命の危機にさらされているのと同様に、飢餓に苦しむ人々も命の危機にさらされていることを指摘し、研究課題としての重要性を喚起したことはおおいに評価され

るべきである。しかしながら、その議論には、ミラーの三つ目の論点とも重なる以下の三つの問題点があると考えられる。

第一の問題点は、発展途上国の貧困の原因について考察がないことである。目の前で溺れている子どもをどうするかという問題と、発展途上国の貧困とでは、その原因がまったく異なる。子どもが溺れた原因は、不注意だったにせよ、誰かに突き落とされたにせよ、単純なものであることは明らかだ。しかし、発展途上国の貧困の原因は、ミラーの指摘通り、国内およびその国を取り巻く国際的な政治経済状況など、原因は複雑な問題が構造的に絡み合っている。シンガーは子どもが溺れた理由に言及しておらず、貧困の原因についても考察していないため、発展途上国の貧困の原因と先進国の富裕者の道徳的義務は無関係であると考えていると思われる。しかしながら、原因が違えば問題の状況や性質も違ってくるため、それに対応する義務を負うべき主体や義務の内容も違ったものになるはずである。したがって、原因の考察なしに状況や性質の異なる問題に同じ原理を当てはめ、義務を導くのは困難であると言わざるを得ない。

第二の問題点は、溺れている子どもの例から導出した原理を発展途上国の貧困問題に当てはめる際、助けるべき人との距離は義務を減殺しないとしているが、必ずしもそうとは言いきれないと考えられることだ。例えば、目の前で溺れている子どもがいる場合と、遠いベンガルに溺れている子どもがいる場合とでは、助ける義務の重さは違って来るであろう。シンガーは、距離によって富裕者が貧困者のために寄付する義務が減殺されない理由として、情報伝達や輸送の手段が発達し、世界が「地球村」とも言える状況になったことで、飢餓救援団体の専門家が、われわれの援助を近所の人と同じくらい効率的に現地に届けることができるようになったことを挙げている。しかし、援助が効率的に届くようになったことは、近所の子どもが飢餓に苦しんでいるのを助けなければいけない義務があるのと同様に、ベンガルで飢餓に苦しんでいる子どもを助けなければいけない義務がある根拠にはなるかもしれないが、目の前にいる溺れた子どもを助けなければいけない義務と、ベンガルで貧困に苦しむ人々を救援しなければいけない義務が、同じ強さの義務である根拠にはならないと考えられる。

第三の問題点は、問題解決のために提唱されている救援基金への個人的な寄付という手段が、必ずしも適切であるとは言えないことだ。世界的な貧困は、池で溺れた子どもへの対応とは違い、解決方法を導き出すこと自体が困難な課題である。シンガーは、富裕者はベンガルの人と同じ程度の生活レベルになる直前まで救援基金に個人的に寄付すべきだと

しているが、救援基金に寄付することを提唱する根拠は示されていない。ミラーも指摘している通り、どんなに救援基金に寄付をしたとしても、救援金が送られることによって貧困問題が解決するかどうかは明らかでない。もちろん、それを根拠に寄付をする必要がないという結論を導くことはできないが、寄付が最もよい方法であるとも断言できない。また、寄付をする程度について、ベンガルの人々と生活レベルが同じ程度になる直前までとすることは、寄付する側の個人の自由を大幅に制限することになる。そこまでの犠牲を人々に強いることは、個人の生の構想および社会経済的な観点から、好ましいこととは言えないであろう（宇佐美 2005: 35）。もちろん、溺れている子どもがいた場合、その子どもを助ける能力のある人には助ける義務が生じると思われる。また、たとえ遠く離れた人々であっても、貧困に苦しむ人々を救援すべきであること自体は否定しない。しかし、溺れている子どもの例をそのまま飢餓に苦しむ人々の救援に当てはめ、彼らと同じ生活レベルになる直前まで寄付すべきであるとするシンガーの議論には同意しかねる。

2. 2 拡大ロールズ説

ロールズは『正義論』において、「正義は社会制度が発揮すべき第一の徳である」（Rawls 1999: 3）と述べ、社会制度の中での正義を構想し、国民国家における制度に反映させるべき正義を提示した。しかし、現在の世界においては、ロールズの正義の原理を国内においてのみ妥当するものとせず、グローバルな文脈に拡大して適用すべきだとするのが拡大ロールズ説である。

本節では、拡大ロールズ説の中で最も影響力のある論者であるベイツ（Baitz 1979）の議論を検討したい⁶。しかし、その前に、ロールズが『正義論』で論じている正義の原理を概観する必要があるだろう。ロールズによると、社会とは相互の関係を拘束する一定の振る舞いのルールを承認し、それらのルールにおおむね従っている人々が結成するほぼ自足的な連合体である。そして、社会は相互の相対的利益を目指す協働の冒険的企てであるが、そこでは利害の一致もあるが衝突もあるため、相互協力がもたらす便益の分割を規定する社会的な制度編成のための原理が必要となる。それが社会正義の諸原理であり、それらの原理が社会の基礎的諸制度における権利と義務の割り当てを規定し、社会的協働がもたらす便益と負担の適切な分配を定めるという（Rawls 1999[1971]:4）。

そして、『正義論』における考察の射程は二つの点で制限があるという。第一に、社会の基本構造を第一義的な主題にしている点である。社会の基本構造とは、政治の基本集団・

政体および経済と社会の重要な制度編成である。このため、一般的な制度や社会的な実践・慣行については考察しない。他の社会から独立した、閉じていると見なされる社会の基本構造の正義を判定する理に適った構想を定式化するのが目的で、国家相互の関係の正義については付随的に論じるだけであるという。第二に、秩序だった社会を統制しうる正義の諸原理を検討している点である。秩序だった社会とは、同一の正義の諸原理を受諾していることを全員が承知しており、基礎的な社会の諸制度がそれらの原理をおおむね充たしており、人々もそのことを知っているといった社会である。したがって、人々に備わった正義の公共的な感覚によって安定した連合体を形成することが可能である社会であり、全員が正義に則った振る舞いをし、正義に適った諸制度を維持する上での役割を果たすと推定されている社会である (Rawls 1999[1971]:7-8)。

その上で、社会的協働に参画する人々が一堂に会して基本的な権利と義務を割り当て、社会的便益の分割を定める諸原理を選択するために、純粹に仮説的な状況である原初状態を想定する。この状況の特徴の一つは、無知のヴェールである。この仮定によれば、契約当事者たちは、誰も社会における自分の境遇、階級上の位置や社会的身分について知らず、もって生まれた資産、能力、知性、体力などについても知らず、さらにそれぞれの善の構想や心理的な性向も知らない。また、契約当事者たちは目的を達成するために最も効率的な手段を取るといふ、経済理論の標準的な意味で合理的であり、相互に利害関心を持たず、富や名声、支配・威圧といった特定の利害関心しかないようなエゴイストであったりもしない (Rawls 1999[1971]: 11-12)。

そうした原初状態にある人々は、以下の二つの原理を選択するはずであると、ロールズはいう。

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし、最も広範な全システムといっても無制限なものではなく、すべての人の自由の同様に広範な体系と両立可能なものでなければならない (平等な自由原理)。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a) 不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大の便益に資するように (正義にかなった貯蓄原理と一致する格差原理)。

(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯するものだけに不平等がとどまるように（公正な機会均等原理）(Rawls 1999[1971]: 266-267)。

ベイツは、このロールズの理論、特に最も不遇な人々の利益を最大化するという格差原理を、世界全体に広げて適用すべきであると論じている。なぜなら、国際的な相互依存が進む現在の世界においては協働関係が世界全体に広がっており、正義の妥当する範囲を国家内に限定することは不適切だからだという (Beitz 1979: 125-153)。

彼の論拠は、以下の通りである。ロールズが社会を相互利益を目指す協働事業とみなし、正義の二原理が協働機構に適用されるかどうかの境界線は自己充足的な国民社会という概念によって示されると仮定していることから、国民国家が開かれた存在で世界が完全に相互依存した体系だと考えられるなら、世界全体を社会的協働機構と描くことができ、二つの原理が世界に適用されることが明らかになる。他方で、国民国家が完全に自己充足的で国境が社会的協働を区分するものと考えられるなら、別々の国に住む人々の関係を社会正義の原理によって規制することはできないため、国際正義を考える必要はないことになる。ロールズは、現在の国民国家を完全にとまでもいかにいまでも、多かれ少なかれ自己充足的なものと考え、国民国家が些細な形でしか相互作用を行っていない世界を想定している。国民国家が自己充足的であると仮定できるためには国民国家の間に大規模な貿易関係などのような経済関係が存在しないことが必要である。しかし、現代の国家は国際的な経済、政治、文化関係に参加していることから、世界は自己充足的な国家から成り立っているとは言えず、世界全体の社会的協働機構が存在することを示している (Beitz 1979: 132-133, 143)。

そして、ベイツは、社会的な協働が分配的正義を実現させるための基礎であるなら、国際経済の相互依存によって、国内社会に適用されるのと同様の正義の原理が世界全体で強められると考えられるはずだと論じる。国際的な相互依存は、国境を越えて流出する取引、つまり、通信、旅行、貿易、援助、外国投資などの量に反映されており、取引の流れや貿易が国民総生産に占める割合から測定するなら、相互依存度は 1945 年以来、上昇し続けている。特に、国際的な投資と貿易の増大が多くの人に利益を生み出す一方で、富める国と貧しい国の所得の格差を拡大させてきた。科学技術を利用する能力は国によって差があるため、国際貿易から得られる利益が最も少ない国々に絶え間なく富が移転されない限り、

自由貿易でさえ国際的な分配の不公平を増大される可能性がある。また、限られた生産物が輸出の大部分を占めている国々や、輸出市場を少数の国に頼っている国々は、国際貿易において相対的に強力な国からの「関係を断ち切る」という脅しに対する脆弱性が最も高い。このため、発展途上国は先進諸国から貿易政策についての譲歩を勝ち取ることができない上、先進諸国は自ら好む経済政策を発展途上国に押し付けることが可能になっているという (Beitz 1979: 143-147)。

さらに、発展途上国においては、国内の経済行為が国外の経済動向の影響を受けるため、政府が自国経済を統制するのが困難になり、世界経済への参加によって国内の分配構造も影響を受けるという。たとえば、金融制度が世界中に網の目のように張り巡らされているため、ある国々における物価上昇などが他国に移転し、その結果、経済計画が困難になったり、所得政策や雇用政策を崩壊させたりする可能性もある。また、乏しい資源しかない発展途上国においては、貿易から生じる利益や外国所有企業の保留利益が国内の高額所得階級に集中することが多く、外国の投資家が持つ政治的影響力が不平等な分配政策を取り続ける政府を支える。こうして、国際貿易や国際投資への参加が国内的な所得の不平等につながり、これらのことが、相互依存から生じる負担が発展途上国に蓄積される要因になっている。また、世界経済の進展は世界的規模での財政上、金融上の諸制度を発展させ、貿易システムは関税をはじめとする交易上の潜在的障害要因を規制する国際協定によって調整されており、経済協力開発機構のような政府間の非公式な慣行もある。こうした諸制度や慣行が今や世界経済の本質的構造をなしている (Beitz 1979: 147-149)。

このように国際的相互依存が社会の相互作用の複雑な諸形態を含んでいるため、国境が社会的協働を強制する外的限界であるとみなすことはできない。そして、それらの諸形態によって国家が自給自足状態であれば存在しないはずの利益と負担が生じている。そして、その利益と負担は単に蓄積されているだけでなく、特定の主体の下にあるため、そうした蓄積の再配分が必要となる。ロールズの格差原理が国内の原初状態で選択されるなら、その原理は地球規模の原初状態でも選択されるはずである。そして、世界全体に適用された格差原理の主体は個人であるため、世界全体に適用された格差原理によって、必ずしも富める国から貧しい国に向けて富の移転が必要とされるわけではない。国家間の不平等が減ることは求められるが、それはそうした不平等が個人間の不平等の産物だからであるという (Beitz 1979: 149-153)。

このように、ベイツは、個人の代表からなる原初状態を想定して、ロールズの正義の原

理、特に格差原理を世界全体に適用すべきだとするが、彼の議論には三つの問題点があると考えられる。第一に、ロールズの理論を所与のものとした場合、現在の世界とロールズが正義論において前提としている社会とが、ロールズの理論を拡大して適用できるほど類似した社会とは言えないのではないかという問題点である。ベイツが論じているように、現在の世界には国境を越えた相互依存と協働関係が存在し、さまざまな制度と国家間の慣行によって世界全体を覆う経済構造が構築されていると言えるだろう。しかし、ロールズは『正義論』において、相互の関係を拘束する一定の振る舞いのルールを承認し、それらのルールにおおむね従っている人々が結成する連合体である社会を前提としている。また、ロールズは、正義論の考察の射程を、他の人々も同一の正義の諸原理を受諾していることを全員が承知し、基礎的な諸制度がそれらの原理をおおむね充たし、人々もそのことを知っている秩序だった社会に限定している。現在の世界においては国際法が存在しているものの、国家間の紛争が各地で発生しており、世界のすべての人々が、相互の関係を拘束する一定の振る舞いのルールを承認しているとも、それらのルールにおおむね従っているとも言えないと考えられる。また、世界全体が、ある正義概念をともに受け入れることによって統合が保たれているような共同体であるとも言い難い。世界規模での相互依存と協働関係があり、さまざまな制度や慣行によって世界全体を覆う経済的な構造ができ上がっていることが事実でも、現在の世界が、ロールズが正義の妥当する範囲とした国民国家と同様の社会であるとは言えないと考えられる。

第二に、ロールズが格差原理を適用する根拠としている国民国家内の協働関係と、ベイツが格差原理を適用すべき根拠とする世界全体における相互依存に基づく関係は、同様の関係と言えないように思われるという問題点である。ベイツは、国境を越えて流出する通信、旅行、貿易、投資などの量が増大していることから国際的な相互依存関係が進み、特に国際的な投資と貿易の増大が、一方で、先進国が有利な立場によって自ら好む貿易政策や経済政策を発展途上国に押し付けることを可能にし、他方で、発展途上国では国内の不平等が維持・助長されることによって、富める国々と貧しい国々との格差が拡大し、相互依存によって生じる利益と負担がそれぞれに蓄積されているという。つまり、国際社会においては、相互依存の関係に参加すること自体が、相互依存によって生じる利益と負担を蓄積する関係を生んでいることになる。ベイツのこの議論には妥当性があると思われるが、そうだとすれば、国民国家内部での相互依存に基づく協働関係と、世界における相互依存に基づく関係は同様の関係とは言えないと考えられる。なぜなら、ロールズが正義の射程

としている、ある正義をとともに受け入れるような秩序ある国民国家内部の社会においては、収入の格差があるとしても、相互依存の関係自体が貧富の格差を拡大させ、相互依存関係に参加することによって、一方はそこから生じる利益を蓄積し、他方には負担が蓄積されるような関係とは言えないと思われるからである。国民国家内においても、相互依存および協働関係における取り分が公正でない状況は存在するかもしれないが、ロールズの格差原理は、相互依存と貧富の格差の因果関係に基づいて財の再分配を正当化しようとするものではないと考えられる。したがって、相互依存による貧富の格差の増大を再分配の根拠とするならば、ロールズの格差原理とは別の理論が必要になると思われる。

第三に、ロールズの正義論が政治哲学の研究に多大なる貢献をし、多くの論者に影響を与えたことは紛れもない事実であるが、最も不遇な立場にある人の利益を最大にする時のみ社会的・経済的不平等が認められるとする格差原理には疑問を抱かざるを得ず、それをそのまま拡大して世界に適用することの妥当性についての問題点である。なぜならば、ロールズが仮想した社会における自分の位置や社会的身分などを知らないという無知のヴェールをかぶった原初状態に置かれた場合、必ずしも格差原理が合理的な選択であるとは言えないと思われるからだ。格差原理については、再分配される当事者は最も不遇な立場に置かれている人々とされるが、再分配される財がどこから拠出されるのかは明確に規定されていない。もし、社会の中で比較的の不遇な立場にある人々からも拠出されるとするならば、合理的選択とは言えないと思われる。また、最も不遇な人々だけではなく、最も不遇でないにしても、その次に不遇な人々にも有利に働く原理を選択する方が、より合理的である可能性もある⁷。このように、ロールズの格差原理自体への疑問が払しょくできないため、それを地球全体に適用すべきであるというベイツの議論にも疑問を抱かざるを得ない。

これまで見てきたように、ロールズの分配的正義の理論を世界全体に拡大して適用すべきであるとするベイツの議論にも、さまざまな問題があることが分かった。次節では、発展途上国で貧困に苦しむ人々の権利を基底とした議論について検討したい。

2. 3 権利基底説

権利基底説の先駆的で重要な論者はシューである(Shue 1996[1980])。シューは、汚染されていない空気や水、十分な食事、衣類、シェルター、最低限の医療など、ある程度の健康的で活動的な生活を送るために最低限必要なものへの権利を、身体的な安全への権利と

同様に基本的権利 (basic right) であるとした。それらが基本的権利である理由は、他のどのような権利を享受するためにも不可欠であることだという。シューによれば、これまで一般的に考えられていたような、身体的な安全への権利は他者の利益を侵害しないことを求める消極的義務を課すためコストがかからないが、最低限の生活に必要なものへの権利は他者に利益を与えることを求める積極的義務を課すのでコストが高いとする二分法は誤りだという。なぜならば、身体的安全への権利は、個人的には単に暴力を振るわなければよいが、社会的に保障するためには、警察、法律家、警備隊への訓練、犯罪の予防や刑事法廷、刑罰のシステムの維持、さらには軍事力の保持など、コストの高い積極的なプログラムを税金で支えなければならないからである。他方、生活に必要な最低限のものへの権利は、単純に積極的であるということもできない。裕福な人々には飢饉の時に支援の食糧のために支出し、輸送し、分配するといった義務が課せられるが、身体の安全への権利の保障ほど複雑な政府のプログラムは必要とせず、自助の機会を与えればよいだけのこともあり、方法は単純でコストも低いからだという (Shue 1996[1980]: 35-39)。

また、シューによると、権利は、①正義に適った要求のための合理的な基礎、②必要最低限のものへの享受、③標準的な脅威からの社会的保護——の三つを提供するものであり、権利を持つということは他者に要求する立場にあり、社会的に保障されることが権利の最も重要な側面であるという。そのためには現実に権利が得られるような調整 (arrangement) がなされなければ、権利が保障されているとは言えないという (Shue 1996: 13-18)。そして、一つの権利は、はく奪を回避する義務、はく奪から保護する義務、はく奪された人を援助する義務の三つの義務と相関する。はく奪から保護する義務には、社会的な制度 (institution) を構築する義務も含まれる。はく奪された人を援助する義務は、生きるための資源を手に入れられない人々に、生活に必要な最低限のものを届ける義務である。それは、子どもへの親の養育義務や年老いた親への子の扶養義務など、両者の間に関係がある場合や、ハリケーンなどの自然災害によるものだけでなく、はく奪を回避する義務やはく奪から保護する義務を実行できなかったことによる被害者に対しても、国境を越えて存在する。基本的権利はこれらすべての義務を履行しなければ完全に保障することはできず、これらの義務はすべての人が負うという (Shue 1996[1980]: 51-60)。

シューの議論に対しては、疑問点、留保すべき点、問題点がそれぞれ一つずつある。疑問点は、身体的安全への権利と生活に必要な最低限のものへの権利が、まったく同様な基本的権利であると言えるのかという点である。基本的権利が他の権利の享受のために不可

欠な権利であるというシュエーの定義を受け入れた場合、確かに、身体的な安全への権利も生活に必要な最低限のものへの権利も、いずれも他の権利を享受するために不可欠であると言えるであろう。なぜならば、人が何らかの権利を享受するためには、生存していることが不可欠であるだけでなく、衛生的な環境の中で安全な水や食料を確保し、最低限の医療や教育を受けられることが必要だと考えられるからだ。そういった、ある程度人間らしい生活を送ることが不可能であれば、それ以外の、たとえば表現の自由などの権利を享受できないことは想像に難くない。しかしながら、身体的な安全への権利と生活に必要な最低限のものへの権利は、同じレベルで基本的と言えるのかどうかは疑問である。両者がいずれも、ある程度の人間らしい生活を送るために必要なものであるとは言えても、第一段階として、まず、生存するために身体的安全への権利が必要であり、それが保障された上で、次の段階として生活のために必要な最低限のものへの権利が必要になると考える方が、より適切であると思われる。なぜならば、もし、身体的な安全への権利が保障されず生存自体が困難な状況であるならば、生活のために最低限必要なものへの権利の保障が求められることはないからだ。したがって、両者が同じように他の権利の享受のために不可欠な基本的権利であるとしても、両者は段階を追って保障されるべき権利であると思われる。

留保すべき点は、シュエーは身体的安全への権利も生活に必要な最低限のものへの権利も、消極的な義務と積極的な義務の両方の義務を要求するとしているが、それは、彼がいずれの権利も社会的に保証される必要があるという前提に立ち、そのための調整や制度構築の義務があることを前提としているからだという点である。たとえばAとBの個人間で二つの権利を尊重する約束をした場合を考えたい。身体的安全への権利に対応する義務は、害を加えないという消極的義務を果たせば、お互いに権利を尊重していると言えるであろう。したがって、個人間で身体的安全への権利を尊重すると言った場合は、一般的には第三者からの危害まで想定して身辺警護をするなどの積極的義務は要求されないと考えられる。他方、生活に必要な最低限のものへの権利は、相手の水や食料を奪わないという消極的義務だけでは権利を尊重しているとは言えないと考えられる。もし、どちらかが安全な水や食料が得られなかった場合、相手方はそれらを与える積極的な義務を果たして、はじめて権利を尊重していると言うことができる。したがって、身体的安全と生活に必要な最低限のものへの権利が、いずれも消極的義務と積極的義務の両方を要求すると考えられるのは、それが社会的に保障されるための制度構築をすべきだという前提に立った場合に限られる。

問題点は、シュエーが論じているように、権利を持つということが「はく奪しない」「はく

奪から保護する」「はく奪された人を援助する」という三つの義務と相関し、標準的な脅威からの保護も含めて社会的に保障されるよう調整し、制度構築する義務が要求され、その義務は国境を越えてすべての人に課されるという前提を受け入れた場合にも、基本的権利に対応する義務について、誰に、どのような義務を割り当てるのかを確定できないことである (Beitz and Goodin 2009: 3-14)。確かに、身体的安全への権利については、曖昧さが残るものの、誰に、どのような義務を負わせるべきか、ある程度明確にできる。まず、すべての人が他者に危害を加えなければ、身体的安全への権利をはく奪されることはない。また、はく奪から保護するためには、国内においては警察が機能することが求められ、はく奪された人を援助するためには、裁判制度や国家による補償制度などが維持されることが求められる。どこまでを標準的な脅威と考えるかについては見解が分かれるにしても、標準的な脅威からの保護を社会的に保障するための制度構築は可能であろう。また、国内の紛争や対外的な戦争が起きた場合も、紛争や戦争をやめれば身体的な安全への権利をはく奪しない義務が果たされるため、誰に、どのような義務を要求するか、ある程度、明確にできる。

他方、生活に必要な最低限のものへの権利は、他者の食料を奪う人がいなければ、はく奪しない義務が達成されるわけではない。貧困の蔓延によって生活に必要な最低限のものが得られない夥しい数の人々が存在する現在の世界においては、権利をはく奪されている人々がいることは明らかである。しかし、はく奪している当事者が誰であるか特定することは困難である。このため、はく奪しない義務を誰に割り当てるのかを明確にできない。さらに、はく奪から保護する義務についても、どのような調整および制度構築をすべきかが明らかでない。標準的な脅威が何であるかは、権利をはく奪された人々を取り巻く社会状況によって違うため、予測が困難である。したがって、標準的な脅威から保護するためにどのような調整をし、どのような制度構築をするか確定することもできない⁸。はく奪された人々を援助する義務についても、具体的な調整の内容や構築すべき制度が明らかにならなければ、義務の割り当ては不可能である (Beitz and Goodin 2009: 9-10, 13-14)⁹。したがって、生活に必要な最低限のものへの権利は、たとえそれが世界中のすべての人に認められた権利だとしても、その権利に対応する義務の内容と、義務を割り当てる対象を明確にできないという問題がある¹⁰。

シュール以外にも、さまざまな論者が、自由と幸福への権利、貧困に苦しまない権利など、さまざまな権利を基にグローバルな経済的正義の積極論を展開している¹¹。しかし、いず

れの議論も、その権利に対応する義務について、どのような義務を、誰に負わせるべきかという点を明確にしえていない。ここでは、アラン・ゲワース(Gewirth 1982)とサイモン・ケイニー(Caney 2007)の議論を概観し、検討を加えておきたい。

ゲワースは、すべての人が自由と幸福への権利をもっており、自分の持っている自由と幸福への権利と同様に、他者が持っている自由と幸福への権利を尊重すべきであるとしている。そして、それを国際的な関係にあてはめ、発展途上国を援助しないことは先進国の人権侵害だと論じている。ゲワースは、すべての人にとって基本的に必要なものは自由と幸福であり、すべての人が平等に自由と幸福への権利を持っているため、他者の自由と幸福への権利を妨げてはならないという厳しい消極的義務を負うとし、それを「一般的一貫性原理」(Principle of Generic Consistency, PGC)と名付けた。そして、もし、豊かな食料を持っているエイムズが、近くに住むベイツが餓死しそうな状況にあり、助けを求められているにもかかわらず食料を分け与えずにベイツが餓死してしまったら、エイムズはPGCの要求する義務に反しており、ベイツに害を与えてベイツの権利を侵害していることになる」と主張する。なぜなら PGC は、自分の権利と同等に他者の権利を重視する義務があるとしているからだという (Gewirth 1982: 199-202)。

さらに、ゲワースは、エイムズとベイツの関係についての彼自身の結論は、現代の経済的に豊かな国々と、多くの人々が飢饉によって生命の危機にさらされているアジア、アフリカの貧しい国々との関係にも当てはまるとする。例えば、B国に国民を賄える十分な食糧がなく、多くの人々が餓死する危険がある場合、豊富な食糧を持っているA国は、B国に食糧を与える義務がある。B国の国民は、A国の国民が食糧への権利を持っているのと同等の食糧への権利を持っており、A国には慈善や寛大さに基づく行動ではなく、B国に食糧を与える完全義務があるというのである(Gewirth 1982: 203-210)。

その上で、ゲワースは以下のような批判を想定する。B国の中で誰が食料を得るかはB国の食糧供給能力だけでなく、B国内の富の分配のあり方や権力構造によって決まる。多くの発展途上国は貧富の差が激しく、A国には単にB国に食糧を送るだけでなく、食料を必要としている貧しい人々に効率的に分配されるかどうかを注視する、より複雑な義務が生まれる。B国民の飢餓の原因が分配的不正義を生み出すB国内の社会的、政治的構造にある場合、A国はB国への義務を遂行するためにB国の政治構造に介入せざるを得ない。そうなれば、B国の主権を制限することになり、政治的な問題を引き起こす。そればかりか、A国の食糧援助によってB国の人口が増えれば、さらなる飢饉を招く可能性がある。

B国の人口増加を食い止めるために、出産の自由への介入が必要になることもありうる。また、A国内では食糧の確保や発送に国民の税金が使われるため、A国の国民の財産や自由の権利とも衝突する、といった批判である(Gewirth 1982: 210-213)。

こういった批判に対し、ゲワースは、権利には重要度に差があり、B国で飢えている人々が食糧を与えられる権利は、自分の財産を自由に使うA国の人々の権利より重要であることが明らかなため、A国内の自由への権利は、B国に深刻な害を与える場合には行使が許されないという。政治介入の問題については、A国は援助と同時にB国に懸念を伝えることができ、人口増加の問題は、食糧と同時に肥料や農具を援助して生活水準を上げたり、産児制限についての情報を提供したりできるので問題はないという。つまり、援助の実行の段階でさまざまな工夫ができるため、現実的な方法で解決すべきだということである(Geirth 1982: 213-216)。

ゲワースの議論には二つの問題点がある。第一の問題点は、PGCが他者の自由と幸福への権利を妨げてはならないという消極的義務を課すとしながら、エイムズとベイツの関係においては、エイムズにはベイツに食料を与えなければならない積極的義務があるとしている点である。すべての人が同じように自由と幸福への権利を持っており、自分と同じように他者の権利も尊重しなければいけないため、他者の自由と幸福への権利を妨げてはならないというPGC自体は理にかなっている。確かに、エイムズは豊富な食料を持っていて近くに住んでいるためベイツに食料を分け与える能力があることから、ベイツから求められれば、エイムズには食料を与える義務が生じるかもしれない。しかしながら、その義務の根拠は、エイムズにベイツの権利を害さない消極的義務があることではなく、ベイツを助ける積極的義務があることでなければならないであろう。もし、ベイツが食料を得ようとするのをエイムズが妨害したのであればPGCに違反しており、エイムズはベイツの権利を侵害していると言える。しかし、消極的義務であるPGCを根拠に、ベイツの死をエイムズの権利侵害であると結論づけることはできないように思われる。

第二の問題点は、エイムズとベイツの関係を、食糧不足のB国と豊かなA国にそのまま当てはめることはできないと思われる点である。エイムズとベイツの関係においては、ベイツがエイムズに食料を求めたことから、エイムズに義務が生じたと考えることはできる。しかし、A国以外にもB国に援助できる国はあるはずであるため、なぜ、A国がB国に食糧を与えなければ権利侵害になるのか、その根拠が明らかでない。つまり、シュアの議論と同じように、ゲワースの議論も、世界中のすべての人が自由と幸福への権利を持ってい

たとしても、その権利に基づく義務を、誰に割り当てるのかという点に困難が伴う。また、ゲワースが想定する批判への反論については、権利と義務との関係と援助の方法論とは別の問題であり、援助の実施段階において問題が解決できるとしても、それが義務を負うことの根拠にはならない。したがって、ゲワースの PGC に基づく義務の議論によって、発展途上国の貧困を改善する義務を先進国国家やその市民に負わせることは困難であると言わざるをえない。

次に、貧困に苦しまない権利に基づくケイニーの議論について検討したい(Caney 2007)。ケイニーは、貧困が悪であることは万人に共通した認識であることを根拠に、すべての人が貧困に苦しまない権利を人権として持っていると主張する。そして、貧困に苦しまない権利に対する義務を誰が負うべきかという問いに対して、同胞が負うとするナショナリストの説明と、制度的枠組みの中にいるメンバーが負うとする制度的説明を検討する。そして、ナショナリストの説明については、民族、宗教、職業などの集団や地域ではなく、なぜ同じ国の国民であることを根拠に義務を負わなければならないのかということが明らかでないとして批判する(Caney 2007: 279-280)。制度的説明については、相互依存に基づく義務といった要素を加えることもできるなど、触れられていない問題を指摘して不完全だと結論づけている (Caney 2007: 281-286)。そして、別の説明として混種的な説明 (Hybrid Account) を提示し、同じ制度的枠組みの中にいる人々が不正義なグローバルな制度を押し付けてはいけないという消極的義務に加え、不正義な制度的な押し付けから起きたものではない貧困についても撲滅する義務があるとし、手助けできる人がその義務を負うとする積極的義務も含めた包括的な義務を主張している (Caney 2007: 287-302)。

このように、ケイニーは、貧困に苦しまない権利に対応する義務は、同じ制度内にいる人が他者を貧困に陥らせないという消極的義務を負うだけでなく、同じ制度の中になくても援助できる人が援助する積極的義務があると主張する。しかし、貧困に苦しまない権利に対応する義務を、なぜ援助できるすべての人が負わなければならないのかという根拠が十分に示されていない。したがって、地球上のすべての人が貧困に苦しまない権利を持っているとしても、その権利に対応する義務を、誰に、どのような根拠で負わせるのかについての説得性に欠けている。

結局、シュアの生活に必要な最低限のものへの権利を根拠とする調整や制度構築の義務の議論も、ゲワースの PGC を根拠とする発展途上国を援助する先進国の義務の議論も、ケイニーの貧困に苦しまない権利を根拠に、同じ制度の中にいる人の消極的義務だけでな

く助けられる人が助けるという積極的義務も含めた包括的な義務の議論も、権利に対応する義務を誰に負わせるべきかということの根拠を明確にしえていない。もちろん本研究は、地球上のすべての人が生活に必要な最低限のものへの権利、自由や幸福への権利、貧困に苦しまない権利を持っていることを否定するものではない。しかし、権利を根拠にグローバルな経済的正義の義務を正当化しようとする学説は、権利に対応する義務を負わせる対象の明確化という点に困難があると思われる。

これまで検討してきたように、援助義務説、拡大ロールズ説、および権利基底説のいずれも問題点を抱えていることから、次章では、先進国およびその市民の貧困への責任という観点からグローバルな正義の積極論を展開している論者の議論を検討したい。

第3章 責任基底説

3. 1 制度加害説

本章では、責任を基底としてグローバルな経済的正義への積極論を展開しているポグゲ、ヤング、グディンの三者の議論を検討する。最初にポグゲの制度加害説を検討しよう。ポグゲはグローバルな経済的正義の議論に、先進国の加害責任という概念を持ち込んだことで、大きな影響を与えた。彼は、力の強い国々が主導的な立場に立って国際的な政治経済制度を自国・自国民・自国の企業に有利になるよう形成し、それらの制度を継続的に発展途上国に押し付けることによって貧困状態をつくり出して、加害していると論じている (Pogge 2007, 2008)。ポグゲの見解によれば、現代世界においては経済取引のルールが深刻な貧困への決定的要素であり、国際的な貿易、貸借、投資、資源の利用、知的財産を規定するルールが貧困に大きな影響を与えている。そして、世界貿易機関 (World Trade Organization, WTO) 体制の下、先進国は関税、反ダンピング関税、自国の生産者への巨額の補助金などを通して、発展途上国には許されない、あるいは経済的に不可能な方法で自らの市場を保護し続けることにより、グローバルな制度を自国の利益になるようにゆがめている。それは、WTO の国境を越えた投資や知的財産権についての規定も同様である。もし、WTO がグローバルな最低賃金や労働時間などを規定していれば、発展途上国が海外からの投資を得るために安い労働力を競って提供するようなことはない。WTO の一部を成す知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS) の枠組みは、薬の価格を貧困者の手の届かないものにすると同時に、発展途上国の病気のための新薬開発を阻害している。なぜならば、現在の TRIPS の枠組みでは新薬の開発者に 20 年間の独占的な報酬が与えられるため、20 年間は安価なジェネリック医薬品の大量生産ができず、製薬会社は 20 年間独占価格で報酬を受け取れるため、新薬研究を先進国の人々を対象とするものに集中させるからである。その結果、マラリヤやデング熱など発展途上国に多い病気のための新薬開発が妨げられ、想像を超える規模の死や病気を生み出しているという (Pogge 2007: 33-38, Pogge 2008: 222-235)。

さらに、先進国は、専制的な支配を行っている発展途上国の支配層に資源特権、貸借特権を与えることによって、発展途上国の貧しい人々を貧しい状態に置き続けているという。二つの特権について、ポグゲは以下のように説明する。発展途上国には専制的な国が多いが、どのような手段で権力を掌握したか、どのような形で国民を支配しているかに関係なく、国際的には正統な政府と認められる。このため、専制国家であっても、政府には国民

を代表して国の資源を売ったり、国の名前で借金をしたりする特権が与えられる。資源特権は先進国が大量の資源を安く獲得することを可能にし、発展途上国の国内においては資源の暴力的な獲得を煽り、クーデターや内戦の誘因となる。貸借特権は、発展途上国の支配層が個人では不可能な低金利で金を借りることを可能にし、返済の義務は国に負わせる。こうして得た財源によって、国内の反体制派を制圧するための武器を調達することもできる (Pogge 2007: 48-51)。

このように、グローバルな政治経済的枠組みと制度、そして発展途上国の政策が関係し合い、貧困を再生産している。発展途上国の国内の制度や政策はグローバルな制度に対して影響は与えないが、逆方向の影響は大きい。したがって、現在のグローバルな制度は明らかに不正義であり、先進国政府とその代表者を選出している有権者は、不正義な制度をつくってそれを発展途上国に押し付けることにより加害していることから、世界中の極度の貧困の大半に責任を負うという (Pogge 2007: 51-53)。そして、グローバルな制度によってもたらされた貧困者への害を補償するために、正義にかなった制度構築に加え、世界で使用される資源をもとにしたグローバル資源配当 (Global Resource Dividend, GRD) という制度を提唱している (Pogge 2008: 202-220)。

ポグゲは、それまで発展途上国を援助するという積極的義務および富の再分配という分配的正義の観点からしか議論されてこなかったグローバルな経済的正義について、消極的義務違反による匡正的正義という新たな観点からの議論を提示し、この分野の研究に多大な影響を与えた。そして、制度的加害の基礎となっている先進国とは発展途上国の間の国際的な不平等は自然にでき上がったものではなく、植民地時代の殺戮や連行、強制労働、資源の搾取などによる不当な暴力によって始まったものとして (Pogge 2005: 36)、先進国の過去の責任に目を向けさせたことは大いに評価すべきことだと考えられる。現在の世界における先進国と発展途上国の格差は植民地時代からの歴史的な成り立ちがあり、現在につながる中でその関係が格差となり拡大・再生産されてきたことは事実であることから、グローバルな経済的正義の考察において先進国の過去の責任に目を向けることが必要であると論じたことには少なからぬ意義がある。

しかしながら、ポグゲの議論には、三つの問題がある。第一は、たとえ歴史的な経緯を経て、現在の世界において先進国が自らに有利な制度を形成し、発展途上国に押し付けていることが事実であっても、先進国およびその市民が発展途上国で貧困に苦しむ人々に加害しているとまで言い切れるのかという点である。第二は、国際的な政治経済制度の枠外

にある貧困に係る主体を考慮に入れられないという点である。第三は、発展途上国の貧困を改善する方法として提唱されているグローバル資源配当が適切なのかという点である。以上の三つの論点を、順次、検討していきたい。

第一に、ポツゲは、作為によってのみ人権侵害になるとして、先進国政府が自国や自国民、自国の企業が有利になるような経済取引制度を形成し、それを発展途上国に押し付けているという作為によって加害していると述べているが、有利な制度を形成してそれを押し付けていることを、作為による加害責任の概念で捉えることが妥当であるかどうかは疑問である。その理由は二つある。第一の理由は、一般的に加害責任を想起させる事案と、自らに有利な制度の形成と押し付けとの間には、因果関係および加害者と被害者の特定の可否に相違があることである。一般的に加害責任を負うと考えられる交通事故の例を考えてみたい。たとえば、Aが車の運転中にわき見をしていて、道路を横断していたBに気付くのが遅れ、Bをはねてけがをさせてしまった場合、AがBをはねたという行為とBがけがをしたという結果の間には直接的な因果関係があり、加害者であるAと被害者であるBの間にも直接的な関係がある。したがって、引き起こされた害悪からその加害者を特定することができる。しかし、発展途上国で貧困が原因で病気になった人がいた場合、先進国が自国や自国民に有利に制度形成し、それを発展途上国が受け入れざるを得ない状況にあることが事実であっても、そのことと発展途上国で貧困によって病気になる人がいることとの間に直接的な因果関係を見出すことはできず、因果関係があるとしても間接的なものであろう。また、発展途上国で貧困によって病気になった人から遡って、加害者とすべき先進国あるいはその市民を特定することは困難である。したがって、先進国による自国に有利な制度形成と発展途上国への制度の押し付けを交通事故と同様の作為による加害とみなし、先進国及びその市民と発展途上国およびそこで貧困に苦しむ人々とを加害者と被害者という関係で捉えて加害責任を問うことは、広く共有されていると思われる責任の理解に照らして困難であると思われる。

第二の理由は、制度形成は合意に基づくものだが、その交渉に当たる個々の先進国の行為を抽出するならば、自国に有利になるよう交渉すること自体が加害行為とは言えないと考えられることだ。制度形成に際して国の方針決定に当たる各国政府も、交渉のテーブルにつく担当者も、自国の産業を守り、交渉結果が自国に有利になるようにするのは職務を全うしているだけであり、当然のことである。また、彼らがそのような態度で交渉に臨まなければ、自国や自国民に対する背信行為とみなされる可能性もある。したがって、ポツ

ゲが指摘するように、経済力や専門知識において圧倒的に勝る先進国の諸政府が有利な立場を利用して自国に有利な制度を形成し、それを発展途上国に押し付けていることが事実であっても、個々の先進国政府が自国に有利になるよう交渉に当たること自体が、加害行為であると言うことはできないと考えられる。個々の先進国への帰責の根拠が明確にできないならば、その国の市民に帰責することもできないであろう。

国際的な政治経済制度の枠外にある貧困に関係する主体を考慮に入れられないといという第二の問題には、二つの側面がある。一つは、国際的な制度形成と押し付けとは関係ないが、貧困に大きな影響を与える主体の責任を問えないということである。たとえば、多国籍企業や国際金融資本の活動は、WTO による国家間の取り決めによるルールとは直接的な関係を持たず、国家を超越した力のある存在となっているが、そういった主体の責任を問うことができなくなってしまう。時に利潤追求のためには、貧困に陥る人々が生まれることが予測できるような選択も辞さないこれらの主体の活動も、発展途上国の貧困に大きな影響を与えていると考えられる。しかし、これらの経済活動への責任は問えないことになる¹²。

もう一つは、貧困の原因を国際的な政治経済制度の形成と押し付けと考えた場合には、考慮の対象外となる貧困国や貧困者がいることである。たとえば、WTO に加盟しておらず、国際的な経済的制度の枠組みの外にある国々で貧困に苦しむ人々については、考慮されなくなってしまうであろう。また、もし、完全に自由で平等な経済取引制度が形成されたとしても、先進国と発展途上国の間には、さまざまな格差が残ると考えられる。こういった格差の改善は顧みられない可能性がある。ポグゲは WTO の取り決めに「我々の市場をあまりにも小規模に開放している」(Pogge 2008: 18) と述べており、自由貿易の阻害が貧困に大きな影響を持っていると考えていることは間違いない。だが、完全な自由貿易が実現したとしても、先進国と発展途上国の間には、資源の調達から生産に至るすべての過程において格差が存在する。完全な自由貿易が実現すれば発展途上国が外貨を獲得しやすくなることは予測できるが、第一次産業に特化し、教育や技術において先進国に著しく遅れを取っている発展途上国と先進国との格差を内包した地球全体の政治経済構造は、依然として維持されるであろう。そういった問題は配慮されないことになってしまうであろう。

第三の問題点の検討に移りたい。ポグゲは、先進国主導で形成された制度の押し付けによる加害を補償する手段として、GRD を提案している (Pogge 2008: 202-221)。しかし、この制度提案には四つの問題点がある。第一に、GRD は、グローバルな貧困層も天然資

源への一定の持ち分があるという発想に基づき、原油を念頭に、天然資源の使用が決定された場合、その資源の経済的価値の持ち分が本来の保有者たちに与えられるようにするという制度提案であるという (Pogge 2008: 202-203)。しかし、天然資源の使用量に基づいて補償を算出する根拠が不明確である。先進国の人々と発展途上国の人々との天然資源の使用量の違いが甚大であることは確かだが、それが天然資源を基に補償を算出する根拠にはならない。天然資源の使用量によって GRD を算出し、それを発展途上国の人々に配分することになれば、貧困問題の改善のためには、より多くの資源の開発と消費が必要になる。これは天然資源の枯渇の観点から好ましくない状況と言える (神島 2007: 92)。このため、天然資源の使用量を補償の算出基準とするという基本的な発想に問題があると言わざるを得ない。

第二の問題点は、コストの最終的な負担者についてである。GRD の原資は原油が掘削される国が負担し、そのコストは世界市場での価格上昇を通じて、石油製品に転嫁される (Pogge 2008: 211-212)。つまり、GRD の原資は、当初は自国に有利な制度を押し付けて加害している先進国ではなく、産油国が負担することになる。そして、産油国はそのコストを原油を掘削している企業に対する課税でまかなうことになり、税金分が原油価格に上乘せされる。さらに、税金分が原油を輸入する先進国の商社や石油製品の製造業者を通して消費財に転嫁され、最終的に先進国の消費者が負担することを想定していると推測される。したがって、消費段階では、ポグゲが有責とみなしている先進国の有権者だけでなく、選挙権を持たない未成年者も含めた全消費者が負担を強いられることになるであろう。先進国の責任は先進国の国民全員が負わなければならないということであれば、先進国の全消費者が負担を強いられることには問題がないのかもしれない。しかし、ポグゲは国を代表して交渉にあたる人々を選出していることを理由に有権者に責任を帰している。したがって、本来的には、先進国の有権者が負担を担う制度設計がなされるべきであろう。

第三の問題点は、GRD の発展途上国への分配の方法および、分配にかかる人的・経済的コストについてである。ポグゲは、分配のルールについて、GRD は発展途上国に国内の貧困緩和への誘因を与えるため、発展途上国の進歩に対する報酬として発展途上国政府に基金として直接配分するとしている。よい政府は GRD の支援によって繁栄し、大衆の支持を得て政府転覆の危険を免れるため、政治的な力関係が正しい方向へ向かう。そのため、従来型の政府開発援助 (official development assistance, ODA) と違い、発展途上国側の政府の不正や受け取る人々の依存という問題も回避できるとしている。しかし、GRD

が発展途上国政府に分配されるものである以上、従来の援助について指摘されてきたような政府の腐敗と結びつかない保証はない。また、発展途上国政府が GRD を不正なく国民に分配したとしても、原資が違うだけで、従来の援助の問題点として指摘されてきた依存の問題が解決されるとは考えにくい。ポグゲの「GRD は効果的な貧困緩和という平和的な国家間競争を誘発する」(Pogge 2008: 213) という主張は、楽観的にすぎると言わざるを得ない。さらに、発展途上国が進歩しているかどうかを評価するためには、相当な労力と経済的コストが必要である。もし、人的・経済的コストをかけずに発展途上国の申告にまかせるなら、偽装が生じる可能性もある。

最後の問題点は、実現の可能性についてである。GRD のコストを最初に負担するのが産油国であるなら、GRD を実施するための枠組みをつくるために最初に必要なのは産油国政府の決断である。さらに、どの国にどの程度の GRD を分配するか評価・決定し、GRD が実際に貧困に苦しむ人々の手に届くよう監視するためには、世界的な組織による管理・運営体制が必要だ。ポグゲは、19 世紀のイギリスの奴隷貿易廃止を例にとり、道徳的な信念が人々を動かし国際政治に影響力を持ちうることや、発展途上国で生まれるテロリストなどの危険から安全を確保するという先進国の打算的な利害関心によって、超国家的な制度や団体の設立は非現実的ではないと主張する (Pogge 2008: 217)。しかし、この主張もまた、あまりに楽観的であろう。

これまで見てきたように、ポグゲの議論には、①先進国が自国に有利な政治経済制度を形成し発展途上国に押しつけていることが事実でも、それを発展途上国の貧困者への加害と捉えることに困難があること、②先進国及びその市民への帰責の妥当性に問題があること、③制度と直接関係を持たない国際金融資本や多国籍企業の責任を問えないこと、④制度の枠外にいる貧困国や貧困者を考慮に入れられないこと、⑤制度以外の先進国と発展途上国の格差に基づく経済構造に配慮できないこと、⑥加害への補償として提案されている GRD の制度設計が問題を抱えていること、という難点があることが分かった。

ポグゲの制度加害説は、先進国と発展途上国との不平等な関係が歴史的な経緯を経て生まれたものであることを指摘し、先進国の過去の責任に目を向けさせるとともに、制度による加害という責任概念を提示したことによって、分配的正義の問題と考えられてきたグローバルな経済的正義に匡正的正義という新たな視点を持ち込み、反論の余地のない義務を導き出そうとしたことは高く評価すべきであろう。しかし、先進国による有利な制度形成と発展途上国への押しつけに加害責任概念を適用することの妥当性に加え、加害責任概

念の適用によって加害者および被害者の範囲が限定されるという問題が起きていると考えられる。そこで、次節では、グローバルな経済的正義への責任を考えるに当たり、ポッグとは違う責任概念を提示しているヤングの社会的連関モデルを検討したい。ヤングは、ポッグの制度加害説について、少数の先進国による支配的な制度運営が不正義の主たる原因と捉えていることを批判し、どのようにして不正義が生み出され、再生産されているかを理解するためには、ビジネスや普通の人々の消費的な嗜好も含め、より広いルールや実践に目を向ける必要があると論じている。そして、発展途上国の貧困を構造的不正義と捉え、構造的不正義への責任は、個人の行動と引き起こされた害との関係に焦点を当てるような責任概念とは違う責任概念が必要であるとして、社会的連関モデルを提示している。

3. 2 社会的連関モデル

ヤングは、世界的な貧困は構造的不正義であるとして、その責任を問うために社会的連関モデル (Social Connection Model) を提示した (Young 2011: 95-151)。ヤングによると、構造的不正義とは、社会の中で、一方では、ある人々に能力の発揮や発展の幅広い機会が与えられ、あるいは他の人々を支配することを可能にし、他方では、ある人々が能力の発揮や発展の手段をなく奪われたり支配の脅威にさらされたりするような状況が、構造的につくり出されていることであるという。そして、構造的不正義が生み出される過程には、それぞれの目的達成や利益の獲得のために行動している多くの個人や集団が関わっている。その大多数に悪い結果を生み出そうという意図はなく、法的にも道徳的にも受け入れられるルールや規範の範囲内で活動している。しかし、結果として不正義が生み出され、再生産されているという。

ヤングは、処罰や賠償のために害の原因となった個人や集団を特定して責任を帰する、通常、法的・道徳的責任を問う際に用いられるモデルを賠償責任モデル (liability model) と呼び、このようなモデルでは構造的不正への責任を問うことはできないとした。なぜなら、賠償責任モデルは、引き起こされた害と直接関係している主体を見つけ出して責任を割り当てるが、構造的な不正義においては、害から遡って原因となった個人や集団を特定することは不可能だからだという。その理由は、構造的不正義が生産・再生産されている過程には膨大な数の個人や集団が関与しており、それぞれの個人や集団は不正義なことをしているとは考えず、その行為や活動は、法的にも道徳的にも受け入れられるものだからである。しかし、構造的不正義を生み出している過程に関与しているすべての個人と集団

は、利益を求めたり、何らかの目的を達成したりすることを通して競争や協力の相互依存のシステムとともに参加しているため、構造的不正義を生産・再生産していることへの責任を共有しているという。

ヤングは、構造的不正義への責任を問うための、このようなモデルを責任の社会的連関モデルと呼び、賠償責任モデルと対比しながら以下の五つの特徴を挙げている(Young: 105-113)。第一に、賠償責任モデルは、制裁を課したり賠償を求めたりするために罪や過失のある個人や集団を見つけて特定しようとするが、社会的連関モデルは、責任のある個人や集団を特定しない。構造的不正義は膨大な個人や集団が自分の仕事にまい進したり、法的、道徳的には受け入れられる範囲で行動したりしたことの結果である。したがって、法や道徳に反することをしていなくても、構造的不正義が生み出される過程に関与している個人や集団は責任を負わなければならない。

第二に、社会的連関モデルは、背景的な状況を判断する。賠償責任モデルでは、たとえば犯罪ならば、法的・道徳的な基本線からの逸脱があるため、それらの基本線との関係で責任があるかどうかが決まる。しかし、社会的連関モデルは、ルールや道徳から逸脱しているかどうかを評価するのではない。自分の行動が広い意味でどのような影響を与えるかに目を向けず、目の前のことしか考えずに行動している結果が不正義を生み出しているのであれば、背景的な状況も判断して責任があると考える。

第三に、社会連関モデルの責任は、過去志向ではなく、未来志向の責任である。賠償責任モデルも社会的連関モデルも過去と未来を参照しているが、強調されるものと優先順位が異なる。罪や過失を見つけれたり人を責めたりすることは後ろ向きであり、容疑者の特定、罪の償いなど、賠償責任モデルの帰責の目的は主として過去志向である。他方、社会的連関モデルの目的は未来志向である。構造的不正義は現在も進んでおり、社会構造的な過程を変革しなければ存続し続ける。したがって、不正義な結果を生み出している構造的な過程に関与しているすべての個人と集団は、生み出される不正義がより少なくなるよう、これらの過程を変革するために働かなければならない。構造的な過程がどのような不正義を生産、再生産しているかを理解するためには、不正義が過去から現在にかけてどのようにして起こってきたかに目を向ける必要がある。しかし、それは、その過程に関わっている人々が、自分たちの役割を理解するのに役立つからだ。過去に目を向ける目的は、責めたり、称賛したりすることではなく、行動、実践、政策などと構造的に生み出された結果との関係を確かめるためである。

第四に、責任は共有されなければならない。社会的連関モデルにおいては、不正義な結果を生む過程に影響を与えた人はすべて、生み出された不正義への責任を共有している。責任を共有するということは、私は個人として責任を負っているが、私が一人で責任を負っているわけではないという意味だ。責任のある個人や集団は不正義な結果を生む過程とともに参加しているため、これらの過程が生む不正義をなくす、あるいはより少なくするよう、これらの過程を変革する責任を共有している。

第五に、社会的連関モデルにおいて果たすべき責任は、政治的な責任であり、それは集団的な活動を通してのみ可能である。構造的な不正義を生み出す過程には、膨大な数の主体が関与しているため、生み出される不正義がより小さくなるよう過程を変革するのは、一人では不可能だ。社会的構造の中で多様な位置にいて活動している人々が、他の結果を生むようともに介入することによってのみ、構造的な不正義を生み出す過程を変えることができる。

さらに、ヤングは、発展途上国で労働者を搾取している工場と契約を結んで製品を製造しているアパレル産業を例に取り、発展途上国の貧困は構造的な不正義であるとして、その過程に関与しているすべての個人と集団が責任を共有すべきだと論じた(Young 2011: 125-134)。搾取工場は多くの発展途上国に広がっているが、そこで働く人々は低賃金で劣悪な労働環境に置かれ、労働時間も長いため、基本的な人権に反した状況に置かれている。多くの有名ブランドがそのような工場と契約を結んで製品を作り、生産された製品は先進国で販売される。搾取工場の労働者は、複雑な生産と供給システムの底辺におり、工場の経営者は可能な限り低賃金で労働者を雇用しようとし、工場のある国は外貨獲得のために工場建設や労働条件の規制を緩和する。国際通貨基金 (international Monetary Fund, IMF) はこうした国に緊縮財政を求めることで公共セクターの力を弱める。このように多様な主体が、それぞれ異なる形でアパレル産業に関わり、多くの個人や集団が自らの利益のために行動することで構造的な不正義が生み出される。こうした構造的に生み出された不正義を正すためには、反搾取工場運動の宣伝活動によって消費者の意識が変わり、生産現場の労働者を意識するようになってフェア・トレード商品を買うようになったり、集団的な行動や不買運動によってアパレルメーカーに圧力をかけ、工場労働者の労働条件を改善させるようにしたりすることが求められるという。

発展途上国の貧困が構造的に生み出された不正義であるというヤングの捉え方は、特にグローバル化の進んだ現在においては、おおいに説得力があると思われる。発展途上国に

における貧困は、人権を侵害され、自分たちでは状況を変えることができない膨大な人々を生んでいる。そして、その原因は特定の個人や集団の行為や活動ではない。膨大な数の個人や集団の行為、活動、政策などが複雑に絡み合い、その結果として生まれていると考えられる。さらに、貧困が生み出される過程に関与している個人や集団は、法的にも道徳的にも受け入れられる範囲内で、利益を求めたり、競争したり、協力したり、政策を実行したりしていることも事実であろう。実際、ヤングの指摘通り、先進国の消費者は、できるだけ安く商品を手に入れたいという法的にも道徳的にも受け入れられる行為として、搾取工場で製造されたかもしれない製品を買っている。また、搾取工場の経営者、工場が立地する発展途上国、IMFなどの国際機関も、人権が侵害される人々を生み出そうという意図はなく、それぞれの置かれた状況と立場においては受け入れられる仕方で経済活動を行い、施策を実施している。しかし、それらの膨大な個人や集団の行為や活動の集積が人権を侵害されている人々を生んでいることは否定できず、結果として、貧困という構造的不正義が生産・再生産されていと考えすることは妥当であろう。さらに、現在のようにグローバル化が進んだ世界においては、膨大な公的・私的な主体の行為や活動が複雑に絡み合い、貧困との因果関係の特定は困難になっている。したがって、ヤングが賠償責任モデルと呼ぶ、害の原因になった個人や集団を特定して責任を負わせるモデルでは、構造的に生み出される不正義である貧困への責任を問うことはできないという指摘には妥当性があると考えられる¹³。

しかしながら、社会的連関モデルによって発展途上国の貧困への責任を捉えるヤングの議論には、四つの問題点があると考えられる。そのうちの三つは、社会的連関モデルに基づく責任を、構造的不正義を生み出している過程の変革という未来志向の責任に限定していることに起因する。第一の問題点は概念的なもので、そもそも社会的連関モデルによる責任を未来志向の責任だけに限定することが可能なかという問題である。マーサ・ヌスバウムが指摘しているように、時間は常に進んでいるため、ある時点で未来志向の責任があり、その責任を果たさずにいた場合、時間が経過すれば、それが過去志向の責任になるのではないかという疑問が起こる(Nussubaum 2009: 141-142)。ヤングが責任を前向きなものに限定する概念的な理由は明らかでないが、現実的な問題として、①責められるべきことを確定すると将来すべきことから目をそらしてしまう、②少数の責められるべき人に注目することで、他の多くの人々を免責してしまう、③責められるべきことに焦点を当てると、不正義が起きている背景的状况から目をそらすことになりがち、④互いに責め合いをしてい

ると、役に立つ協力よりも防御に奮闘することになる、⑤責められると心が内向きになってしまう、といった理由を挙げている(Young 2011: 113-122)。しかし、ヌスバウムの指摘通り、過去への批判なしに未来へ向かうことはできないであろうし、過去志向の責任が未来志向の責任の動機になることもあるであろう。何より、すでに不正義を生み出している構造に関与しているのであれば、構造を変革する未来志向の責任だけではなく、構造に関与していることによる過去志向の責任も存在するはずである。

第二の問題点は、貧困緩和のための富裕者から貧困者への富の移転に否定的なことだ(Young 200: 148)。ヤングは、国連開発計画(United Nations Development Programme, UNDP)が先進国の国民総生産の0.7%を援助に回せば世界の絶対的貧困は解消できると指摘していることについて、否定的な見解を示している。その理由として、資本を持っている力のある人々の投資先や、何億もの人々を十分な暮らしができないような低賃金で働き続けさせたり、もっと悪い場合には生活する手段すら得られないような状態に置いたりしてしまうような契約が行われている構造的な過程は、富の移転によっては変えることはできないことを挙げている。しかし、貧困という構造的な不正義を生み出す過程を変革するためには、計画と調整、実行のための長い期間を要する。先進国から発展途上国への政府間援助や、非政府組織(non-governmental organization, NGO)による支援活動など、富裕者から貧困者への富の移転はすでにさまざまな形で行われており、現在の枠組みの中での継続と強化が可能である。確かに、富裕者から貧困者へ富が移転されても、それによって不正義を生む構造自体が改革されるわけではない。しかし、それを理由に富の移転を否定する必要はないと思われる。

第三の問題点は、社会的連関モデルに基づく未来志向の責任は政治的な責任であり、構造的な不正義を緩和したり、なくしたりする責任は、集団的な行動によってのみ果たされると限定していることである(Young: 113, 146-147)。不正義な構造に関与している主体が個人の場合もあるならば、不正義な結果を生む構造を緩和したり、なくしたりする責任も、必ずしも集団的な行動である必要はなく、個人による行動でもよいはずである。現在の世界においては、先進国で生活していれば、発展途上国でつくられた製品を買わずに生活することは不可能に近い。しかし、フェア・トレードによって輸入された商品を購入するよう努力するなど、個人でできることもある。また、果たされるべき責任は未来志向で政治的な責任であり、集団的な行動によってのみ果たされるとしているために、先進国市民はデモ行進に参加すれば責任を果たしたことになる可能性もある(神島 2007: 92)。

第四の問題点は、社会構造の中で不利な立場におかれ、構造的な不正義の犠牲になっている人々にまで、責任を負わせてしまっていることである。ヤングは、社会的連関モデルにおいて果たされるべき責任を、不正義を生み出している構造を改革する未来志向のものであるとするともに、不正義な構造の生産・再生産に関与しているすべての人が共有しなければならないとしている。このため、通常は、構造的な不正義の犠牲者と考えられている人々にも責任を負わせている。ヤングによれば、構造の中でより不利な立場にいる人々は、彼らの利益が最も問題となっているのであるから、不正義を正すための集団形成や提案を主導すべきであるという。また、彼らの社会的な位置が問題の性質への理解を独特なものにし、より強い特権的な位置にいる人々から提案される政策や行動に影響を与えることができる。したがって、彼らも他の人々とともに、不正義を生み出している構造を変革するための行動に取り組まなければならないという (Young 2011: 113, 148-149)。しかしながら、ゴウルドが指摘している通り、これは明らかに行き過ぎであろう (Gould 2009: 203)。たとえば、劣悪な労働環境で働いている搾取工場の労働者は、日々の過酷な労働に耐えて生活の糧を得るのが精いっぱいであると考えられる。自分たちの状況をよくして不正義を生む構造を緩和したり、なくしたりするために集団をつくったり、提言したりという責任を負わせることは、彼らを取り巻く状況や、それによって制限されている能力を超えた過度な要求であると言わざるを得ない¹⁴。

このように、社会的連関モデルに基づくヤングの議論については、①責任を未来志向に限定できるのかという概念的問題、②富裕者から貧困者への富の移転に否定的であること、③果たすべき責任を政治的で集団による行動に限定していること、④構造的な不正義の犠牲者にまで責任を負わせていること、という四つの問題を抱えていると考えられる。貧困を構造的な不正義と捉え、それを生み出し、再生産する過程に関与しているすべての個人と集団が責任を負うとする社会的連関モデルによるヤングの責任概念は、おおいに評価すべきであると考えられる。しかし、果たすべき責任を未来志向であるとするとともに、政治的、集団的なものに限定し、不正義を生み出すすべての個人と集団が共有すべきとしていることによって、問題が起きていると考えられる。次節では、責任基底説のうち、他者に害が及ぶことを避けることのできる行為と選択ができる主体は責任を負うと論ずるグディンの脆弱性説を検討したい。

3. 3 脆弱性説

グディンは、人間は脆弱性を持っている存在を保護する責任があるという脆弱性モデルを提示し、国際的な援助においても、脆弱性モデルは先進国から発展途上国への集団的な富の移転の根拠として最も適したモデルであると論じている (Goodin 1985)。

グディンによると、脆弱性モデルにおける脆弱性とは、他者の行為と選択に依存していることだという (Goodin 1985: 11)。そして、他の義務に比べて優先性を持つと考えられている家族、友人、雇用者と被雇用者、ビジネスマンと顧客など、特別な関係に基づく責任も、他者への依存という脆弱性によって説明することができるため、通常、考えられているほど特別なものだとは言えないという。たとえば、家族の中で親子や夫婦が責任を負っているのは、子どもは親の、夫婦は相互の行為と選択に依存しているため、子どもは親に、夫婦は互いに脆弱性を持っているからである。雇用者が被雇用者に対して責任を負うのも、商品を製造販売する会社が消費者に責任を負うのも、一方が他方の行為と選択に依存しているからである。また、電車やバスなどの公共交通機関に乗客の安全を守る責任があるのも、乗客は乗り物の中に閉じ込められて自ら危険を避けることができず、交通機関の運営会社や運転者の行為と選択に安全を依存しているからであるという (Goodin 1985: 59-61)。

概念的には、他者の行為や選択に依存しているという脆弱性を持っていれば何らかの害の脅威にさらされていることになるため、依存されている人にはそれらの害に先んじて脆弱者を保護する責任がある。グディンによると、脆弱性モデルにおける責任とは、通常、説明責任(accountability)あるいは応答責任(answerability)という言葉で分析される責任(responsibility)である。責任は自らの行為や選択の結果に対して負うものであり、責任のある行動を取るということは、結果について説明できる行動を取るということである。自分の行為の結果が他者の害になると予見できなければ責任を問われることはないが、悪い結果が予見できたのにそれを無視したり、避ける行動を取ったりしなければ、彼の行動は無責任だと言われる。したがって、脆弱者を保護する責任を果たすためには、他者を害する行動を差し控えるだけでなく、他者を助けるために積極的な行動を取ることが求められることもある。消防士やボディーガードなどの責任を負う人々にとっては、他者を助ける積極的義務と他者を害さない消極的な義務は、どちらかが強いとか、どちらかがより強制的だということではなく、まったく同等である。脆弱者保護の責任は消極的義務と積極的義務の両方を支える責任であり、いずれも強制的(compelling)である。また、脆弱性が生ま

れる原因は、問題ではない。自然の脅威でも、人工的な脅威でも、作為でも、不作為でも関係はなく、脆弱性を持った存在は保護する責任があるという (Goodin 1985: 110-111)。

グディンによると、脆弱者にとって、脅威にさらされているのは彼らの利益であり、利益という言葉は広い意味を持つが、脆弱者保護の原理においては、利益は物質的なものに限らず、自尊などの心理的なものも含まれる。また、利益は多義性を持った言葉であるが、具体的な内容を持つ。それは、基本的に必要な財であり、食糧、衣料、住居など、人々の必要性や生命に関わるものである。脆弱者保護とは、これらの利益が他者の行動や選択に依存している人々を保護することであり、何よりもまず、差し迫った必要性のある人々に援助しなければならないという。そして、脆弱性モデルは、害の原因になる、あるいは害を避けることができる効果的な行為と選択ができる主体との関係性に基づいた議論であり、何について、誰に対して脆弱性があるのかが客観的に特定される。たとえば、飛行機の乗客は目的地までの安全についてパイロットに対し脆弱性を持っているといったように、脆弱性は特定の主体と特定の脅威に対するものである (Goodin 1985: 111-113)

グディンによれば、脆弱性モデルの一番の利点は、特定の人々への責任の割り当てがしやすいことだ。たとえば、「A は X が必要だ」ということは「A は X を得るべきだ」ということを意味するが、A が X を得るために誰が助けるべきかについては明らかでない。これに対し、脆弱性モデルは関係的な議論であるため、誰が誰に対して脆弱性があるかによって、誰が助けるべきか特定できる。A が B に対し、X に関して脆弱性を持っているのであれば、B には A の X への利益を保護する責任があることになる。また、脆弱性モデルは相対的でもあるという。原則としては、もし、A の利益が B の行動と選択に対し脆弱性があるならば、B は A の利益を保護する責任があるが、その責任の強さは、B の A の利益への影響の強さの程度に依存する (Goodin 1985: 117-118)。

さらに、個人に対してではなく、集団に対して脆弱性を持っている場合にも、集団は脆弱である存在への責任を果たさなければならない。たとえば、A は B、C、D に対して脆弱であるが、B、C、D の誰か一人が必要な援助をすれば他の人は何もする必要がない場合には、全員に責任があるものの、最もよく援助できる人が援助すればよい。一人の人が溺れていて、周りに複数の人がいる場合が、これに当たる。また、B、C、D が協力しなければ A を助けられないという場合もある。たとえば、溺れている人は一人だが、その人を助けるためにはボートを出す必要があり、そのためには複数の人が必要でなければならないような場合である。このような場合には、集団が結合的でなく、個々人の集まりであって

も、脆弱である人の利益を保護するために協調的な行動がとれるよう、公的あるいは私的な枠組みをつくり、実行する責任があるという (Goodin 1985: 134-136)。

そして、グディンは、脆弱性モデルは差し迫った必要性のある人を援助するための議論であるため、集団的な富の移転に最も適したモデルであるとして、国際的な援助に脆弱性モデルを当てはめる。脆弱性モデルに基づけば先進国には発展途上国を援助する責任があるが、その責任は個人の責任ではなく、集団としての責任になる。なぜならば、発展途上国の人々は、先進国の人々に対して、個人として脆弱ではないが、集団として脆弱だからだ。ただ、集団として責任があるからといって、個人が免責されるわけではなく、責任の質が変わるだけだという。責任を負う集団の個々のメンバーは、集団として責任を果たすため、よく設計された援助の枠組みをつくるよう協力しなければならない。誰が誰を助けるのかを決める方法としては、①受け手側がどのような種類の援助を、どの程度、必要としているのか、②そのような援助をする能力が援助する側にあり、コストはどの程度か、を基準にすべきだという。援助する側が持っている能力はそれぞれ違う。たとえば、食糧が必要な時に、ある援助者は余剰の食糧がなく、別の援助者は、食糧は持っているが多くのコストをかけなければ提供できず、さらに別の援助者は、さほどのコストをかけなくても提供できる、といったことがある。また、援助する側も、援助される側も、それぞれの集団の中で、他者に対し脆弱性を持っている。たとえば、援助する側は、他の援助者の責任の不履行に対し脆弱性があり、不履行によってより高いコストを払う義務を課せられるかもしれない。援助を受ける側も、誰かがプールされている限られた援助の中からより多くのものを取れば、他の人々に残されるものは少なくなる。したがって、援助する側も援助される側も、それぞれの脆弱性から抜け出すために、彼らの中で援助の負担と利益を割り当てるための協力的な枠組みをつくる責任を負っているという (Goodin 1985: 154-169)。

自らの行為と選択に依存している脆弱性を持った対象は保護する責任を負うという脆弱性モデルに基づけば、国境を越えた援助が正当化できると指摘するグディンの議論の枠組みは、少なからぬ説得力がある。しかし、グディンの議論には、以下の四つの問題点がある。そのうちの二つは、脆弱性モデルの責任概念に関するものであり、残りの二つは、脆弱性モデルを国際的な援助に適用する場合に現れる問題点である。

脆弱性モデルの責任概念についての第一の問題点は、もともと保護する責任を負う関係にある親子や職業上、保護する責任を負う他者がいる場合と、たまたま人が溺れている場

面に遭遇するなど、それまで全く関係がなかった人でも保護すべき状況になった場合とを、同じ保護する責任として捉えている点である。グディンが論じている通り、どのような場合であっても、保護されるべき人は自ら害を避けるための行動を取ることができず、他者の行為と選択に依存しているという脆弱性を持っていることは確かだ。しかし、もともと保護すべき立場や関係がある場合と、保護すべき人に遭遇した場合とは、脆弱性を持つ原因および果たさなければならない責任が異なる。親子関係がある場合や職業上、保護する責任のある他者がいる場合は、その関係自体が脆弱性の原因になっている。他方、偶然、助けなければいけない人がいるところに遭遇した場合は、それまでまったく関係がなくても、その場面に遭遇したことによって、脆弱性のある人をその状況から助け出すという責任が生まれたと考えられる。また、前者の親子関係がある場合や職業上、保護する責任のある他者がいる場合は、特別に援助が必要な状況に陥らなくても、日常的な配慮が求められる。たとえば、親は子に対して食事や生活環境を整え愛情をもって養育することが要求されるし、バスや電車の運転手は、何らかの危険が迫っている時でなくても、業務時には十分な注意をして乗客の安全を守るよう配慮する責任を負っている。これに対し、誰かが溺れている場面に遭遇した人は、溺れている人が死んでしまうという害を防ぐための行動が求められる。このように、何らかの関係によってもともと保護する責任のある場合とまたま助けるべき人に遭遇した場合とでは、脆弱性を生む原因と果たすべき責任に違いがあるため、両者は分けて考えるべきであろう。

第二の問題点は、脆弱性モデルでは、脆弱である対象と関係が特定できると主張されているが、脆弱性を持った人が誰に何を依存しているか明らかにすることが困難な場合もあると考えられる点だ。たとえば、仕事がなく収入が得られない日雇いの土木作業員がいた場合を想定したい。その作業員は、ある会社の仕事をしようとしたが、その日は必要な人員が確保できたという理由で会社が雇うのを断ったとしたら、作業員は断った会社の行為と選択に依存しているため、その会社に対して脆弱性があるということになるかもしれない。しかし、公共事業を増やして土木作業員がもっと必要になるような予算を組める地方自治体に対して脆弱性があるということもできるであろうし、もっと景気対策に力を入れて公共事業を増やせる政府に対して脆弱性があるということも可能であろう。このように脆弱である対象と関係が自明ではない場合がある。

第三の問題点は、脆弱性モデルを国際的な援助に当てはめた場合、集団として責任を果たさなければならないとする根拠が不明確であることだ。グディンはその理由として、発

展途上国の人々は個人として脆弱ではないが、集団として脆弱であるからだとしか述べていない。しかし、発展途上国で貧困に苦しんでいる人々は、個人としても脆弱であると考えられる。たとえば、フィリピンのスラム街に住む子どもたちの場合、個々の子どもに焦点を当てれば、その子は個人として、自らの状況を変えることができず、その子に水や食料を与える能力のあるすべての人の行為と選択に依存していると考えの方が妥当であろう。

第四の問題点は、援助する側もされる側も、それぞれの集団の中で援助のためのうまく設計された枠組みをつくる責任があるとしているが、すべての援助国と被援助国が、それぞれに集団として援助のための枠組みをつくることは、現実問題として不可能に近い。グディンは、どの範囲の集団を想定しているか明らかにしていないが、援助を必要とする国や人々も、援助ができる国や人々も夥しい数に上る。特に、援助される側にとっては、たとえ一国内でも、誰がどのような援助をどの程度必要としているか把握し、効率的に援助を受ける枠組みを設計することは、かなりの困難を伴うと思われる。

このように、グディンの脆弱性モデルに基づく議論には、①形態の異なる二つの責任を脆弱性に基づく同じ責任として捉えている、②脆弱である対象と関係の特定が困難な場合がある、③国際援助に当てはめた場合、集団として責任を果たさなければならないとしている根拠が不明確である、④集団として責任を果たすために、援助国、被援助国がそれぞれ集団内で援助の枠組みをつくることは現実問題として困難である、という問題があることが分かった。

これまで見てきたように、責任を基底にグローバルな経済的正義に対する積極論を展開しているポグゲ、ヤング、グディンの三者の議論も、それぞれに問題を抱えている。しかし、これらの問題点は各論者の発展途上国の貧困者に対する責任の捉え方に関するものであり、各論者が指摘する事実を否定するものではない。ポグゲの議論においては、彼が指摘するように、先進国が自らに有利になるよう政治経済制度を形成し、それを発展途上国に押し付けているという事実自体を否定するものではない。ヤングの議論についても、現在の世界においては、一方で、豊かな人々に能力を発揮する幅広い機会が与えられ他の人々を支配することを可能にし、他方では、貧困によって能力の発揮や発展の手段がはく奪されたり支配の脅威さらされたりしている人々がいる状況が構造的につくり出されているということは、否定できない事実である。また、グディンの議論においては、発展途上国の貧困者が他者の行為や選択に依存している脆弱性を持っていること自体は確かであるが。

次章では、責任が生じる状況を分類するとともに、責任の構造を分析したい。日本語に

において責任という語は多義的であるが、英語においても責任を意味する単語は、**responsibility**、**liability**、**accountability** など複数あり、これらの単語が使われる状況も多様である。したがって、まずは、どのような状況になると、あるいはどのような状況にあれば、責任を負うことになるのかという責任を負うべき状況に着目して責任概念を分類したい。そして、責任を負う、あるいは責任があるといった場合、どのような要素によってその状況が構成されているのかという責任の構造を分析する。それらの考察に基づいて、再度、責任基底的な三者の議論を検討し、各論者が発展途上国の貧困者への責任をどのような状況と捉え、責任構造における構成要素を何であると考えているのかを明らかにしたい。なぜならば、そうすることによって、三者の議論の問題点がどこにあり、何に起因しているのかを、より明確にすることができると考えられるからである。

第4章 責任概念再考

4.1 過去責任と未来責任

責任という語はさまざま場面で使われ、使われ方も多様である。責任論を発展させるために責任概念を分析する第一歩は、責任の多義性を認識し、相異なる意味を区別することである。その先駆的な研究として、H. L. A. ハートは、責任という言葉が日常的にどのように使われているかという観点から以下の文章を提示し、責任概念の分類を試みた。

Xは、その船の船長として、乗客と乗員の安全に対し責任を負っていた。しかし、最後の航海で、彼は毎晩酔っ払っており、船の遭難に責任があった。船長は正気でないと噂されたが、医師は行為に対する責任能力があると診断した。船長は、航海中ずっと、きわめて無責任な行動を取っており、これまでのさまざまな出来事からも、責任感のある人間でないことは明らかだった。船長は、遭難は尋常でない冬の嵐に責任があると主張し続けたが、裁判において彼の怠慢な行為に対する刑事責任が認められ、別に行われた民事裁判では、生命と財産の喪失に対する法的責任を負わされた。彼は今も生きており、多くの女性や子どもの死に対して道義的責任がある。(Hart 1968: 211)

この文章の中で使われている責任という言葉を手掛かりに、ハートは、責任を「役割責任 (Role-Responsibility)」「原因責任 (Cause-Responsibility)」「負担責任 (Liability-Responsibility)」「能力責任(Capacity-Responsibility)」の4種類に分類している (Hart 1968: 211-230)。ハートによると、役割責任は、社会的な地位や集団の中の役職など特定の立場にある場合、他者への福祉の供与や集団の目的推進の責任を負うものである。上記の例の中では、「乗客と乗員の安全に対し責任を負っていた」「航海中ずっと、きわめて無責任な行動を取っており」「責任感のある人間でないことは明らかだった」の用法が該当する。原因責任は、何らかの結果の原因となっていることについて責任を負うもので、上記の例の中では「船の遭難に責任があった」「遭難は尋常でない冬の嵐に責任がある」の用法が該当する。負担責任は、刑罰を科されたり、損害を賠償したり、道徳的非難を受けるなど、ルールに則って負担を負う責任である。上記の例では「刑事責任が認められ」「民事裁判では、生命と財産の喪失に対する法的責任を負わされた」「多くの女性や子どもの死に対して道徳的責任がある」が該当する。能力責任は、法や道徳がどのような行為を要求するかを理解し、どのような行為を取るか決定し、行動する能力のことである。

上記の例では、「医師は行為に対する責任能力があると診断した」という用法が該当する。

この分類は、責任という言葉の日常的な使われ方を基にしているため、概念的な分類においては、以下の二つの点に留意する必要があると思われる。第一に、原因責任の中に人間以外のものが主体となるケースを含めていることである。たとえば、強風によってベランダに置いていた椅子が隣家に飛んでいき、窓ガラスを壊してしまった場合など、人間以外の物や事象が責任を取るべき事態の原因になることはある。しかし、責任を取る主体となりえるのは人間だけである。したがって、責任の概念的な分類に当たっては、嵐のような出来事が主体となるケースであっても、その結果について、誰が、どのような原因によって責任を負うべきかという視点から状況を検討すべきであろう。第二に、能力責任を他の三つの責任と同列に並べて分類している点である。責任能力という言葉は確かにあるが、それは責任を負う能力という意味であり、責任に関する概念というより能力に関する概念と考えるべきであろう（瀧川 2003: 27-28）。

ここでは、ハートの分類などの批判的検討の上に、どのような状況において責任実践が遂行されるのか、あるいは遂行されることが要請されるのかという観点から、過去に関する責任状況（過去責任状況）と未来に関する責任状況（未来責任状況）に分類した瀧川裕英の考察を基に議論を進めたい（瀧川 2003: 15-46）¹⁵。瀧川は、責任実践が行われる、あるいは求められる状況の分析に当たり、責任がどのような構成要素から成り立っているのか、また、それらの要素がどのような関係にあるのかという、責任の構造にまで踏み込んで検討している。このため、過去責任状況と未来責任状況の相違をより明確に提示することができる上、他の責任状況が存在した場合、責任の構造を基に責任状況を分析できるという利点がある。

瀧川によると、過去責任状況は、ある行為がなされた結果、何らかの問題が生じた状況であり、一例として、自動車事故によって歩行者が負傷したケースが挙げられている。この状況下では、一般的に加害—被害関係によって事態が捉えられ、被害の特定とともに加害者への問責が要請される。未来責任状況は、何らかの果たされるべき課題が生じている状況であり、子の養育に関する親の責任や、将来世代への環境保護の責務が例示されている。この状況において問題となるのは、行為の結果にどう対処するかではなく、何がなされるべきか、その責務を明確にすることであるという¹⁶。瀧川の見解では、過去責任状況と未来責任状況の相違は、規範に対する違反が存在するかどうかにある。過去責任状況においては、規範に対する違反が問責可能な加害として了解され、責任実践が要請されるの

に対して、未来責任状況においては、規範が参照されているものの、明確な規範への違反が存在しなくても責任が問題となる。さらに、過去責任状況は、規範に対する違反が存在した場合、その結果として生じた事態にいかに対処するかが問題になるのに対して、未来責任状況は、未だ生じていない事態にいかに対処するかに関わっているという。

瀧川によれば、責任状況の分類は責任の構造にも反映される。過去責任状況は、「ある存在者が、ある原因で、ある規範に違反した場合に、その事態について、別の存在者に対して、責任を負う」(瀧川 2003: 19-20)と定式化でき、他方、未来責任状況は、「ある存在者が、ある原因で、ある規範に基づいて、ある事態について、別の存在者に対して、責任を負う」(瀧川 2003: 20)と定式化できる。このように、二つの責任状況とも、規範に対する違反の有無以外は、①答責者、②問責者、③責任原因、④責任対象、⑤責任規範、⑥責任負担、の六つの項目からなる共通の構造を持っている。

過去責任状況と未来責任状況が六項目からなる共通の構造を持っていることについては、瀧川に同意する。その上で、過去責任状況と未来責任状況に関して、以下の三点について修正を加えたい。

第一に、過去責任状況については、ある行為がなされた結果、何らかの問題が生じた状況であるとしており、ある行為がなされなかったことによって何らかの問題が生じた状況については具体的な言及がない。しかし、作為による加害だけでなく、不作为による加害も過去責任状況に含めるべきだと考えられる。例えば、親の子への養育責任においては、一般的な養育責任は未来責任状況であるが、食事を与えないなど、養育に必要な行動を取らずに子どもに問題が生じた場合は、過去責任状況になると考えられる¹⁷。

第二に、瀧川は過去責任状況については、規範に関する違反が問責可能な加害として了解され、責任実践が要請されるとしている。だが、例えば、規範に対するに明確な違反がなくても問題のある事態となった場合、その問題の原因や結果の生成に関与したことによって答責者となる場合もあると考えられる。例えば、駐車禁止ではない住宅街の道に自動車を止めておいた時、その自動車の陰で子どもが遊んでいて、自動車の陰から出てきた瞬間、走ってきた自動車の運転者が駐車してあった自動車のために子どもに気付くのが遅れ、子どもをひいてけがをさせた場合、駐車していた自動車の運転者は、事故の原因および結果の生成に関与したことによる道徳的な責任があると考えられる。このような場合、加害によって事態が了解されなくても、過去責任状況になると考えられる。

この関与責任の例について、責任構造のそれぞれの構成要素を考えてみる。

- ①答責者：車を駐車した運転者
- ②問責者：事故にあった子ども、あるいは子どもの代理者としてのその親
- ③責任原因：車を駐車することによって事故の原因および結果の生成に関与したこと
- ④責任対象：子どもが事故にあったという事態
- ⑤違反した責任規範：明確にできない
- ⑥責任負担：明確にできない

責任規範については、たとえば、＜交通事故によってけがをすることはよくないことだ＞という規範はすべての人に了解されると考えられるが、駐車禁止のところに駐車したわけではないため、明確な規範への違反があるとは言い切れない。しかし、すべての人に受け入れられる規範に反する事態が起きたことに関与していることについては、責任があると言えるであろう。責任負担に関しても明確にすることは困難である。道路交通法上の違反がなくても、非難を甘受するなどの道義的な責任負担が生まれる可能性はある。

このように、明確な規範違反による加害—被害関係によって責任が捉えられなくても、何らかの問題のある事態の原因や結果の生成に関与したことによって過去責任状況になることがあると考えられる。本研究ではこのような責任状況を関与責任と呼び、過去責任状況に含める。瀧川も関与責任に言及しており、過去の出来事に対する何らかの作用・生成・連関・関与を意味する概念であり、過去責任状況においてのみ問題となるとしている。しかし、過去責任状況と未来責任状況の分類においてではなく、責任概念を関与責任、負担責任、責務責任の三類型で分析する中で言及しており、人間ではなく出来事が原因の生成に関与した場合を含めるなど、本稿とは異なる概念で捉えている（瀧川 2003: 30-34）。本研究では、過去責任状況を加害責任状況のみとせず、関与責任も含め、現在より前の出来事に起因する責任状況と捉える。したがって、過去責任状況は、すでに起きたことへの責任であり、未来責任状況は、まだ起きていないが、今後、何らかの出来事が起き、その出来事への責任を負う状況にならないようにする責任であると言える。

第三に、未来責任状況の中には、親の子への養育責任などとは異なる責任状況も含まれると考えられる。たとえば、大地震が起き津波が予想されるため逃げてきた人が、津波が迫ってきたため沿道にあった二階建ての民家の二階ベランダに避難していた住人に、一緒に避難させてほしいと頼んだとする。この場合、民家の住人には逃げてきた人を避難させる責任があると考えられるが、親の子への養育責任とは状況が異なると考えられる。親が子に対して養育責任を負うのは、親子という関係があり、子の親という立場があるからだ。

一方、津波のケースで民家の住人に避難させる責任があるのは、避難させなければ逃げた人は津波にのみ込まれ、最悪の場合、死亡することが予見できるからである。

責任構造の定式に沿って、親の子に対する責任の構成要素がそれぞれ何であるかを考えると以下ようになる。

- ①答責者：親
- ②問責者：子または社会
- ③責任原因：親という立場または親子関係
- ④責任対象：将来、子どもが健全に育たない事態
- ⑤参照されている責任規範：＜親は子を適切に養育すべし＞
- ⑥責任負担：子を適切に養育すること

一方、津波のケースでは以下ようになる。

- ①答責者：二階建ての民家の住人
- ②問責者：津波からの避難者
- ③責任原因：立場や関係以外のもの
- ④責任対象：避難者がけがをしたり、死亡したりする事態
- ⑤参照されている責任規範：＜救える生命は救うべし＞
- ⑥責任負担：二階に避難するのを許可すること

親の子に対する養育責任と津波からの避難者への責任の相違点として注目したいのは、責任原因、責任対象、責任負担の三点である。第一に、責任原因については、親の子に対する養育責任においては、答責者と問責者の間に親子という直接的な関係があり、子の親という立場があるため、そのこと自体が責任原因となっている。しかし、津波のケースでは答責者と問責者の間に直接的な関係がなく、関係や立場は責任原因になっていない¹⁸。

第二に、責任対象については、予見可能性に違いがある。津波のケースでは、住人が避難を許可しなければ、避難者がけがをしたり、最悪の場合には死亡したりといった、責任規範に照らして明らかに悪い将来起こりうる責任対象となる事態を、ある程度特定して予見できる。他方、親の子に対する養育責任においては、責任規範に照らして明らかに悪い事態を予見することが不可能である。親が子を適切に養育しなければ、子が将来、銀行強盗になるなどと、特定して予見できるわけではない。

第三に、責任原因および責任対象の予見の可否が異なることにより、求められる責任負担が違ってくる。親の子に対する養育責任において、答責者である親には、責任原因にな

っている関係および立場に基づき、責任対象になるような事態に陥らないよう、愛情と教育的態度をもって接するなどの配慮と努力が求められる。一方、津波のケースの答責者である二階建ての民家の住人には、問責者との間に直接的な関係がなくても、予見できる責任対象のような事態を避けるための具体的な行動が求められる。

以上のことから、親の子への養育責任と、津波からの避難者を避難させる二階建ての民家の住人の責任の違いは、以下の三点に要約できる。

第一は、前者は問責者と答責者の間に親子という直接的な関係があるため、関係や立場が責任原因になっているのに対し、後者は、問責者と答責者の関係や問責者に対する答責者の立場は責任原因になっていない。

第二は、前者は責任規範に照らして明らかに悪いと言える責任対象が予見できないのに対し、後者は予見できる。

第三は、要請される責任負担が、前者は予見できない責任対象が生じる事態に陥らないよう配慮や努力をすることであるのに対し、後者は予見できる責任対象のような事態を避けるために行動することである。

未来責任状況の中でも、前者のように責任原因が親子という関係や子の親という立場にある責任状況を「立場・関係型」と呼ぶことにしたい。また、津波のケースのように、答責者と問責者に直接的な関係がなくても、将来起こる責任対象となる事態が予見できるため、それを避けるための具体的な行動が要請される責任状況を「予見可能型」と呼ぶことにする。

では、何が予見可能型の責任原因になるのだろうか。瀧川は、未来責任状況において責任原因になるのは、「約束や同意、対象の脆弱性・緊急性である」（瀧川 2003: 23）としている。親の子に対する養育責任については同意があるが、津波のケースでは、両者の間に地震が起きた場合には避難させるという事前の約束や同意がなくても、責任を負う状況になると考えられる。したがって、ここで責任原因となっているのは、避難者の生命や安全が脅かされる差し迫った状況にあるという緊急性と、避難者は自分の力で予見される事態を回避することができないという脆弱性である。したがって、未来責任状況の予見可能型の責任原因は、約束や同意がなくても、問責者の状況に緊急性と脆弱性があればよいと言える。

では、答責者にとっては、どのようなことが予見可能型の責任が生じる必要条件なのだろうか。津波のケースで、もし家のドアに鍵がかかっている、住人自身が家具の下敷きに

なって動くことができず、ドアまで行って鍵を開けることができなかつた場合はどうだろう。逃げてきた人が津波にさらわれてしまったとしても、住人がドアを開けることができなかつたのであれば、責任を問われることはないであろう。したがって、予見可能型の責任状況は、答責者に責任対象となる事態を回避する能力があることが必要条件になる。また、もし、住人がドアを開けるためには、自らの命を危険にさらす必要がある場合はどうだろうか。その場合は、ドアを開けることを躊躇し、最終的にあきらめたとしても、そのことによって責任を問われることはないと考えられる。

以上のことから、未来責任状況の予見可能型の責任原因が生じる必要条件は、

- I 生命や安全を脅かすような問責者の状況の重大性と緊急性
- II 自らの力では責任対象となる事態を回避できない問責者の脆弱性
- III 答責者に、問責者の生命や安全を脅かすような予見できる責任対象を回避する能力があること

IV 責任対象となる事態を回避するために答責者に求められるコストが過大でないこと

の四つであると言える。これらの四条件は、いずれが欠けても責任を問われる状況にはならないと考えられる。

津波のケースのような未来責任状況の予見可能型は、もともとは問責者と答責者の間に直接的な関係がなくても、問責者の状況の緊急性と脆弱性、問責者に害が及ぶ予見できる事態を回避する能力が答責者にあること、そして、そのコストが過大でないことという四つの条件を満たしたことで、両者の間に関係が生まれ、答責者が責任を果たすべき立場になったとも考えられる。つまり、これらの四条件を満たしたことで、関係のなかつた者同士が、責任を課し責任を負う関係に移行したと捉えることもできる。

さらに、未来責任状況において求められる責任を果たさなかつた場合には、過去責任状況の不作为による加害という責任状況になると考えられる。たとえば、未来責任状況の立場・関係型である親の子に対する養育責任において、親が親としてすべき養育責任を果たさず、食事を与えなかつたり、教育を受けさせなかつたりした場合には、ネグレクトという虐待とみなされるであろう。また、予見可能型である津波からの避難者のケースでも、その能力があり、過大なコストを必要とせず助けられるのに助けず、避難者がけがをしたり死亡したりした場合には、道徳的には不作为による加害と言えるであろう。したがって、未来責任状況の立場・関係型も予見可能型も、求められている責任負担を果たさなかつた場合には過去責任状況に移行すると考えられる¹⁹⁾。

また、過去責任状況と未来責任状況については、両者を併せ持つ責任状況も考えられる。たとえば、地球温暖化によって島嶼諸国が水没の危機にあることに対する責任は、これまで地球温暖化を促進し、島嶼諸国を水没の危機に陥らせるまでに海面を上昇させてきた過去責任状況にあるとともに、島嶼諸国の状況を改善するため温室効果ガスの排出を削減するなどの未来責任状況にもあると考えられる。これは、果たすべき課題がある未来責任状況が認識された時、過去においても時間の経過とともに問責されるべき責任状況が蓄積されてきたことが認識されたため、このような責任状況になったと考えられる。したがって、この場合、過去責任状況と未来責任状況では、答責者、問責者、責任原因は同じだが、責任対象と責任負担が異なる。この場合の未来責任状況は、過去からの継続的な関係に基づくため、必然的に立場・関係型になる。

さらに、過去責任状況が未来責任状況を派生させることもある。たとえば、ある会社で会計担当者による横領が発覚した場合、会社を問責者、会計担当者を答責者とする過去責任状況が生まれたと考えられる。しかし、一人の会計担当者に権限が集中し、第三者によるチェック機能が働いていなかったことに原因の一端があったとすれば、会社側にも、会計担当者以外の人が金の出入りや使途を監視できるような、再発防止に向けたシステムをつくる未来責任状況が生まれると考えられる。また、見通しの悪い交差点で車同士の衝突事故が起きた場合には、道路管理者に信号機を設置するなどの責任が生じることもあるであろう。このように、ある過去責任状況から問責者、答責者の違う新たな未来責任状況が派生することもあると考えられる。

4. 2 責任と義務

前節において、責任状況は過去責任状況と未来責任状況に分類され、未来責任状況はさらに立場・関係型と予見可能型に分類できることが分かった。そして、未来責任状況は、立場・関係型も予見可能型も、求められる責任負担を果たさずに責任を負うべき事態になった場合には、過去責任状況になることが分かった。では、責任と義務はどのような関係にあるのだろうか。後の章において、責任を基底としたグローバルな正義の義務を検討するが、それに先立ち、責任と義務の関係を明らかにしておく必要があると思われる。前節で検討した責任の区分を基に、責任と義務と関係を考察したい。

一般的には、何らかの責任があると言った場合には、その責任に基づいて果たすべき義務が生じると考えられる。過去責任状況と未来責任状況の立場・関係型および予見可能型

において、それぞれどのような義務が課せられるか考えてみたい。過去責任状況の一例と言える自動車事故で運転者が歩行者を負傷させたケースで考えてみる。この場合、加害者である自動車の運転者には、道路交通法に違反したことに対する刑事的な責任に基づく義務と、被害者である歩行者への民事的な責任に基づく義務とが生じると考えられる。さらに、歩行者に謝罪したり、非難を甘受したりするなどの道義的な義務が生じることも考えられる。

次に、未来責任状況の立場・関係型である親の子に対する養育責任について考えよう。この場合、どこまでを義務と捉えるかは議論が分かれるかもしれない。しかし、親にはネグレクトを含む虐待をしない義務だけでなく、将来、子どもが自立して生きていけるように、できる範囲で教育を受けさせたり、社会的な生活が営めるようにしつづれたりするなど、愛情と教育的態度をもって養育する義務があると考えられる。また、未来責任状況の予見可能型である二階建ての民家の住人の津波の避難者への責任においては、避難者を二階に避難させる義務があると考えられる。

このように、義務についても、誰が、誰に対し、どのような原因によって、何について、どのような規範に基いて義務を負うのかという義務の構造とも言えるものが存在し、それは、①義務を負う存在、②義務を課す存在、③義務を負うことになった原因、④義務を負う対象となる事態または義務を負う対象となると予見できる事態、⑤義務が生じる原因になった行為が違反した規範または義務が生じる原因となる際に参照された規範、⑥果たすべき義務、の六つの要素から構成されていると考えられる。

過去責任状況、未来責任状況の立場・関係型および予見可能型のそれぞれの例として挙げた自動車事故で歩行者を負傷させた場合、親の子に対する養育、津波からの避難者のケースについて、これらの構成要素が何に当たるか考えたい。

自動車事故の場合は以下の通りだ。

- ①義務を負う存在：加害者である自動車の運転者
- ②義務を課す存在：国または国が定めた法律、被害者である歩行者
- ③義務を負う原因となった行為：歩行者を負傷させたこと
- ④義務を負うべき対象：歩行者が負傷した事態
- ⑤義務が生じる原因になった行為が違反した規範：＜安全運転をしなければならない＞、＜過失であっても加害してはならない＞
- ⑥果たすべき義務：罰金などの刑事的義務、賠償などの民事的義務、謝罪などの道義的な

義務

親の子に対する養育の場合は次のようになる。

- ①義務を負う存在：親
- ②義務を課す存在：子または社会
- ③義務を負う原因となった立場・関係：親子関係または子の親という立場
- ④義務を負う対象となることが予測される事態：子が健全に育たない事態
- ⑤義務が生じる原因になる際に参照された規範は：＜親は子を適切に養育すべし＞、
- ⑥果たすべき義務：子を適切に養育すること

津波からの避難者のケースでは以下の通りだ。

- ①義務を負う存在：二階建ての民家の住人
- ②義務を課す存在：津波からの避難者
- ③義務を負う原因：津波からの避難者が置かれた状況の緊急性と予見できる害の及ぶ事態を自らは避けることができない避難者の脆弱性、および二階建ての民家の住人に避難者に害が及ぶ予見できる事態を回避する能力があり、そのコストが過大でないこと
- ④義務を負うべき対象となることが予見できる事態：避難者が負傷したり、死亡したりする事態
- ⑤義務が生じる原因になる際に参照された規範：＜救える命は救うべし＞
- ⑥果たすべき義務：自宅の二階に避難させること

これらのことから、義務のそれぞれの構成要素と責任の構成要素と関係は、以下のようになる。

- ① 義務を負う存在＝答責者
- ② 義務を課す存在＝問責者
- ③ 義務を負う原因となった行為または関係・立場＝責任原因
- ④ 義務を負う対象となった事態や、予見できる義務を負う対象となる事態＝責任対象
- ⑤ 義務が生じる原因になった行為が違反した規範、または義務が生じる原因となる際に参照された規範＝責任規範
- ⑥ 果たすべき義務＝責任負担

このように、義務の構造とでもいうべきものは、前節で検討した責任構造と表裏一体の関係になっている。つまり、責任と義務の関係は、責任が義務を裏付けていると言え、責任が義務の根拠になっていることが分かる。また、責任負担が果たすべき義務であること

も分かった。本研究では過去責任状況に関与責任を含めているが、関与責任については責任負担を明確にするのが困難であった。したがって、関与責任の場合、責任に基づいて果たすべき義務を特定することは困難であると言える。しかし、関与責任も過去責任状況に含まれることから、責任負担、つまり責任に基づいて果たすべき義務が生まれることは前述の通りである。

また、前節において、未来責任状況の立場・関係型も予見可能型も、その責任負担を果たさなかった場合には過去責任状況に移行することが明らかになっている。この責任状況の移行を義務の観点から見ると、どのように考えられるであろうか。これまで義務は、一般的に他者を害してはならないという消極的義務と、積極的な行為によって他者に利益を与えなければならないという積極的義務とに区分されてきた (Salmond 1907: 202-203)。消極的義務と積極的義務および責任との関係で留意すべきことは、消極的義務は「してはいけない義務」であるため、これまで述べてきた責任に基づいて果たすべき義務とは意味が違うということである。また、消極的義務も積極的義務も、未来に向けての義務である。害を与えないようにするのも未来に向けてであり、利益を与えるのも未来に向けてである。したがって、消極的義務も積極的義務も、違反しない限りは責任を問われる状況にならない。

では、それぞれの義務に違反した場合には、どのような責任状況になるのだろうか。まず、消極的義務について考えてみたい。消極的義務に違反するということは、何らかの形で他者を害したことを意味する。例えば、人をナイフで刺して負傷させることは、典型的な他者を害するケースである。これは、作為によって故意に他者を害したと考えられる。自動車を運転していて誤って人をはねて負傷させた場合も、他者を害したと言える。この場合は作為であるが、注意すべきなのにしなかったという過失によって害したことになる。他者を害するのは作為による場合だけではない。たとえば、親が子に食事を与えずに、子どもが餓死したケースを考えたい。この場合は、親として果たすべき義務を果たさなかったため、つまり、なすべきことをしなかった不作為によって他者を害したケースと考えられる。また、中学校で理科の実験をする時に、担当の教師が実験の手順や注意すべきことをきちんと説明しなかったために、生徒が誤った手順で実験をして爆発が起き、生徒がけがをした場合にも、教師が教師として果たすべき義務を果たさなかったことによる不作為による加害と考えられる。では、津波が迫ってきたため逃げてきた人が、二階建ての民家の住民に避難させてほしいと頼んだが、それが可能でさほどの危険を冒す必要もないのに、

避難することを許可せず、逃げてきた人が津波に巻き込まれて死亡した場合はどうだろう。この場合も、避難させれば助かったかもしれないことを考えると、不作為によって他者を害したと考えることができる²⁰。

これらの例から、作為による場合だけでなく、不作為による場合にも、加害してはならないという消極的義務に違反したと考えられる。そして、親子という関係や教師という職業的な立場によって生まれる積極的義務に違反した場合には、不作為による加害という消極的義務違反になる。また、津波から逃げてきた人のケースのように、

- I 義務を課す存在の生命を脅かすような状況の重大性と緊急性
- II 義務を課す存在が自らの力では予見できる害の及ぶ事態を回避できない脆弱性
- III 義務を負う存在に、義務を課す存在に害がおよぶ事態を回避する能力があること
- IV 義務を負う存在に求められる負担が過大でないこと

の四つの条件が揃えば、積極的な行動を取る義務が生じ、義務に反して積極的な行動を取らなければ、不作為による加害という消極的義務違反になると考えられる。消極的義務違反は、加害—被害関係によって状況が捉えられるため、責任状況の観点から見れば過去責任状況になる。以上のことをまとめると、積極的義務には未来責任状況の立場関係型と予見可能型と相対する形態の義務があり、その義務に反すれば消極的義務違反となって不作為による加害という過去責任状況になる。このことは、未来責任状況にある場合、果たさなければならない責任負担を果たさなければ、過去責任状況になるという前節での検討結果と符合する。

第5章 発展途上国の貧困への責任

5.1 責任基底説の構造

前章では、責任状況を過去責任状況と未来責任状況に分類し、過去責任には加害責任だけでなく、問題のある事態になる原因や結果の生成に関与した責任も含まれ、未来責任状況には立場・関係型と予見可能型があることを論じ、予見可能型の成立要件を明らかにした。また、過去責任状況と未来責任状況を併せ持った責任状況があることや、過去責任状況が未来責任状況を派生させることがあることを論じた。その上で、責任と義務の関係を検討し、責任は義務を裏付けるもので、責任構造の構成要素のうち責任負担が、責任に基づいて果たさなければならない義務であることも分かった。そして、作為による加害だけでなく、未来責任状況に基づく積極的義務に違反した場合も不作為による加害という消極的義務違反になり、過去責任状況になることが分かった。

これらの理論的な枠組みを踏まえた上で、責任基底説の三人の論者が発展途上国の貧困への責任をどのような状況と捉えているか考察したい。ただ、前章では、接点のある個人の間を基に責任概念を検討したが、国際社会には個人だけでなく集団も含む多種多様な主体が存在し、ほとんどの場合、それらの主体の間に接点はない。しかしながら、国際社会においても、責任原因、責任対象、責任規範が存在するならば、答責者には問責者への道徳的な責任が生じると考えられる。

まず、ポグゲの制度加害説を見てみよう。ポグゲは、発展途上国における貧困を「全人類史上、おそらく最も大規模な人権侵害」(Pogge 2007: 52)とみなし、不作為だけでは人権侵害にならず、作為によってのみ人権侵害になるとして、作為による加害責任に焦点を当てた議論を展開している。先進国は自らに有利になるようグローバルな政治経済制度を形成し、発展途上国に押し付けるという行為によって、発展途上国の貧しい人々を貧しくさせるという危害を加えているため、先進国とその代表者を選出している市民は、世界中の極度の貧困の大半に責任を持つという。このことから、ポグゲは、発展途上国の貧困を先進国およびその市民の作為による加害による過去責任状況と捉えていることがわかる。

ポグゲの捉え方による発展途上国の貧困への責任を責任構造から見ると、個々の構成要素は以下になる。

①答責者：自らに有利な政治経済制度を形成し発展途上国に押し付けている先進国政府と、その代表者を選んでいる先進国市民

②問責者：政治経済制度の押しつけにより貧困に苦しんでいる発展途上国とそこに住む

貧困に苦しむ人々

③責任原因：先進国が自らに有利な政治経済制度を形成し、発展途上国に押し付けて加害していること

④責任対象：極度の貧困という重大な人権侵害をしている事態

⑤責任規範：＜他者に危害を加えてはならない＞

⑥責任負担：加害をやめること、あるいは加害を補償すること

第3章で指摘したポグゲの議論の問題点を、世界的な貧困への責任の捉え方の構造からみると、以下の六つのことが問題になっていることがわかる。

第一に、先進国が自らに有利な制度を形成し発展途上国に押し付けていることを責任原因としているが、一般的な加害責任概念では、責任原因と責任対象に直接的な因果関係があり、加害者と被害者の間にも責任原因となる行為を通して直接の関係があるため、被害者から加害者を特定できる。しかしながら、自らに有利な制度形成と押し付けというポグゲが指摘する責任原因と、発展途上国で貧困者が極度の貧困に陥り人権を侵害されていることとの間には、直接的な因果関係がない。また、被害者である発展途上国およびそこで貧困に苦しむ人々と、加害者である先進国及びその市民との間には直接的な関係がなく、あるのは制度を通じた間接的な関係であるため、交通事故のように、被害者が被った害悪から加害者を特定することは困難である。したがって、先進国が自らに有利な政治経済制度を形成し発展途上国に押し付けているという責任原因によって、作為による加害という責任状況にあると言えるのかどうかは疑問である。

第二に、先進国が自らに有利な政治経済制度を形成し発展途上国に押し付けているという責任原因が事実であっても、個々の先進国及び制度形成の交渉に当たる担当者は自らの職務を全うしているだけであるため、他者に危害を加えてはならないという責任規範への違反は認められない。したがって、個々の先進国およびその交渉担当者を答責者とする十分な根拠が見当たらない。このため、先進国およびその市民を答責者とすることができない。

第三に、制度的な枠組みとは直接の関係を持たないが、答責者に含まれると考えられる国際金融資本や多国籍企業の責任を問うことができない。

第四に、先進国による自国に有利な制度形成とその押し付けを責任原因にしていることから、国際的な政治経済制度の枠外にいる貧困国や貧困者を考慮に入れられない。

第五に、政治経済制度が公正なものになった後にも残ると思われる、技術、教育などさ

さまざまな格差に基づく経済構造を責任原因として考慮できない。

第六に、責任負担として提示されている GRD がさまざまな問題を抱えている。

次に、ヤングが社会的連関モデルによって、発展途上国の貧困への責任をどのような責任状況と捉えているのか見てみよう。ヤングは、貧困によって発展途上国の搾取工場の労働者が自らの能力を発揮することができない支配的な状況に置かれている状況を構造的不正義と捉え、構造的不正義を生む過程に関与しているすべての個人や集団は、それぞれが置かれた状況では法的・道徳的に問題のない行動を取っていても、結果として貧困という構造的不正義を生む過程に関与しているため、貧困への責任を共有しているとする。したがって、ヤングの発展途上国の貧困への責任の捉え方を責任構造にあてはめると、構成要素は以下ようになる。

- ①答責者：発展途上国の貧困を生む構造的不正義に関与しているすべての個人と集団
- ②問責者：発展途上国の貧困を生む構造的不正義に関与しているすべての個人と集団
- ③責任原因：発展途上国の貧困を生む構造的不正義に関与していること
- ④責任対象：発展途上国の貧困を生む構造的不正義を生み出していること
- ⑤責任規範：＜不正義を生む過程に関与してはならない＞
- ⑥責任負担：集团的、政治的行動によって不正義を生む構造を変革すること

第3章で指摘したヤングの問題点を、発展途上国の貧困への責任状況の捉え方の構造から見てみると、以下ようになる。

第一に、ヤングは、それぞれの置かれた状況においては法的にも道徳的にも認められるルールと規範に則って行動している個人と集団が、結果として、発展途上国の搾取工場の労働者を生むような貧困という構造的不正義を生み出す過程に関与していることを責任原因として、その過程に関与しているすべての個人と集団を答責者としている。不正義を生み出す構造への関与を責任原因としていることから、世界的貧困への責任状況を未来責任状況の立場・関係型と捉えることもできるが、不正義な構造への関与責任による過去責任状況にあると捉えているとも考えられる。にもかかわらず、ヤングは社会的連関モデルによって果たすべき責任は未来志向の責任であり、政治的、集团的な行動によってのみ責任が果たされるとしていることから、責任原因と責任負担の整合性に問題があると考えられる。

第二に、責任負担を未来志向の責任に限定しているため、先進国から発展途上国への富の移転という責任負担のあり方に否定的である。しかし、ヤングの世界的貧困への捉え方

は過去責任状況である関与責任とも考えられることから、責任負担についても過去志向の責任を否定する理由はないため、先進国から発展途上国への富の移転を否定することはできないと考えられる。

第三に、責任負担を未来志向の政治的責任であるとし、集団による行動によって不正義を生む構造を変革することに限定しているため、たとえば先進国の市民はデモ行進に参加さえすれば責任を果たしたことになる可能性がある。

第四に、搾取工場で人権を侵害されている人々も答責者に含めていることは、行き過ぎと考えられる。こういった問題が起こるのも、果たされるべき責任が未来志向で、政治的、集団的な行動に限定していること、また、答責者を貧困という構造的な不正義を生み出す過程に関与しているすべての個人と集団としていることが原因であると考えられる。しかしながら、これらの人々が自らの労働条件改善のために、政治的、集団的な行動をとることは、現実的には不可能であると考えられる。

次にグディンの発展途上国の貧困への責任状況の捉え方を見てみる。グディンは脆弱性モデルの原理を他者が害を被るのを予防せよという命令であり、差し迫った必要性のある人を援助するための議論であるとしていることから、世界的貧困への責任を未来責任状況と捉えていると考えられる。そして、グディンの世界的貧困への責任の捉え方を責任構造から見ると、構成要素は次のようになる。

①答責者：発展途上国の貧困による害を避けることができるため効果的な行動と選択ができる先進国の人々の集団

②問責者：貧困による害を避けることができず、貧困について先進国の行為と選択に依存している脆弱性を持つ発展途上国の人々の集団

③責任原因：発展途上国の人々が貧困によって害の可能性にさらされており、先進国の人々は自らの行為と選択によってその害を避けることができる関係にあること

④責任対象：貧困による害が発展途上国の人々に及ぶ事態

⑤責任規範は：＜依存の対象と関係が明らかな脆弱性を持った人々を保護し、害を被るのを防止せよ＞

⑥責任負担：先進国の人々と発展途上国の人々が、それぞれに集団としてうまく援助し、援助される枠組みをつくり、実行すること

第3章で指摘したグディンの問題点を責任状況の分類および責任の構造を基に、発展途上国の貧困への責任状況の捉え方という観点から再検討すると以下のようなことになる。

第一に、脆弱性モデルにおいては、親子関係などに基づく責任や職業上、他の人々を保護する立場にある人の責任と、人が溺れているところに遭遇した場合に救助すべき責任を、他者の行為と選択への依存に基づく脆弱性という同じ源泉を持っていることを根拠に同じ責任状況と捉えているが、これらは分けて考えられるべきであろう。なぜならば、両者は責任負担が異なり、前者は日常的な配慮や業務上の注意が求められるのに対し、後者は脆弱者を救助するという行動が求められるからである。つまり、グディンの脆弱性モデルは、未来責任状況の立場・関係型と予見可能型を同じ責任状況と捉えているのである。

では、グディンは国際的な援助の責任を、どちらの型と捉えているのだろうか。立場・関係型は、もともと親子などの関係や職業上、保護する責任を負わなければならない立場に基づいているが、先進国と発展途上国との間には、一部に貿易や条約、協定などによる関係があるものの、グディンはこれらの関係性は指摘していない。したがって、グディンが国際援助の根拠としているのは、貧困による害を自らの力では避けることができず、他者の行為と選択に依存しているという脆弱性のみである。したがって、これらの責任原因に照らすと、グディンは、発展途上国の貧困への責任を、未来責任状況の予見可能型と捉えていると考えられる。したがって、脆弱性モデルは未来責任状況の立場・関係型と予見可能型を分けて考えるとともに、脆弱性モデルに基づけば、国際的な援助の責任は、未来責任状況の予見可能型の責任と考えるのが妥当であると思われる。

第二に、脆弱性モデルにおいては何について誰に依存しているかという脆弱性を持っている対象と関係が客観的に特定されるとしているが、それが特定できない場合があると考えられる。発展途上国の貧困についても、貧困に苦しむ人々が貧困であることについて、あるいは安全な水や食糧が十分得られないことについて、誰に対して何を依存しているかを特定するのは困難であると思われる。なぜならば、それを特定するためには、発展途上国の貧困者が、なぜ貧困に陥っているのかという因果関係を明らかにし、問責者と答責者の関係を特定しなければならないことになる。しかし、グローバル化の進んだ現代において、それは不可能である。また、発展途上国およびその貧困者が誰の行動と選択に依存しているのかという関係が特定できなければ、誰も責任を負う必要がないということにもなりかねない。グディン自身も指摘している通り、脆弱性があるということは、別の観点から見ると必要に迫られているということである。そうであるならば、問責者と答責者が特定できなくても、一定の条件を満たせば、必要のある人に対しては、必要なものを提供する能力のある人に援助する責任があると考えの方が説得的であると考えられる。

第三に、貧困に苦しむ人々は個人として脆弱なのではなく集団として脆弱であるとして、外国への援助の責任は、援助する側と援助される側のそれぞれが集団として責任を負うとしている。つまり、責任構造からみると、答責者と問責者をそれぞれ集団に限定し、責任負担は集団として援助・被援助の枠組みをつくり、実行することとなる。しかし、問責者、答責者を集団に限定する根拠としては、問責者である貧困に苦しむ人々が、個人として脆弱なのではなく、集団として脆弱だからだと述べるにとどまり、具体的な根拠は提示されていない。問責者である貧困者は集団としてだけでなく、個人としても脆弱であると考えられる上、答責者である富裕者が集団で責任を果たさなければならないとする根拠も示されていない。

第四に、グディンは、援助側と被援助側が集団として、それぞれにうまく援助ができる、あるいは援助を受けられる枠組みをつくり、実行することを責任負担としているが、どのような範囲の集団を想定しているかは明らかにされていない。脆弱性モデルにおいては依存の対象と関係が特定できるとしているが、発展途上国の貧困については個々の依存関係を特定するのが困難であることから、集団として責任を果たすべきだとしているとも推測できる。そうであるならば、問責者と答責者は、それぞれ援助国全体と被援助国全体の集団を想定せざるを得ない。そうなれば、責任負担も援助国全体と被援助国全体がそれぞれに効率よく援助し、援助を受ける枠組みをつくり、実行することとなる。しかし、それは現実問題として困難であろう。また、発展途上国で貧困に苦しむ人々の集団が貧困による害にさらされており、その害を自ら避けることはできず、先進国で豊かな生活を送る人々の集団の行為と選択に依存しているという脆弱性があるという責任原因と、貧困による害を避けるべきであるという責任規範があったとしても、そこから集団として効率的に援助をし、援助を受ける枠組みをつくり、実行するという責任負担を導くのは困難であると思われる。

5. 2 貧困の因果的責任

前節では、責任を基底としてグローバルな経済的正義について積極的な議論を展開しているポッグ、ヤング、グディンの三者の議論の問題点を、責任状況の分類と責任構造の分析に基づいて再検討し、問題の原因を明らかにした。本節では、これらの問題の原因分析に基づき、発展途上国の貧困をどのような責任状況と捉えるのがより適切であるかを検討したい。そのためには、まず、発展途上国の貧困の原因を考察する必要がある。

ポグゲが指摘している通り、国際的な不平等および貧富の格差構造は自然に出来上がったものではなく、植民地時代の暴力的な支配によって生じたものと言ってよいであろう (Pogge 2007: 105-106)。人々が奴隷として売買され、政治制度と文化を破壊され、天然資源が奪われ、宗主国の利益を促進するために単一製品の生産構造がつくりあげられたことは、独立後も旧植民地の国々が国際的な政治経済構造の中で不利な立場に置かれ続けていることの原因の一つになっていると考えられる。他方、先進国は植民地支配によって国際的に有利な立場を形成し、その優位性を現在まで維持している。

もちろん、植民地時代の暴力的支配が、現在の国際的な格差構造の原因のすべてであるとはいえず、現在の格差構造にどの程度の影響を与えたかを計測することは困難である。しかし、先進国で豊かな生活を享受している人々と発展途上国で貧困に苦しむ人々との間には、植民地政策や奴隷制といった不正義な同一の歴史的過程から生じた関係があり、グローバルな経済的不平等を固定化させる傾向のある同じグローバルな経済構造の中で、両者が垂直的な関係に置かれ続けているということは言えるであろう。つまり、発展途上国の貧困が、他方にある豊かさと無関係に存在しているのではないことは明らかである。

現在の国際社会においては、先進国と発展途上国が過去の暴力によって結びつき、その垂直的な関係が維持されたまま再生産され、発展途上国では安全な水や食料や基本的な医療すら十分でなく、夥しい数の人々が貧困による病気や死の危機にさらされ、他方、先進国では食糧が余り、その廃棄量の多さが問題となるほど豊かな生活を享受している人々がいるという不平等なグローバルな経済構造が出来上がっている。そして、その構造の中で先進国と発展途上国をはじめ、政治経済活動に関わるさまざまな個人と集団が影響を与え合っている。そして、先進国は、政治的、経済的、技術的な優位性および発展途上国との格差を利用して、グローバルな垂直構造を維持している。

さらに、国家を超越してグローバル化した資本主義のメカニズムが、貧富の格差を維持・拡大している。グローバリゼーションによって資本や企業活動が国境を越え、国際金融資本や多国籍企業が利益を求めて活動することにより、世界的な貧富の格差を再生産し、維持していることも否定しがたい。こうした資本主義の動きが先進国の国益の拡大という政治的な力と結びついて展開されている。また、生産と消費に関しても、生産現場と市場が国境を越えて拡大し、それらが先進国の国益と結びつくことによっても、グローバルな格差を利用した垂直構造が維持されている。このような格差を包摂した垂直的なグローバルな政治経済構造の中で、一方にはその格差を利用して積極的に利益を得たり、利益を享受

しながら生活したりしている人々がおり、他方では、格差構造の下部に置かれ、安全な水や食料、住まいを得られずに、劣悪な生活状況や労働環境に置かれて、貧困に苦しんでいる人々がいる状況が生産、再生産されていると考えられる。

こうした歴史的経緯と、先進国、発展途上国およびさまざまな主体が関与する資本主義経済のグローバル化を背景に、貧困を生む政治経済構造が維持・拡大されている現状を踏まえた上で、世界的貧困をどのような責任状況と捉えるべきかを検討したい。現在の貧富の格差に基づいたグローバルな政治経済構造は、過去の植民地支配がその原因の一部をなしていることから、過去責任状況にはあることは明らかである。しかしながら、ポグが指摘するように先進国が主導して国際的な経済制度をつくり上げ、発展途上国はそれに従わざるをえない状況にあることが事実であっても、国際的な制度形成とその押しつけと、発展途上国で貧困が原因で病人や死者が出ていることの間には直接的な因果関係はないため、先進国およびその市民と発展途上国およびそこで暮らす人々との関係を、直接的な加害―被害関係と捉えて、加害責任を問うことには困難がある。

ヤングが指摘している通り、グローバル化が進んだ現在の世界においては、貧困を生み出す不正義な構造に関与しているそれぞれの主体の活動が、どのように影響しあい、どのような結果を生んでいるかを特定することは不可能であると考えられる。なぜなら、それぞれの主体は、それぞれの置かれた場においては法的にも、道徳的にも、問題のない範囲で活動しているからである。たとえ穀物メジャーが、本来、発展途上国の子どもが食べる可能性があった穀物を買付けたとしても、そこに関与した個人や集団は、自らの所属する企業の利益を上げるという本来の目的を果たすために行動したにすぎない。また、彼らとその穀物を買付けたことによって、どの国のどの子どもが食料を得る機会を失ったかを特定することは不可能である。したがって、発展途上国の食糧不足という不正義な結果が生み出されていても、それが誰の行為によるものかを特定することはできない。

これらのことから、現在の発展途上国における貧困への責任状況は、ヤングが論じているように、それぞれの置かれた状況では法的にも道徳的にも問題のない範囲で行動していても、貧困という不正義を生み出している構造にさまざまな形で関与している多様な個人と集団の責任と捉えた方が理に適っているように思われる。ポグが指摘している国際的な経済制度が先進国に有利につくりあげられ発展途上国に押し付けられている状態も、貧困という不正義を生み出すグローバルな構造の一部を成していると考えることが可能であろう。また、ヤングは貧困という不正義を生み出す社会構造を世界中に広がる搾取工場を

例に説明しているが、発展途上国の貧困を生み出す不正義な構造に関与している主体は、生産と消費に関係する個人や集団に留まらない。金融資本の投機的な活動や穀物メジャーによる穀物の買い占めなど、さまざまな主体の活動によって貧困という構造的な不正義が生まれていると考えられる。したがって、発展途上国の貧困は不平等な制度の形成と押し付けや生産・消費の関係に留まらず、先進国と発展途上国の格差を利用した不平等で垂直的な経済構造的の中で、貧困という不正義を生み出す過程に関与していることを責任原因とする関与責任であり、過去責任状況にあると捉えることには妥当性があると思われる。

また、前述したように、誰のどのような活動によって、誰がどのような貧困状態に陥ったかを、グローバル化した経済構造の中で特定することは不可能である。したがって、答責者と問責者を個々に特定することはできない。また、同じ主体が、グローバルな構造の中では、ある主体に対しては問責者であるとともに、別の主体に対しては答責者であることもあり得る。したがって、問責者は発展途上国で貧困によって苦しんでいるすべての人々、答責者は世界的貧困を生み出す構造に関与し、そこから受益しているすべての個人と集団とするのが妥当であると思われる。

世界的な貧困への責任状況における責任原因が不正義な構造に関与しているということによる過去責任状況であるならば、そこから生じる責任負担は、不正義な構造自体を正すことに加え、不正義な構造によって不当に奪われたものを補償すること、あるいは不当に得た利益を還元することになるであろう。

これらのことから導き出される、世界的貧困への責任の責任構造の構成要素は以下のようになる。

①問責者：発展途上国の貧困を生み出す不正義な構造の中で不利な立場に置かれ、貧困に苦しんでいるすべての人

②答責者：発展途上国の貧困を生み出す不正義な構造に関与し、そこから受益しているすべての個人と集団

③責任原因：歴史的な経緯を経て現在も維持・拡大されている、発展途上国の貧困を生み出す不正義な構造に関与していること、あるいは、そこから受益していること

④責任対象：不正義な構造によって貧困が生み出されている事態

⑤責任規範：＜不正義な構造を生み出すことに関与したり、そこから受益したりしてはならない＞

⑥責任負担：発展途上国の貧困を生み出している不正義な構造を正すこと、あるいは不

正義によって苦しんでいる人々に補償すること

発展途上国の貧困への責任状況をこのような構成要素からなる構造と捉えることによって、ポグゲとヤングの議論の問題点も回避できる。ポグゲの議論においては、先進国が自らに有利になるよう政治経済制度を形成し、発展途上国に押し付けていることが事実であっても、そのことを責任原因として、先進国や制度形成の交渉に当たっているその担当者を答責者にできないため、先進国および先進国市民に帰責することが困難であった。しかし、それぞれに法的、道徳的に問題にない行動を取っている個人や集団が、結果として貧困という不正義を生む構造に関与していることが責任原因であると考えれば、結果として生じている不正義に関与している責任が問われることになり、先進国や先進国の交渉担当者自らに有利な制度形成をしていることの責任を帰する必要はなくなる。また、不正義な政治経済構造から受益していることを責任原因と考えるなら、制度的な加害に直接関与していない一般市民の責任も問うことができる。貧困の原因を主に自由貿易を阻害している貿易制度に求めているため、完全な自由貿易制度が実現した場合にも、なお残る先進国と発展途上国の経済力や技術力などの格差を考慮できないという問題点も、不正義な構造への関与を責任原因とすることで回避できる。また、制度形成とは直接の関係はないが、発展途上国の貧困に大きな影響を与えていると考えられる国際金融資本や多国籍企業も、貧困を生む不正義な構造に関与していることから、責任を問えると考えられる。

また、ヤングの議論は、貧困を生み、再生産している不正義な構造に関与している個人や集団が責任を共有するとしながら、果たすべき責任を未来志向の政治的な責任で、集団による活動によってのみ果たされると限定しているため、責任原因と責任負担の整合性に問題があった。しかし、不正義な構造に関与している責任状況を過去責任状況と捉えれば、未来志向の政治的、集団的活動によってのみ責任が果たされるとする必要はない。また、不正義な構造を正すことにはならないとして否定的であった先進国から発展途上国への富の移転を否定する必要もなくなる。さらに、答責者を発展途上国の貧困を生み出す不正義な構造に関与し、そこから受益しているすべての個人と集団とすれば、不正義な構造に関与しているすべての人が責任を負うとして、不正義な構造の中で不利な立場に置かれ、人権を侵害されている人々にまで責任を負わせることもなくなるであろう。このように、ポグゲの過去責任状況の歴史的根拠をヤングの社会的連関モデルに取り込むとともに、ヤングの社会連関モデルを過去責任状況の関与責任と捉え直し、責任負担を不正義な構造を正すための未来志向の政治的責任で、集団による活動と限定せず、過去志向の責任負担を肯

定することによって、ポグゲの制度加害説の問題点とヤングの社会連関モデルの問題点が回避できると考えられる。

5. 3 統合的責任論

これまで、歴史的経緯から発展途上国の貧困への過去責任状況について見てきたが、未来責任状況はあるのだろうか。地球温暖化による島嶼諸島の水没の危機の事例に触れつつ指摘したように、過去責任状況と未来責任状況の立場・関係型を併せ持つ責任状況はあり得る。発展途上国の貧困についても、貧困を生む不正義な政治経済構造に取り込まれ、一方では人々が豊かな生活を享受し、他方では貧困に苦しんでいる関係にあることから、これらを責任原因とする立場・関係型の未来責任状況にあると考えることができるであろう。では、未来責任状況の予見可能型の責任はないのだろうか。

第3章で考察した通り、未来責任状況の予見可能型の責任は、問責者と答責者の間に直接的な立場や関係はなくても、責任規範に照らして明らかに悪いと言える責任対象が予見できるため、予見できる責任対象となるような事態に陥らないよう行動をとることが責任負担となる責任状況である。

この責任状況が成立する条件は、

- I 生命や安全を脅かすような問責者の状況の重大性と緊急性
- II 自らの力では害の及ぶ予見できる事態を回避できない問責者の脆弱性
- III 答責者に、問責者の生命や安全を脅かすような予見できる責任対象となる事態を回避する能力があること
- IV 責任対象となる事態を回避するために、答責者に求められるコストが過大でないことであつた。

では、世界的貧困は現状として、未来責任状況の予見可能型が成立すると言えるのだろうか。国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告 2014』に示された多次元貧困指数（Multidimensional Poverty Index, MPI）によると、教育、安全な水や保健医療へのアクセス、生活水準の三つの側面のうち複数の側面に欠乏を抱えた貧困状態にある人々は、発展途上国 91 カ国で約 15 億人に達している（UNDP 2014）。このことから、発展途上国の貧困をこのまま放置すれば、世界で貧困に苦しむ人々が安全な水や食料、衛生的な環境や医療を得られず、貧困による疾病や死という責任規範に照らして明らかに悪い事態が予見できる。また、状況は緊急性を要し、貧困に苦しむ人々が自らの力では、その予見できる

事態を回避できないという脆弱性を持っていることも確かである。さらに、『人間開発報告書 2005』によると、先進国が国内総所得（GNI）の 0.7%を援助にあてれば貧困を半減できるとしていることから、先進国やそこで暮らす人々には、規範に照らして明らかに悪い責任対象となる事態を回避する能力があり、そのコストも過大でないと考えられる（UNDP 2005）。したがって、発展途上国の貧困は、未来責任状況の予見可能型と捉えるための必要条件を満たしていると言える。

発展途上国の貧困を未来責任状況の予見可能型と捉えた場合、責任構造のそれぞれの構成要素は以下のようになる。

①答責者：先進国およびそこで豊かな生活を享受している市民

②問責者：発展途上国で貧困に苦しむ人々

③責任原因：発展途上国で貧困に苦しむ人々が、安全な水や食料、衛生的な環境や医療を得られず、低栄養状態に置かれ、疾病や生命の危機にさらされている重大で緊急性を要する状況に置かれていること。さらに、自らの力では、貧困による疾病や生命の危機を回避できない脆弱性を持っていること。先進国やそこで暮らす人々に、規範に照らして明らかに悪い責任対象となる事態を回避する能力があり、そのためのコストが過大でないこと

④責任対象：発展途上国で貧困に苦しむ人々が安全な水や食料、衛生的な環境を得られずに病気になったり、死亡したりする事態

⑤責任規範：＜救える命は救うべし＞

⑦ 責任負担：責任対象として予見できる事態を避けるため、具体的な行動を取ること

以上のことから、発展途上国の貧困への責任状況は、規範に照らして明らかに悪い事態である責任対象が予見でき、問責者と答責者の間に直接的な関係や立場がなくても、問責者の状況の重大性と緊急性、そして自らの力では予見できる害が及ぶ事態を避けることができないという脆弱性、そして、答責者に、予見できる害が問責者に及ぶ事態を回避できる能力があるとともに、そのコストが過大でないことを責任原因とする未来責任状況の予見可能型の責任状況と捉えることができる²¹。

この責任状況の捉え方は、グディンが論じている脆弱性モデルを修正したものと言える。グディンは、親子など特別な関係のある場合や職業上、他者を保護する責任のある場合も、誰かが溺れているところに遭遇した場合も、同じように他者の行為と選択に依存しているという脆弱性を持っていることが責任の源泉であるとして、同じ責任状況と捉えている。しかし、親子関係や職業上の立場がある場合と、溺れている人に遭遇した場合とでは、責

任の源泉は同じでも求められる責任負担が異なるため、両者は分けて考えるべきであることは前述の通りである。したがって、未来責任状況の予見可能型は、グディンの脆弱性モデルから、親子などの関係や職業上の立場などを責任原因とするケースを除いた、害が及ぶ可能性がある主体と害を避けるための効率的な行動と選択のできる主体の関係に基づく責任と同様の責任概念であると言える。

これまで見たように、発展途上国の貧困への責任は、ヤングの社会的連関モデルを基本にポグゲの制度加害説を修正して取り込み、貧困を生む不正義な構造に関与してきたことによる過去責任状況と、現在も貧困を生む不正義な構造に関与していることによる未来責任状況の立場・関係型、さらには、グディンの脆弱性モデルの修正版と言える未来責任状況の予見可能型を併せもった責任状況にあると考えられる。このように、発展途上国の貧困者への責任を基底としてグローバルな正義を考察し、上記のような責任状況にあると捉えることによって、第2章で検討した責任基底説以外の主要学説の問題点を回避することができる。まず、シンガーの援助義務説は、池で溺れている子どもを救助しなければならないという原理を、因果関係の考察なしに、まったく原因や性質の違う発展途上国の貧困問題に当てはめて義務を導出していることに問題があった。責任を基底とすれば、溺れている子どもへの責任も、発展途上国の貧困者への責任も、構成要素は異なるものの同じ責任構造を基に状況を分析することが可能になる。また、発展途上国の貧困を生み出している原因を考察し、歴史的経緯を経て貧困を生み出す不正義な構造に関与しているという責任原因に基づき、過去責任状況および未来責任状況の立場関係型の責任を根拠に義務を導出すれば、シンガーが提示する個人レベルの寄付という形での富の移転の義務を正当化することが可能である。また、個人レベルの寄付という義務は、未来責任状況の予見可能型と捉えることによっても正当化できる。

次に、ベイツの拡大ロールズ説においては、ロールズの正義の原理を世界全体に拡大して適用すべきだとしているため、ロールズが正義を考察した際の限界やその問題点がそのまま引き継がれている状況にあった。しかし、責任を基底とすれば、ロールズの正義の格差原理を世界に拡大して適用する必要はない。また、ヤングが社会的連関モデルによって論じている、ある人々に能力を発揮する幅広い機会が与えられ他の人々を支配することを可能にしている一方で、他方では能力の発揮や発展の手段がはく奪されたり支配の脅威さらされたりしている人々がいるという構造的な不正義と、ベイツが述べている国際社会における経済的な相互依存によって、一方に利益が集中し、他方には不利益が蓄積されてい

る関係は、視点が異なるものの、現在の国際社会の同じ現実を論じていると考えられる。

さらに、権利基底説では、シューをはじめとするどの論者の議論も、すべての人が安全な水や十分な食料、住居、最低限の医療や教育などを得て一定水準以上の生活を送る権利を持っていると言えたとしても、権利に基づく義務を誰に課すのかという義務の割り当てに困難があった。しかし、発展途上国の貧困者への責任状況を責任構造に基づいて考察することにより、責任負担である義務を負わせるべき答責者を、責任対象に基づいて導き出すことが可能になる。

そして、発展途上国の貧困への責任が前述のような状況にあるとなった場合には、その責任に基づく義務はどのようなものになるかということが次の課題となるであろう。まず、過去責任状況からは、答責者である貧困を生み出す不正義な構造に関与し、そこから受益してきたすべての個人と集団には、不正義な構造から受益したものを還元する義務が課されることになる。第4章第3節で考察した通り、関与責任の場合、どのような義務がどの程度まで課されるかは、場合によって異なり、不正義な構造への関与については、個人や集団ごとに関与の程度が違い、その程度を計測することも困難である。しかしながら、関与の程度が異なり、程度の計測が困難であっても、不正義な構造から受益しているすべての個人と、国家、多国籍企業、国際金融資本などを含む多種多様な集団は、不正義な構造から受益したものを、不正義な構造に関与することで不利益を受けた人々に還元する、あるいは、これまで不正義な構造の中で人権を侵害されてきた人々に補償する義務があると考えられる。

また、現在も不正義な構造に関与していることによる未来責任の立場・関係型の責任に基づく義務は、ヤングの議論のように政治的な集団による行動に限定する必要はなく、不正義な構造に関与し受益しているすべての個人と集団が、不正義な構造を正していくことであると考えられる。さらに、未来責任状況の予見可能型の責任状況に基づく義務は、予見される責任対象となる事態を避けるための具体的な行動を取ることである。したがって、グディンが論じているように集団として援助し援助される枠組みづくり実行するという義務や、シンガーの議論のように個人による寄付という義務に限定する必要はない。先進国で豊かな暮らしを享受し、過大なコストをかけずに発展途上国で貧困に苦しむ人々を救う能力を持っている市民およびその代表としての国家、さらに、その能力を持つ多種多様な集団には、予見が可能な状況にある発展途上国の貧困による疾病や死という責任規範に照らして明らかに悪い事態を避けるために、具体的な行動を取るという義務が課せられてい

ると考えられる。

第6章 懐疑論への応答

6.1 ナショナリズム

本章では、グローバルな経済的正義に懐疑的な議論を展開する論者への応答を試みたい。本節では、グローバルな正義におけるネイションの役割を重視し、その集団的自己責任論とも言える議論を展開しているミラーの議論に応答する。

ミラーは、グローバルな経済的正義の考察における責任概念を、結果責任と救済責任に区分している。ミラーによれば、結果責任は自らの行為と決断についてその利益を享受するとともに、その代償にも耐えなければならない責任であり、救済責任は助けを必要としている人々の援助に向かわなければならない責任である。そして、グローバルな経済的正義の理論においては、結果責任と救済責任のバランスが重要であるという。さらにミラーは、ネイションが自らのためにつくり出す利益および自らと他のネイションにもたらした害悪と損失について、集団的な結果責任を負う根拠として同志集団モデル (the like-minded group model) と共同事業モデル (the cooperative practice model) を提示し²²、ネイションがこれらのモデルと共通の特徴を持っている限り、集団として結果責任を負うべきだと論じている²³。さらに、救済責任については結果責任をはじめ、道徳的責任、因果的責任、利益の享受、能力の問題、共同社会の六項目の基準によって割り当てられるべきだとしている (Miller 2007: 81-134, 231-279)。

これらのことから、ミラーは、二つのモデルによって、一方では貧しいネイションが集団として自らの貧困に対して結果責任を負う根拠とし、他方では豊かなネイションに貧しいネイションへの救済を割り当てる根拠としていることが分かる。つまり、二つのモデルによって、ネイションが自己の損失に対し負う責任と、他者への損害に対し負う責任の両方を説明しようとしているのである。本節では、これらの二つのモデルによっては、他者への損害についても、自己の損失についても、ネイションに集団として責任を負わせることができないと論じるつもりである。もし、これら二つのモデルによってネイションに集団として結果責任を負わせることができないとすれば、グローバルな経済的正義の議論においては、ミラーの言うところの救済責任が重要度を増すことになる。なぜならば、ミラーは、救済責任については結果責任以外の基準によっても割り当てられるとしており、救済責任は集団だけではなく、個人が負う可能性も示唆しているからである。

ミラーが提示した二つのモデルについては、二つの段階を追って検討する必要があると思われる。すなわち、まず、各モデルが集団に責任を帰する十分な根拠を提示しているか

というモデルの適切性を評価し、次に、それらのモデルがネーションと共通する特徴をもっているかというネーションへの適合性を考察する、という二段階である。しかしながら、そもそも集団に責任を負わせることができるのかという根本的な問いに対し、賛否の立場から議論が展開されている状況にある。そこで、それらの前段階として、集団的責任概念の成立可能性の検討が不可欠だと考えられる。だが、集団的責任に関する従来の研究は、集団に他者への損害について責任を帰することができるのかという観点から行われており、集団に自己の損失への責任を帰することができるのかという観点からの議論は、管見の限り見当たらない。

そこで、以下では、まず、集団に他者への損害の責任を帰することができるのかという観点から、先行研究を基に集団的責任概念の成立可能性に遡って考察する。そして、集団に責任を帰することができる条件を規定した上で、二つのモデルが集団に他者への損害への責任を帰する根拠になりえるかというモデルの適切性を検討する。次に、他者の損害への責任と自己の損失の責任の違いを第4章第1節で検討した責任構造から分析し、二つのモデルが、集団に自己の損失の責任を帰するモデルとして適切かどうか検討する。そして、二つのモデルが、集団に他者への損害あるいは自己の損失の責任を帰するモデルとして適切であれば、それらのモデルがネーションと共通する特徴を持っているかという、ネーションへの適合性を考察したい。

集団に他者への損害への責任を帰することが可能かどうかという問題は、肯定説と否定説の双方の立場から、長年、議論が展開されてきた。肯定説は、企業など主体とみなせる集団には責任を帰せるとする主張と、主体とみなせない人々の集合にも責任を帰せるとする主張に大別できる。ここでは前者を主体説と呼ぶ。後者はさらに二つに分類できる。統一的な行動の基盤を提供する団結心や共通の利益を根拠にする議論と、集団の一員であること自体を根拠にする議論である。ここでは前者を利益依拠説、後者をメンバーシップ説と呼びたい。

まず、肯定説のうち、利益依拠説とメンバーシップ説を検討する。利益依拠説の最も有力な論者としては、ラリー・メイがいる(May 1987)。メイは、暴徒のような未組織集団にも責任を帰することができるかと主張する。そして、未組織集団に帰責する場合には、集団が引き起こした害悪に対して全員が何らかの形で貢献していることが必要条件であるとしている。暴徒の場合は、すべてのメンバーが、①直接行動した、②他のメンバーの行動を容易にした、③行動を阻止しようとしなかった、という三つの方法で結果に貢献している

という。そして、暴徒のメンバー間の関係に着目し、政治的・経済的目的のための共通の利益や、集団のメンバーであるというアイデンティティーに関する共通の信念、共通の敵や抑圧者の存在が集団に団結心を与えて集団の意思を形成し、その意思が統一性のある行動を可能にするとしている。

メイは、未組織集団である暴徒の意思を形成するのは利益やアイデンティティーの共有による団結心だと論じる。しかし、暴徒は何らかの目的を持って集まった人々ではあるかもしれないが、団結心を持って集まった集団と言えるかどうかは疑問だ。人々が暴徒化した場合、利益やアイデンティティーを共有しない人々が便乗して暴力的な活動に加わることは十分にありうる。また、集団としてどのような行動をとるかという意思統一は行われておらず、活動しているうちに過激化することも稀ではないだろう。したがって、暴徒の行動を統一された意思に基づく行動とみることは困難であり、暴徒が団結心を持った集団で、団結心によって意思を形成しているという主張にも賛同し難い。

次にメンバーシップ説を検討したい。ハワード・マクギャレー (McGary 1986) は、性差別や人種差別的な誤った常習行為については、常習行為を支持していない人も、その集団にアイデンティティーを持っていれば、集団のメンバーであるだけで責任を負うと主張する。民族やネイションなど無意識的であれ強いアイデンティティーを持った集団については、誤った常習行為を認識しているのに、あるいは認識すべきだったのに、集団の他の構成員と絶縁していない場合は、その常習行為について責任を負うという。絶縁が要求する内容は場合によって異なるが、公に反対するなどの政治的な活動が含まれるとしている。

マクギャレーの問題点は、確かに、どのような場合に免責されるかは述べているが、問題は、強いアイデンティティーを持っている集団については、なぜ、その集団のメンバーであるだけで責任を負わなければならないのかという根拠を十分に示していないことだ。彼は免責されるためには、他のメンバーとの絶縁が必要で、絶縁のために要求されるものとして悪い常習行為への反対行動への参加を挙げている。しかし、その集団のメンバーであるだけで責任を負わなければならない理由は提示していない。また、どのような条件が揃えば強いアイデンティティーを持った集団と言えるのか、何が誤った常習行為に含まれるのか、という基準も明確でない。人は自分が所属している集団については、どのような集団であれ、強さの程度の違いはあるにせよ、アイデンティティーを持っていると考えられる。また、民族であれ、ネイションであれ、所属する集団へのアイデンティティーの強さは、個人差がある。したがって、メンバーシップ説は集団への帰責条件が明確でない

め、集団に責任を帰する十分な根拠を提示しているとは言い難い。

次に集団的責任の肯定説のうち、残る主体説を検討する。その代表的論者であるピーター・フレンチ（French 1984）は、一定の条件が整えば集団に責任を帰せると主張する。彼は、集団を集計的集団（aggregate collectivity）と集塊的集団（conglomerate collectivity）に区別する。集計的集団は、暴徒やバス停でバスを待っている人々など、個々人の目的を遂行するために近い場所や空間にいる集団で、構成員が入れ替われば同一性が失われる集団である。これに対し、集塊的集団は企業や政党など、構成員が入れ替わっても存続する集団である。そして、集塊的集団には、①行為選択を可能にする意思決定過程を持つ、②集団に関わる個人への強制的な行動の基準が、大きな共同体よりも厳格である、③それぞれの構成員が決められた役割を果たし、その役割を果たしている個人が入れ替わっても集団の存在は不変である、④集団の構成員になるには、株の購入、投票等、所定の方法による、といった特徴がみられるという。

そして、集計的集団には集団として責任を帰することができず、責任を帰せるのは集塊的集団だけだという。なぜならば、責任を帰する対象は道徳的な人格を持っていないならば、道徳的人格を持っていると言えるためには、消去不能な主体であり、意思を持って選択できる行為者でなければならないが、集計的集団は消去不能な主体とも意思を持って選択できる行為者とも言えず、集塊的集団のみが消去不能な主体で、意思を持った行為者と考えられるからだという。

集計的集団は個々人の目的を果たすために、その場において集団を形成しているだけであるため、たとえば暴徒であれば、暴動が終われば集団は消滅する。したがって、消去不能な主体とは言えず、集団として責任を帰すことは不可能だという。また、暴徒のような集団が、実際に起こったこと以外の選択肢を選んだかもしれないというのは意味をなさない。もし選んだとすれば、それは、単に集団を形成する大多数の人が意思を変え、別の行動を取ったに過ぎない。つまり、集団の意思が個人の意思に還元できるため、集団が意思を持って選択しているとは言えないという。

一方、集塊的集団は構成員になる方法が決まっており、それぞれのメンバーが集団の中で決められた役割を果たし、その役割を果たしている個人が入れ替わっても集団の存在は不変であるという特徴を持っていることから、消去不能な主体であると言える。また、集塊的集団は行為選択を可能にする意思決定過程を持っているという特徴があることから、意思を持って選択している行為者であると考えられる。したがって、集塊的集団は消去不

能な主体であり、意思を持って選択できる行為者であるといえるため、責任を帰することができるという。そして、フレンチは、集団が意思決定過程を持っていると言えるためには、集団内に決定過程における責任を規定するフローチャートと基本的なポリシーがなければならぬとする。これら二つからなる集団の意思決定過程を内的決定構造と呼び、内的決定構造が集団内の人々の意思や行動を統御して集団としての意思を形成するという。つまり、責任の所在が規定された過程を経て下された決定が基本的ポリシーに適合していれば、その決定は集団の意思による決定とみなすことができ、意思に基づく行動は集団の行為と考えられる。したがって、内的決定構造を持つ集団には、集団として責任を帰することができるというのである。

消去不能な主体で、内的決定構造を持ち、意思を持って選択していると考えられる集団には集団として責任を帰することができるとするフレンチの見解は、説得的であると思われる。なぜならば、意思を持って選択できる行為主体とみなせる集団を、意思に基づいて行為選択をしている個人と同等に扱うことは可能であると考えられるからだ。したがって、このような集団に責任を帰することも妥当であると思われる。実際、フレンチの見解は、ペティットをはじめとする多くの論者に受け入れられている (Petit 2007, Erskine 2001)

しかし、他方で、責任はあくまで個人に帰するものであり、集団には帰することができないとする否定説も根強い。その先駆的論者である H・D・ルイスは、責任は本質的に個人に属するもので、責任を負えるのは個人だけであり、人は他者の行為について責任を負うことはありえないとして集団的責任を否定した (Lewis 1991[1948])。しかし、集団的責任は、ルイスが主張するような、ある個人の責任を別の個人に負わせることとは別の概念である。

ルイス以後の否定説の多くは、フレンチの見解と対照的に、どのような集団も個人のように意思を持つ主体とみなせないとして、集団への帰責を否定する。たとえば、J・アンジェロ・コーレットは、意思は信念と欲求に基づいているが、信念や欲求は個人のものであるため、集団が意思を持って行動することはできないと主張する (Corlett 2001)。組織的な集団であっても、集団の構成員が集団のために行動しているだけで、集団の行為は集団を構成する個人の行為であり、集団の決定は集団を構成する個人の決定であると主張する。同様の見解は、他の論者の議論にも見出せる (Downie 1991[1969])。

しかし、家庭など個人の領域での行為や決定と、企業など組織の一員として、その中で役割を果たすための行為や決定とは、その行為や決定が持つ意味が異なると思われる。

たとえば、企業の取締役会議における役員の発言は、個人の意思に基づく行為であっても、家族や友人との会話において発言する行為とは違い、企業の一部としての発言であり行為であると考えられる。そして、その発言内容は、社是と合致するかどうか議論され、企業全体の意思決定過程に組み込まれる。こうした決定の積み重ねによって下された最終的な決定は、企業の構成員個々人の意思を超えた決定になっているため、もはや構成員の意思に基づく決定とは言えず、集団の意思に基づく決定と見るべきであろう。したがって、集団の意思や決定は集団を構成する個人の意思や決定であるとして、集団への帰責を否定することはできないと考えられる。

では、どのような条件が整えば集団に責任が帰せるのだろうか。意思を持って行為選択している主体とみなすことができる集団は、意思に基づいて行為選択している個人と同等に扱うことができ、集団であっても責任を帰することができるとするフレンチの議論を基に、その条件を考えたい。集団が個人と同等の主体であると言えるためには、個人のように統一され、同一性を維持している主体でなければならない。まず、統一された主体と言えるためには、誰が構成員で誰が構成員でないかが明らかでなければならない。そのためには、構成員になるための手続きが規定されている必要がある。また、同一性を維持していると言えるためには、構成員が入れ替わっても集団として存続しなければならない。さらに、集団が意思を持っているとみなせるためには、規定された意思決定過程が必要であり、意思を決定するためには基本的なポリシーが必要であろう。したがって、集団に責任を負わせるためには、①確立された参加手続き、②構成員の交代に左右されない存続、③意思決定過程、④基本的なポリシー、の四つの条件が必要であると考えられる。これらの四条件が整った集団は、個人と同等とみなせる統一された同一性のある主体であり、意思を持って選択していると考えることができる。したがって、そのような集団の決定は集団の意思に基づく決定と言え、責任を帰することが可能であると考えられる。

以上の考察を踏まえて、ミラーの二つのモデルについて、これらの条件に沿い、他者への損害について集団に責任を帰するモデルとして適切であるか検討したい。まず、同志集団モデルを検討する。同志集団モデルは、騒擾する暴徒を例に、目的や見解を共有し同志として自覚し、他のメンバーからの援助をあてにして活動できるため、結果に対し直接的な役割を演じていない人々でさえ責任を問われるほど、構成員が相互に影響し合っている集団であるという。そして、暴徒が引き起こした結果責任は個別に割り当てることが不可能なため、暴徒集団の全員が平等に責任を負うとしている (Miller 2007:114-117)。モデ

ルの典型例として示されている暴徒のケースに四条件を当てはめてみる。まず、確立された参加手続きについては、それぞれの意思に従って参加しているので存在しない。次に、構成員の交代に左右されない存続は、誰が構成員なのか把握すること自体が困難で、暴動が終われば集団自体が消滅するため存在しない。さらに、意思決定過程と基本的ポリシーがないことは明らかであろう。したがって、暴徒のような集団は、統一された同一性のある集団とも、意思を持って選択できる集団とも考えることはできず、集団として結果責任を帰することはできないと考えられる。したがって、暴徒を典型例として説明されている同志集団モデルが、集団に他者への損害の結果責任を帰する根拠として適切であるとは言えないであろう。

次に、共同事業モデルについて、集団に他者への損害への結果責任を帰するモデルとして適切かどうかを検討する。共同事業モデルは、従業員が自主管理する企業を例に説明され、事業に平等に参加し公平に扱われている共同事業の受益者である集団には、集団として結果責任を帰することができるとしている。そして、この企業が製造過程で河川に化学物質を廃棄するなど、環境に好ましくない影響が出ている場合を想定する。製造過程を維持すべきか、別の高価な技術を導入すべきかを巡って従業員の意見が分かれ、前者が多数派を占めた場合、河川を元通りにするためのコストは、少数派も含めて企業集団の全員が負わなければならないという。なぜなら、彼らは公平に扱われている事業の受益者であるからだという(Miller 2007: 119-120)。

ここで例示されている自主管理企業という集団を、四条件に基づいて検討したい。確立された参加手続きについては、所定の方法によって従業員になることが想定されるため、存在すると思われる。構成員の交代に左右されない集団の存続は、従業員が入れ替わっても企業自体は存続すると考えられる。意思決定過程は、全員が平等に参加しているという前提があるため存在する。基本的ポリシーも、企業であれば利潤の追求が第一義的な目的であると推測されるため、存在すると考えられる。以上のことから、平等に事業に参加し公平に扱われている共同事業の受益者である自主管理企業という集団は、四条件すべてを満たしており、このような集団には集団として責任を帰せると考えられる。したがって、この集団を典型例とする共同事業モデルは、集団に他者への損害の結果責任を帰するモデルとして適切であると言える。

では、同志集団モデルと共同事業モデルは、集団が自らにもたらした損失について集団として結果責任を負う根拠になりえるのだろうか。そもそも、他者に損害を与えた場合の

責任と、自己に損失をもたらした場合の責任とでは、何が、どのように異なるのか、第4章第1節で検討した責任構造を基に考察したい。責任は、①答責者、②問責者、③責任原因、④責任対象、⑤責任規範、⑥責任負担、の六項目の要素からなる構造を持っている。自己の損失に対し責任を負う例として、目覚まし時計をセットするのを忘れたため寝坊して会社に遅刻してしまったが、自分の仕事が予定より遅れただけで、会社や他の社員には害悪や損失が及ばなかった場合を想定し、責任構造の構成要素がそれぞれ何であるか見てみると、以下のようになる。

①答責者：遅刻した当該の個人

②問責者：遅刻した当該の個人

③責任原因：目覚まし時計をセットするのを忘れて寝坊したこと

④責任対象：会社に遅刻し、自分の仕事が予定より遅れてしまった事態

⑤責任規範：寝坊したくなければ、寝る前に目覚まし時計をセットしなければならない

⑥責任負担は、出勤時刻に遅れることで当該の個人が会社で気まずい思いをしたり、自分に課された仕事が時間内に終わらず、本来必要でなかった残業をしなければならなくなったりすることなど

また、寝坊して会社に遅刻した場合、会社や他の社員に損害や損失を与えることもある。たとえば、遅刻したために他社との契約交渉の会議に出席できず、結べるはずだった契約を結べずに会社に損害を与えることもある。その場合の責任構造の構成要素は、それぞれ以下のようになる。

①答責者：遅刻した当該の社員

②問責者：遅刻した当該の社員

③責任原因：寝坊して会社に遅刻し、契約交渉の会議を欠席したこと

④責任対象：寝坊したため契約交渉の会議を欠席し、結べるはずだった契約を結べず会社に損害を与えた事態

⑤責任規範：会社の業務はきちんと遂行しなければならない

⑥責任負担：会社の損失を埋め合わせるための仕事をしなければならなくなったり、会社から何らかの処分を受けたりすることなど

寝坊して会社に遅刻した場合のように、ある行為が自己に損失をもたらすだけの場合もあるれば、他者にも損害を与える場合もある。また、他者に損害を与えるだけの場合もあるであろう。いずれの場合にも、自己の損失の責任と他者への損害の責任では、責任構造か

らみると、以下のような相違があると考えられる。第一の相違は、自己の損失の責任においては、問責者と答責者が同じ当該の自己であるが、他者への損害への責任では、問責者が他者であることだ。第二の相違は、責任対象が、自己の損失の責任では自己に損失をもたらした事態であるのに対し、他者への損害への責任では他者に損害を与えた事態であることになる。第三の違いは、責任負担に関わる。自己の損失の責任であれば損失を回復するだけで足りるが、他者に損害を与えた場合には、損害の補償が求められる。これは、自己の損失の責任では、損失とその回復が自己の中で完結しているが、他者への損害への責任では、完結しないからである。したがって、自己の損失の責任を自己が負う場合の状況を他者の立場から見てみると、他者は当該の自己の損失回復の責任を負う必要がないことになる。

それでは、これらのことを踏まえた上で、ミラーの二つのモデルが集団に自己の損失の責任を負わせるモデルとして適切であるかを検討したい。ミラーが二つのモデルにおいて示している典型例は、いずれも他者に損害をもたらした場合を想定しているが、それぞれの典型例である暴徒と自主管理企業について、自己に損失をもたらした場合を想定してみる。まず、暴徒の例では、たとえば、暴徒の騒擾が、何らかの理由で集団内部の暴力行為に陥ったとしよう。そして、暴徒集団の中で死者や負傷者が出た場合、暴徒集団は集団として自己責任を負うとして、集団以外の人々に救済責任を課さないこと、また、暴徒集団に個々に結果責任を割り当てることは不可能であるとして、メンバー全員に平等に結果責任を負わせることに妥当性はあるだろうか。まず、暴徒集団以外の人々には、暴徒の内部で死者や負傷者が出ても救済する責任がないとは言えないであろう。その場に居合わせた場合には、負傷者をできる範囲で手当したり、救急車を呼んだり、暴徒の活動を止めるために警察に連絡したりという責任が生じると考えることには妥当性があると思われる。また、暴徒の活動が収束した後には、警察や裁判所に、暴徒のメンバーの行為を特定し、裁判を経て刑事罰を科す責任があると考えられる。なぜならば、暴徒のメンバーとそれ以外の人々の両方を覆う社会や国家が存在し、共通の社会的な規範や法的な秩序が存在するからである。

では、集団内の暴力行為になった場合、暴徒集団のメンバーに平等に結果責任を負わせることに、妥当性はあるだろうか。暴徒のメンバーの中には、積極的に暴力を振るって他のメンバーを負傷させたり、死に至らしめたりした人々がいた一方で、他のメンバーを制止したいと思いながら逃げ回ったり、身を隠していたりしていただいだけの人々もいたはずで

ある。そういった人々を同等に扱い、平等に結果責任を課すことに妥当性があるとは言えないように思われる。したがって、暴徒を典型例とする同志集団モデルは、集団が自己に損失をもたらした場合、集団として結果責任を負うべき根拠を提示しているとは言えないと考えられる。

では、共同事業モデルは、集団が自己に損失をもたらした場合に、集団として結果責任を負うべき根拠を提示していると言えるだろうか。共同事業モデルで典型例として示されている、従業員が平等に事業に参加して公平に扱われ受益している自主管理企業において、自己に損失を与えた場合を考えてみる。たとえば、従業員の一人が事業の売上金から政治家に賄賂を渡していたため、事業を継続するためには従業員が資金を拠出しなければならなくなったとする。この場合、共同事業を行っている集団が結果責任を負い、従業員全員が拠出金を分担すべきであると言えるだろうか。本来的には、賄賂を渡して損失を出した個人に責任があるため、結果責任も当該の個人が負うべきであると思われる。しかし、その従業員に支払い能力がなく、事業を終わらせるか、全員で平等に資金を拠出して事業を継続するかで意見が分かれ、多数決の結果、事業継続派が多数を占めたとする。この場合、それまで共同事業から受益してきたことを理由に、全員が資金を拠出する責任があるとするのは理に適っているように思われる。しかし、それまでの受益の程度や拠出金の金額などを勘案し、たとえ事業が存続できなくなったとしても拠出金を出さずに事業から離脱するという選択肢が、従業員には与えられるべきであろう。ミラーは、自分でその立場を選択していなくても、何らかの集団に所属していたり、何らかの事業に参加していたりするだけで、行為の結果については責任を負うとしている (Miller 2007: 122-123)。しかし、公平に扱われ受益している集団内であっても、集団に損失が生じた場合、そのコストを分担すべきかどうかは、自由意志による離脱という選択肢が与えられるべきか、多数決による決定には従わなければならないのか、などの問題が関わってくると考えられる。したがって、共同事業モデルは、集団が自己に損失をもたらした場合に集団として結果責任を負うべき十分な根拠を提示しているとは断言できないと考えられる。

これまで、ミラーがネイションに集団として結果責任を帰することができる根拠として提示した同志集団モデルと共同事業モデルの二つのモデルについて、それぞれ他者への損害の責任を帰するモデルとしての適切性と自己の損失の責任を帰するモデルとしての適切性を検討してきた。その結果、同志集団モデルは、他者への損害についても、自己への損失についても、集団に責任を帰するモデルとして適切であるとは言えないことが分かった。

また、共同事業モデルは、他者への損害の責任を帰するモデルとしては適切であると言えるが、自己の損失の責任を帰するモデルとして、適切であるとは必ずしも言い切れないことが分かった。

では、共同事業モデルは、ネイションと同じ特徴を持っていると言えるのだろうか。ミラーはネイションが大規模な共同事業と言える根拠として、以下の二つを挙げている。第一に、同じネイションの人々は相互扶助の義務を負っていることを自覚しており、その自覚が保護サービスや福祉サービスの制度を支えている。それらの制度のために資金が拠出され、サービスからの受益は公平であるため、ネイションは構成員が公平に扱われている共同事業に参加し、受益している集団だと言える。第二に、ネイションは構成員に多くの公共財を提供しており、その最たるものが、ナショナルな言語、都市や風景の外観、ナショナルな文化の保護である。ネイションの人々はその保護に資源を投じ、制度を受け入れ、そこから受益していることから共同事業の特徴を持っている (Miller 2007: 131)。

しかしながら、相互扶助の制度やナショナルな言語、文化、景観の保護が、本当にネイションによって支えられ、ネイションが提供する公共財から受益していると言えるのかどうかは疑問である。まず、相互扶助の制度は、同一ネイションである自覚による相互扶助の義務感より、むしろステイトによる運営とステイトへの帰属意識に支えられているように思われる。たとえば、英国の国民健康サービス (National Health Service, NHS) は、国の事業として行われ、8割近くが国庫負担であり、残りは国民保険の保険料と利用者の負担によって賄われている (砂原 2006: 394-397)。しかしながら、スコットランドに強いアイデンティティーを持っていて、英国からの政治的独立を志向している人が、アイデンティティーを理由に当該システムから排除されることはない。また、独立志向を持っている人々も、スコットランドが独立しなければ、英国国民であるという認識のもと、NHS のサービスから離脱する必要はないと考えているであろう。したがって、相互扶助制度はネイションへの帰属の自覚に基づく義務感よりも、むしろ、ステイトという集団が創設し、維持しているシステムによって支えられ、人々のステイトへの帰属意識があるからこそ維持されていると考える方が理に適っていると考えられる。

ナショナルな言語の保護も、ネイションへの帰属意識が根底にあるとしても、ステイトによって創設され、運営されている制度によって維持されていると考える方が妥当であろう。たとえば、日本の義務教育では全国的に日本語の標準語の教科書が使われており、そのために国民の税金が使われ、国民は平等に受益していることから、構成員が公平

に扱われている共同事業と言えるかもしれない。しかし、それはネーションによる共同事業というより、ステイトによる共同事業と言ったほうが、適切であると思われる。

また、ナショナルな言語や文化、景観の保護から受益していると言えるかどうかは、個人の価値観によって大きく異なるように思われる。言語については道具的な機能もあることから、公用語や標準語という統一された言語の保護から全員が受益していると言えるかもしれない。しかし、公用語や標準語を母語としない人々にとっては、むしろ自分たちの母語の保護に、より大きな利益を見出す可能性もある。また、文化や景観の保護についても、受益しているかどうかは個々人の価値観に左右されると思われる。たとえば、一般的に日本の伝統文化であると考えられている歌舞伎や能、狂言、日本の象徴的な景観である富士山が保護されても、それに価値を見出さない人や地理的な理由で親近感を持たない人は、受益していると思えないかもしれない。以上のことから、共同事業モデルは集団に責任を帰するモデルとしては有用であるが、ネーションとは特徴が異なっていると思われる。したがって、ミラーが提示する同志集団モデルと共同事業モデルの二つのモデルは、いずれもネーションに他者への損害および自己の損失の結果責任を帰する十分な根拠を提供しているとは言えないと考えられる。

ミラーはグローバルな経済的正義の理論においては、自らの行為と決断の利益を享受するとともに、その代償にも耐えなければならない結果責任と、はく奪されたり苦しんだりして助けを必要としている人々の援助に向かわなければならない救済責任とのバランスが重要であると論じている。二つのモデルによって、他者への損害についても、自己の損失についても、ネーションに集団として結果責任を負わせる十分な根拠が提示できていないのであれば、救済責任に目を向けざるを得ない。なぜならば、ミラーは、救済責任については、結果責任以外にも、道徳的責任や利益の享受、能力などによって割り当てられているからである。また、救済責任についてミラーは、損害を受けた人に対する救済だけでなく、困っている人に対する援助も含めるとしている。さらに、救済責任を割り当てる対象は、集団だけではなく、個人である可能性も示唆している。したがって、以上のようなミラーの見解を所与のものとするならば、グローバルな経済的正義においては、道徳的責任や利益の享受、援助の能力などに基づいて、豊かなネーションや個人に割り当てられる救済責任の重要性が増すことになると考えられる。

6. 2 ステイティズム

グローバルな経済的正義への懐疑論において、共有文化を根拠とするのがナショナリズムであるのに対し、政治経済制度の共有を根拠とするのがステイティズム（国家主義）である。ステイティズムの典型はロールズであるが、ロールズ以降も、ステイティズムはリベラリズムの主要な論者によって受け入れられている。ロールズは、正義の第一の主題は社会の基本構造であるとしており、ステイティズムは、社会の基本構造の本質を、国家の法や制度による強制に求める議論と、国家内の社会的協働に求める議論とに大別できる（瀧川 2013: 75-77、Tan 2012: 159-160）。5章までで検討したグローバルな経済的正義の積極論との関連で見ると、先進国やその市民による責任を論じているポッグの制度加害説は、国際社会における政治経済制度が強制的なものであることを前提としていることから、国家や法制度の強制を根拠とするステイティズムとは対立する関係にあると言える。また、国家内の社会的協働を根拠にするステイティズムは、国際社会における経済的な相互依存関係を基にロールズの正義論を世界全体に適用すべきであると論じるベイツの拡大ロールズ説とは対立する議論となっている。本節では、ステイティズムの論者のうち、強制説に立つネイゲル（Nagel 2005）とブレイク（Blake 2001）、および協働説を取るサンジョバンニ（Sangiovanni 2007）の議論を検討したい。

ネイゲルは、ホブスおよびロールズの正義の理論に則って、正義は主権を持つ国家の中でのみ妥当し、国際社会では成立しえないと論じている。ネイゲルは、主権が市民の名において行使されることにより、市民は主権が可能にする法的、社会的、経済的制度を通して互いに正義の義務を負うとしたロールズの政治的リベラリズムの立場に則り、自らの立場を正義の「政治的構想（the political conception）」と名付けた。そして、正義の政治的構想においては、政治的経済的正義は強力な主権の支配の下での政治的社会において他の人々と結びついているがゆえに生起される積極的権利に基づき、平等な市民権、機会の平等、公共政策を通しての社会経済的財の分配的不平等を緩和する権利を要求できるとする。さらに、主権国家は単なる利益のための共同事業ではなく、その基本構造を決める社会的ルールは強制的に課せられるため、集団的な決定が個人的な選好と違って主権を受け入れなければならない。しかし、われわれは単にシステムを押し付けられているだけでなく、その合作者であることが重要なのだという（Nagel 2005: 114-130）。

他方、国際社会においては国際的なルールや制度があるものの、それらは自己利益を求める主権国家の交渉によって成立しており、影響を受ける個人すべての名において集会的

に機能していない上、強制的に押し付けられてもいない。正義の政治的構想によると、正義は、統治されているすべての人々の名によって規定され、その決定に同意しなくても、その権威の受け入れを命じる集団的に押し付けられた社会的枠組みを必要とする。つまり、正義は自発的結社や、共通の利益を促進するために関心のある参加者が交わした契約には適合せず、政治的権威を要求する集団、力によって決定を押し付ける権威にのみ適合する。したがって、参加している国家あるいはそのメンバー全体を覆う主権がない国際社会は、正義を遂行することが可能でないだけでなく、正義を要求するには不適切な場であるという(Nagel 2005: 130-140)。

ただ、ネイゲルは、実践的には発展途上国で貧困に苦しむ人々への国境を越えた援助を是認する。しかし、その根拠は正義ではなく人道的なものであるとしている。正義の義務が不平等に対して存在するのに対し、人道的な義務が必要性に対して存在する。さらに、無政府から正義への道は、不正義を通過しなければならないという。なぜならば、正義の概念と国民国家の正統性の歴史を振り返ると、最初に権力の集中があり、その後、権利の行使における利益への配慮が要求されるようになるため、正統性や民主主義のためには、不正義で正統性のない体制が不可欠だからである。したがって、グローバルな正義が実現する道は、現在、最も力がある国民国家の利益にかなった明らかに不正義で正統性のない権力によるグローバルな機構の創造を通してしかないという(Nagel 2005: 140-147)。

ネイゲルの議論については、以下のような問題がある。現在、世界政府が存在しないことは確かであるが、地球全体を覆う強制的な制度をもった統治集団がなければグローバルな正義が生起されないとはいえないと考えられる。むしろ、正義を実現するためには制度構築が必要であるという考える方が、適切であろう。現在の国際社会にはグローバルな資本主義経済によって不平等を維持・再生産している不正義な構造が存在する。したがって、世界政府のような強制的な制度を伴う統治集団がなくても、不正義な構造を是正しなければならないと考えられる。むしろ、世界全体を覆う強制的な制度がないからこそ、現在ある不正義な制度や構造を、より正義にかなったものにしていく必要があると考えるべきであろう。

次にブレイクの議論を検討したい。ブレイクの議論は、以下のように要約できる。すべての人間は、自ら選択した目的に向かって行動し発展できる自律的な主体として尊重されなければならない、それが実現できる環境や条件を持つ道徳的な資格を持っている。強制は、個人の選択による計画やその遂行が他のものにとって代わられることから、個人の自律を

侵害する。国家の刑法や民法、税法は明らかな強制である。強制的である法システムは、一見、リベラルの自律の理論と対立するが、国家は個人の自律のために必要であるため、国家をなくすことはできない。したがって、同じ法システムの中で生きるすべての人々の仮説的な同意を通して正当化する必要がある。この同意の条件は、ロールズが論じているように、相対的なはく奪や物質的平等への考慮を要求する。したがって、法システムの存在と、それらの正当化の必要性が、国家レベルでの相対的な不平等への関心を妥当なものにする。国際社会においては、貿易や外交がどんなに盛んになっても、個々の道徳的主体に対して、国内と同程度に強制力を発揮するような制度は存在しない。したがって、リベラリズムはグローバルなレベルでの物質的な平等には関与せず、物質的な平等は、国内の領域でのみ見られる形の強制的文脈においてだけ正当化される。共通の市民権を持つ関係のみが、分配的な取り分における平等への関心を正当化できる関係である (Blake 2001: 257-296)。

ブレイクの議論には、二つの問題点があると考えられる。第一は、国際社会におけるさまざまな制度やシステムも、程度の差はあるにせよ、個人の自律に影響を与えるような強制力を持っていることだ。たとえば、国家間の条約や国際機関による制裁によって禁輸措置が取られ、国内に物資が入ってこなくなれば、その国の人々の生活に大きな影響を与え、個人の自律を侵害するような強制となりうる (Hassoun 2011: 68-77)。個人の自律は重要な価値であり、国家の法システムが強制力を伴っているため個人の自律を侵害する可能性があるが、個人の自律のためには国家が必要であるため、法の強制力の影響を受けるすべての人々の仮説的な同意によって正当化されるような法システムが必要であるということは認める。しかし、国際的なレベルにおいても、個人の自律に影響を与えるような強制が存在するならば、当然、それらの正当化が必要であり、相対的なはく奪や物質的平等への考慮が要求されるはずである。したがって、物質的な平等は、国内の領域でのみ見られる形の強制的文脈においてのみ正当化されるとは言えないと考えられる。

第二の問題点は、ネイゲルの議論の問題点と同様に、グローバルなレベルでの強制的な制度がないことを理由に正義の要求が妥当しないとすることはなく、強制的な制度がないからこそ、そこに存在する制度を正義にかなったものにしなければならないと考えられることだ。ブレイクは、制度について、何も無いところから始めたらどのような制度がよいかではなく、国家は存在するものとして認め、制度の正当化のためにわれわれは何をすべきかを問うことを前提にしている。その理由は、国家は今後も継続していくため、

その方が現在の世界への指針を与えてくれるからだという (Blake 2001: 260-261)。そうであるならば、国際社会にもさまざまな制度が存在するため、それらを存在するものとして認め、それらの正当化のために何をすべきかを検討しなければならないであろう。

ブレイクとネイゲルが強制を正義の義務の根拠とするのに対し、協働に依拠するのがサンジョバンニである。サンジョバンニは、平等が正義の要求となるのは同一国家の市民、実際のところは同国居住者であるという。しかし、それは国家が個人に対し直接的な強制力を持ち、法を守らせるために強制力を使うという事実が平等主義の正義の概念を妥当なものにするからではなく、人々が個人の計画に基づいて行動し、能力を開発するために必要な協働関係を提供するのが国家だからだという。そして、以下のように論じる。

ブレイクもネイゲルも、国家の強制と正義の要求としての平等との結び付け方に違いはあるが、いずれも国家の強制が正義の要求としての平等の必要条件であるとしている。しかし、強制は平等のための必要条件ではない。国家の能力は、裁判、行政、警察、軍隊によって支えられ、それらは私たちが物理的な攻撃から守る必要性から継続的に解放し、法的に規制された市場へのアクセスを保証し、財産権や財産を持つ資格を得るための安定したシステムを維持し、再生産する。これらの能力をつくりだし、効率的に機能させるためには、財政的、社会的な基礎を必要とする。同じ国の市民あるいは同国居住者は、納税や政治活動を通して、あるいは単に法的に規定された活動を遵守することを通して、国家を構成し、その財政的社会的基礎を支えている。同じ権威への参加と国家の再生産は特別な関係を生む。平等主義的な正義の義務を同国人あるいは同国居住者に負うのは、彼らは、他国人は行わないような方法で、われわれが人生の計画に基づいて行動し、それを発展させるのに必要な基本的な条件を保証してくれるからである。国家の強制は平等主義的な正義の概念の構築にとって妥当なものだが、それは強制が自律を侵害するからではなく、強制が国家を維持するのに役立つからである。したがって、強制が分配的な平等の理論に対して持つ影響は、偶発的、間接的であり、道具的なものである。

国際的な体制は、二つの点で国家とは違う。第一に、国際的な体制は、EUであっても権威を持つ範囲が狭い。第二に、グローバルな体制は国家の存在を前提としており、安定的な市場や法システムなど、社会を支えるすべてものものについて、それを支え、再生産するのに必要な財政的、法的、行政的、社会的手段を持たない。自分の能力を開発し才能や能力を使うために必要な基本的な財は他国民には依存しない。平等は、私たちが物理的な攻撃から防御し、安定した財産権や財産を持つ資格を維持する究極の責任を負う法的政治

の権威の再生産を共有する状況においてしか適用されない。したがって、国際的な体制が自立的に規制的、分配的能力を持つまでは、正義の要求としての平等は当てはまらないという(Sanjovanni 2007: 3-39)。

サンジョバンニの議論にも二つの問題がある。一つは、与えられた才能や能力を発揮するためには、国家の裁判、行政、警察、軍隊によって安全が守られ、法的に規制された市場へのアクセスが保障され、財産権や財産を持つ資格を得るための安定したシステムが維持され再生産されていることが必要であることは認めるとしても、才能や能力を発揮するためには国家による法やシステムだけではなく、経済的な豊かさも必要である。先進国や先進国市民、あるいは居住者が豊かな生活を享受している背景には、それを支えている不正義なグローバルレベルの政治経済構造が存在する。サンジョバンニは、市民として、生産者として、あるいは単に生物的存在として法や社会のルールを守ることによって国家の再生産に貢献した人々は、公正な取り分を持っているとする。そうであるならば、グローバルなレベルの政治経済構造の再生産に貢献し、先進国やその居住者が豊かな生活を支えている発展途上国の居住者も、公正な取り分を持っていると考えるべきであろう。

また、グローバルなレベルでの不正義な政治経済構造の中で、先進国に生まれたならば開花させることができたはずの才能が、発展途上国に生まれたがために開花させられなかったとしたら、それは不平等であり、正義に適っているとは言えないであろう。サンジョバンニは、分配の規制や基本的な集合財の再生産のための社会的政治的制度がない世界には、再分配の基礎がないため、どこの国に生まれたかという道徳的な忝意性だけでは、分配的な平等主義への要求をつくり出すには不十分だと言う(Sanjovanni 2007: 27)。しかし、同じ才能を持っていても、どこの国に生まれたかによってそれを開花させられるかどうかに分かれるとしたら、その忝意性は道徳的な関心の対象になるべきものである。また、国際的な体制が自立的に規制的、分配的能力を持っていないから正義の要求が当てはまらないとするのではなく、現に不平等が存在し、正義に適った分配制度がないのであれば、正義にかなう規制的な分配能力を持った制度構築をする義務があると考えの方が妥当であろう。

第7章 結論

本研究の目的は、発展途上国で貧困に苦しむ人々の状況を国境を越えて改善する正義の義務はあるのか、あるとすればその根拠は何かというグローバルな経済的正義について、責任基底説の既存の諸説がもつ問題点を明らかにするとともに、発展途上国の貧困への責任への新たな捉え方を提示することにあった。この目的のために、どのような状況で責任が生じるかという責任状況の分類と責任構造の分析にまで遡行して、責任基底説を取るポグ、ヤング、グディンの三者の議論を検討した。

その結果、責任状況は、関与責任を含め結果への対処が要請される過去責任状況と、果たされるべき課題への対応が求められる未来責任状況に分類でき、未来責任状況はさらに立場・関係型と予見可能型に分けられることが分かった。さらに、過去責任状況と未来責任状況を併せ持つ責任状況があること、過去責任状況が未来責任状況を派生させることがあること、そして、未来責任状況において果たされるべき責任を果たさなかった場合には、過去責任状況に移行することも分かった。また、どのような責任状況であっても、責任は、①答責者、②問責者、③責任原因、④責任対象、⑤責任規範、⑥責任負担からなる共通の構造を持っていることも確認できた（第4章第1節）。そして、責任構造における責任負担が義務であり、積極的義務を果たさなければ消極的義務違反となることが分かった（第4章第2節）。

これらの考察を基に責任基底説の三者の議論を再検討したところ、ポグの加害責任論は、先進国が自らに有利な政治経済制度を形成し発展途上国に押し付けているという責任原因と、発展途上国の貧困による人権侵害状況という責任対象との間に直接的な因果関係がないことから、先進国およびその市民を答責者とする加害責任状況と捉えるには根拠が不十分であることが分かった。ヤングの社会的連関モデルは、貧困を生む不正義な構造への関与という責任原因と未来志向の責任に限定した責任負担とが整合的でなく、不正義な構造に関与しているすべての個人と集団が責任を負うとしているため、不正義な構造の中で不利益を被っている人々にまで責任を負わせ、富裕者から貧困者への富の移転の否定的であるなどの問題が生じていた。グディンの脆弱性モデルは、問責者と答責者の関係性が必ずしも特定できるわけではないところに難点があり、国際的な援助において集団として効率的な援助ができる枠組みをつくるという責任負担の根拠が不明確であった（第5章第1節）。

そして、発展途上国の貧困は、過去の歴史的経緯を経て現在の状況に至っていることから

過去責任状況にあると言えるが、ポッグが指摘するような加害責任ではなく、先進国が自らに有利な制度を形成し発展途上国に押し付けていることも含め、ヤングの社会的連関モデルが提示する、貧困という構造的不正義を生む過程に関与していることを責任原因とする責任状況にあると捉える方がより適切であると論じた（第5章第2節）。また、貧困という人権侵害を生む不正義な構造に関与していることを責任原因とするならば、未来責任状況の立場・関係型にあると捉えることもでき、さらに、発展途上国の貧困者が置かれている状況の緊急性と脆弱性、貧困者に及ぶことが予見できる害を回避できる能力が富裕者にあり、その能力とそのコストが過大でないことから、未来責任状況の予見可能型にあるとも言えると分かった（第5章第3節）。さらに、グローバル経済的正義への懐疑論についても検討し、ネイションの集団的自己責任論とも言えるナショナリズムは、集団的責任の成立可否まで遡行して検討し、ナショナリズムが提示する二つのモデルについて集団に責任を帰するモデルとしての妥当性とネイションとの適合性について検討した結果、いずれのモデルもネイションに集団的責任を帰する根拠になりえないことが分かった（第6章第1節）。また、ステイティズムも、国家の法制度的な強制を基にしても、国家内の協働を基にしても、経済的な正義の義務を国家内の人々の間だけに限定する十分な根拠を提示しえていないことを論じた（第6章第2節）。

ナショナリズムもステイティズムもグローバルな経済的正義の義務を否定する十分な根拠を提示し得ないならば、発展途上国の貧困への責任が過去責任状況と未来責任状況を併せ持った責任状況にあると考えることは、責任に基づいて果たすべき義務を検討する上で重要な意味を持つ。世界的な貧困への責任が関与責任を含む過去責任状況にあるならば、そこから導かれる義務は、ヤングが指摘するような未来志向の政治的な集団行動に限定する必要はない。なぜなら、過去責任状況であれば、これまで先進国やその市民が不正義な構造から不当に得てきた利益を、不利益を被ってきた発展途上国やその市民に還元する必要があるからだ。したがって、先進国およびその市民から発展途上国およびその市民へ富を移転することは、単なる人道的な義務ではなく、不正義な構造の関与によって得てきた不当な利益の還元という正義の義務であると言える。また、未来責任状況の立場・関係型とも捉えられることから、不正義な構造に関与しているすべての個人と集団に、先進国に有利な政治経済制度の改善を含め、貧困を生む不正義な構造を是正する義務が課せられることになる。また、未来責任状況の予見可能型の責任状況にもあることから、貧困による疾病や死という予見できる責任対象を避けるための行動を取る義務が、その能力のあるす

すべての個人と集団に課せられる。その方法は集団によるものや政治的なものに限定される必要はなく、予見される責任対象に陥る事態を避けるための積極的で包括的な行動が求められることになる。

これらの義務が存在するならば、先進国やその市民が不正義な構造から不当に得てきた利益を発展途上国やその市民に還元し、不正義な構造を是正するとともに、貧困による疾病や死などを避けるという義務を果たすためには、何をすべきかということが次の課題となる。しかし、本研究は方法論の研究に先行する哲学的研究であり、問題解決のための根拠を明らかにすることを目的とする。したがって、制度設計を含むは方法論の検討は大変重要な課題であるが、財の再分配や貧困状態の改善のための具体的な方法を提示することは本研究の射程を越えているため、他の研究に委ねるしかない。

また、本研究では論じることができなかったが、今後、グローバルな経済的正義において検討すべき課題がいくつか残されている。第一に、国境を越えて貧困状態にある人々の状況を改善することが責任に基づく正義の義務であるならば、次の段階として、どこまでが正義の義務かという問題が出てくる。この問題については、正義が要求するものが平等であるとする平等主義に対し、優先主義と十分主義の立場から、批判的な議論が展開されている。最も不遇な人々を優先して状況改善を図るべきであるとする優先主義は、平等主義がすべての人の暮らし向きが悪くなるとしても平等が望ましいと考えることを批判する。また、十分主義は、個人の利益が何らかの基準による閾値以下にならない程度に十分であることに課題を置くため、閾値を越えた場合には、最も不遇である人々であっても、その状況の改善に配慮する必要がないとする考え方に批判がある。第二に、正義の義務が平等主義を要求するのであれば、その次の段階として、何によって平等を計るのかという問題が出てくる。何によって平等を計るかという問題については、厚生主義、資源主義、ケイパビリティ・アプローチの立場から論議が展開されている。社会の何らかの資源を基準にすべきであるとする資源主義の立場からは、効用を指標とする厚生主義に対し、高価な嗜好や野心を持った者がより多くの所得や資源を獲得し、そうでない嗜好の持ち主には低い所得や資源を与える公共政策を奨励してしまうという批判がある。また、厚生主義に対しては、ハンディキャップを負った人や抑圧的な環境に置かれた人の中には、選好自体をその環境に適応させていく（適応的選好形成）人たちがいるため、そうした選好の充足をハンディキャップや悲惨な社会経済環境とは無縁の人の選好充足と等しいものとみなすことはできないという批判もある。この難点を避けるべく、ケイパビリティ・アプローチ

は、成立している事態だけではなく、そうした事態を実現することを含めた評価を「機能」という概念で行い、機能を果たすべき自由や機会を含む潜在能力に注目することで、個人の選択という行為者性を勘案できると指摘する。

正義の義務が何を要求するか、また、もし正義の義務が平等を要求するならば何によって平等を計るのかという問題については、責任基底説を取るポグゲ、ヤング、グディンの三者は、いずれも、どちらの問題についても言及していない。したがって、本研究によって、責任論の観点から考察すると国境を越えて貧困状態にある人々の状況を改善することが正義の義務であると言えるならば、次に検討すべき課題として、その義務は何を要求するのか、もし、平等を要求するならば何によって平等を計るのかという問題が浮上すると考えられる。これらの問題については本研究では検討できなかったが、グローバルな経済的正義における重要な論点であるため、今後の課題としたい。

1 グローバルな経済的正義の議論においては、国境を越えて貧困者の状況を改善するのが正義の義務か、人道の義務か、という観点からの議論もある。しかし、正義の義務と人道の義務の差異およびその定義については共通の了解が存在せず、議論が交錯している状況にある。また、それらの差異に言及せず、単に義務という語を用いる論者も多い。しかし、正義の義務が人道の義務より厳格であることは共通の認識と考えてよいと思われる（神島 2007、Gilabert 2012、瀧川 2013）。ここでは、果たさないことが不当であると考えられる義務として、正義の義務を捉えたい。

2 シンガーの議論を発展させる試みとして Unger 1996。

3 援助義務説、拡大ロールズ説、責任基底説という呼称は、宇佐美 2005 および宇佐美 2013 を参照している。宇佐美 2013 では、グディンを責任基底説の範疇に入れていないが、グディン自身が、自分の議論における鍵となる考えは責任であると述べていることから、本研究では責任基底説の一つと考える[Goodin 1985: 113]。

4 もちろん、すべての学説がこのいずれかに分類できるわけではない。たとえば、左派リバタリアンの立場から、初期の資源分配の国家間格差を是正するため、資源における優位性を享受する国々への国際課税による再分配を主張する論者もいる(Steiner 1999)。

5 しばしば見られる批判の一つは、シンガーの議論は求めるものがあまりに過大であるというものだ(Fishkin 1982)。実際のところ、先進国で豊かな生活を享受している人々が、飢饉に苦しみ餓死している人々と同程度に自分や家族の生活レベルを低下させるところまで寄付することは不可能であろう。したがって、要求が過大で現実的でないという批判は妥当である。しかし、どんなに過大な要求でも、その議論が説得的であれば、実現に向かって努力すべきであることは否定できない。問題は要求が過大であることではなく、シンガーの議論自体が説得的でないことにある。また、シンガーは、要求の度合いがあまりにも高いため人々が従わないであろうという批判を受け、後の著書においては人々の理解を得られる目標であることが大事であるとして、先進国で豊かな暮らしをしている人々はグローバルな貧困の撲滅のために、最低限、収入の1%を寄付すべきであると修正している(Singer 2004)。

6 拡大ロールズ説に含まれると考えられる他の議論として Pogge 1989、Moellendorf 2002。

7 ハーサニは、社会において、どれだけ多くの人にとって重要か、どれだけ強く必要とされているかに関わらず、最も不遇な人を優遇する政策が取られることになると指摘し、格

差原理を批判している (Harsanyi 1975)。

⁸ このことはシュー自身も認めており、同じ制度が、いつでもどこでも最も効果的だと考える理由はないと述べている (Shue 1996: 17)。

⁹ 関連する議論として O'Neill 2005。オニールが指摘しているように、国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (CESCR)」に批准した国に権利に相對する義務を課すということであるならば、生活に必要な最低限のものを得て人間らしい生活を送る権利は、地球上のすべての人に与えられた権利とは言えなくなるに違いない (O'Neill 2005: 429-433)。

¹⁰ 関連した議論として、O'Neill 2005。オニールが論じているように、最低限の生活に必要なもの得て、ある程度文化的な生活をすることを保障する義務が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を批准した国に課されるのであれば、地球上のすべての人がそれらへの権利を持つとは言えなくなるであろう (O'Neill 2005: 427-429)。

¹¹ シューと類似した議論として、ニッケルが、政治的な権利と同様に経済的権利も重要であると論じ、それは発展途上国においても同様だと主張している。この議論自体は説得的だが、ニッケルも、その権利に対応する義務は誰が負うべきなのかという点について、結論を導き出させていない (Nickel 2005)。

¹² たとえば、1997年のアジア通貨危機においては、国際金融資本などの投機筋が巨額の利益を得るためにもくろんだタイ・パーツの暴落が、他のアジア新興諸国に飛び火して、地域全体の経済・金融に壊滅的な打撃を与えたことが指摘されている (押村 2010: 39)。また、多国籍企業については、1970年代以降急成長した新興工業地域やインド、中国などの経済発展は、多国籍企業の直接投資と結びついているというメリットはあるものの、多国籍企業によって外部化されたコストが進出先の国や地域に押し付けられ、地域社会が疲弊する事例も指摘されている (田中祐二 2008)。また、国連がグローバルコンパクトによって企業が人権を尊重し、強制労働や児童労働を廃止するよう求めているのは、これらの事実が存在することの裏返しと言えるであろう (United Nations 2000)

¹³ 押村は、構造的不正義という概念の強みは、途上国の飢餓や貧困の悪化には直接加担していない主体にも構造に対して負う責任を問うことができることであると指摘している。また、社会的連関モデルについては、①不平等が「容疑者の見えない共同不正行為」であったとしても構造との関わり方に応じた責任追及が可能になる、②事態を悪化させるような傍観、無知、放置の責任にまで踏み込み得る、③無過失責任にまで責任概念を拡張しうる、という点を評価している。これらの評価については、本研究もすべて同意するものである (押村 2010: 40-42, 194-199)

¹⁴ 神島は、搾取工場の労働者にも責任を負わせることについて、そのためのケイパビリティの充足方法を論じるべきであると指摘している。

¹⁵ 瀧川以外にも、ハート以降の多くの研究者によって、明示的でない場合もあるが、責任概念は過去志向と未来志向の責任に区分されてきた。たとえば、グディンは非難責任と課題責任に分類している。そして、非難責任を、人々が自分の過失や引き起こした結果、特に害に対して負うものであり、単純に引き起こされた結果の害の程度として捉えられるとする。これに対し、課題責任は、義務を割り当てるのが目的であるという (Goodin 1987)。

¹⁶ もちろん、時間は常に進行しているため、未来責任状況は現在を含めた未来と考えるべきであろう。親が子を養育する責任は将来のためではあるが、現在の時点においても養育責任を負っていることは確かである。その前提を踏まえた上で、ここでは未来責任状況と呼ぶことにする。

¹⁷ 瀧川も、親の子への養育責任について、何らかの規範に違反したがゆえに子の養育に責任を負う場合には過去責任状況と理解されるとしていることから、不作為による加害も過去責任状況に含めていると推測できる。(瀧川 2003: 19)

¹⁸ この場合、避難者が住人に避難を依頼した時点で、両者の間に関係性が生まれたと解

積することもできる。だが、親子関係と違うのは、それまで両者の間に何の関係もなくとも、責任を負う状況になることである。

19 予見可能型の過去責任状況への移行は、結果の予見可能性が法的な過失責任の成立要件になっていることによっても裏付けられる。予見可能性が過失責任の成立要件であるということは、予見できた時点で何らかの対処をする責任が生じていると考えられる。

20 ポグゲはこれと似た例を提示して、作為と不作為を分けることの困難さを指摘している。ボブが溺れているところにジルが船で通りかかり、ジルがボブを助けなかった場合、ジルがボブを助けなかったという不作為と見ることもでき、ジルがボブから離れたという作為と解釈することもできるという。(Pogge 2007: 20-21) しかし、離れるという行為は、ジルに向けられた行為ではないことから、この場合は、不作為と考えるのが妥当であると考えられる。

21 発展途上国の貧困者への責任を未来責任状況の予見可能型を考えられるということの意味は、国連などによって提示されているデータから、先進国およびその市民は発展途上国における貧困死や貧困による疾病が予見できる状況にあるということであり、先進国市民が個人として発展途上国の貧困に関する情報を入手し、貧困死や貧困による疾病を予見できていることを意味するものではない。

22 ミラーはネイションを、①共通のアイデンティティーを持つ集団で、宗教集団やエスニック集団など他のアイデンティティーを持つ共同体への所属を排除せず、②公共文化を共有し、③構成員が相互に特別な義務を負っていることを認識し、④その存続が価値あるものとして捉えられ、⑤政治的自己決定への熱望を持っている、という五つの条件を備えた集団であるとしている (Miller 2007: 124-127)。⑤が条件に含まれることから、原則として同じステイトに属する人は一つのネイションと解して議論を進めたい。

23 ミラーは結果責任と道徳的責任を分けて考えており、結果責任は、あくまで結果によるコストを負担する責任であるとしている。

【文献】

- Barry, Brian 1973. *The Liberal Theory of Justice: A Critical Examination of the Principal Doctrines in A Theory of Justice by John Rawls*, Oxford University Press.
- Beitz, Charles 1979. *Political Theory and International Relations*, Princeton University Press. (進藤榮一訳『国際秩序と正義』岩波書店, 1989年)
- Beitz, Charles R. and Goodin, Robert E. 2009. "Introduction: Basic Rights and Beyond," in Beitz and Goodin (eds.), *Global Basic Rights*, Oxford University Press.
- Blake, Michael 2001. "Distributive Justice, State Coercion, and Autonomy," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 30, No. 3, pp. 257-296.
- Caney, Simon 2007. Global Poverty and Human Rights: The Case for Positive Duties, in Thomas Pogge(ed.), *Freedom from Poverty as a Human Rights*, Oxford University Press.
- Corlett, J. Angelo 2001. "Collective Moral Responsibility," *Journal of Social Philosophy*, Vol. 32, No. 4, pp. 575-584.
- Downie, R. S. 1991 (1969). "Collective Responsibility," in Larry May and Stanley Hoffman (eds.), *Collective Responsibility*, pp. 47-51.
- Erskine, Toni 2001. "Assigning Responsibilities to Institutional Moral Agents: The case of States and Quasi-States," *Ethics and International Affairs*, Vol.15, No. 2, pp. 67-85.
- Gewirth, Alan 1982. *Human Rights: Essays on Justification and Applications*, University of Chicago Press.
- Goodin, Robert E. 1985. *Protecting the Vulnerable*, The University of Chicago Press.
——— 1987 "Apportioning Responsibilities," *Law and Philosophy*, Vol. 6, pp. 167-185.
- Gould, Carol C. 2007, "Various of Global Responsibility: Social Connection, Human Rights, and Transnational Solidarity," in Ann Ferguson and Mechthild Nagel (eds.), *Dancing with Iris: The Philosophy of Iris Marion Young*, Oxford University Press.
- Fishkin James 1982. *Limits of Obligation*, Yale University Press.
- French, A. Peter 1984. *Collective and Corporate Responsibility*, Columbia University Press.
- Gilbert, Pablo 2012. *From Global Poverty to Global Equality: A Philosophical Exploration*, Oxford University Press.
- Hart, H. L. A. 1968. "Postscript," in his *Punishment and Responsibility: Essay in the Philosophy of Law*, Oxford University Press, pp. 211 – 130.

- Harsanyi, John C. 1975. "Can the Maximin Serve as a Basis for Morality? A Critique of John Rawls's Theory," *The American political Science Review*, Vol. 69, No. 2, pp. 594-606.
- 2008. "John Rawls's Theory of Justice: Some Critical Comments in Justice," Marc Fleurbaey, Maurice Salles, and John A. Weymark (eds.), *Political Liberalism, and Utilitarianism: Themes from Harsanyi and Rawls*, Cambridge University Press.
- Hassoun, Nicole 2012. *Globalization and Global Justice: Shrinking Distance, Expanding Obligations*, Cambridge University Press.
- Lewis, H. D. 1991 (1948). "Collective Responsibility," in Larry May and Stacey Hoffman (eds.), *Collective Responsibility: Five Decades of Debate in Theoretical and Applied Ethics*, Rowman and Littlefield, pp. 17-33.
- May, Larry 1987. *The Morality of Groups: Collective Responsibility, Group-Based Harm, and Corporate Rights*, University of Notre Dame Press, pp. 73-111.
- McGary, Howard 1986. "Morality and Collective Liability," *Journal of Value Inquiry*, Vol. 20, pp. 157-165.
- Miller, David 2007. *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press.
(富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『国際正義とは何か——グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011年)。
- Moellendorf, Darrel 2002. *Cosmopolitan Justice*, Westview Press.
- Nagel, Thomas 2005. "The Problem of Global Justice," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 33, No. 2, pp. 113-147.
- Nickel, J. W. 2005. "Poverty and Rights," *Philosophical Quarterly*, Vol. 55, No. 220, pp. 385-402.
- United Nations 2000. Global Compact, <https://www.unglobalcompact.org/>
- United Nations Development Programme (UNDP) 2005. Human Development Report 2015 (『人間開発報告書 2005』国際協力出版会、2005年)。
- 2014. *Human Development Report 2014*,
<http://www.undp.org/content/dam/undp/library/corporate/HDR/2014HDR/HDR-2014-English.pdf>
- Nussbaum, Martha C. 2009. "Iris Young's Last Thoughts on Responsibility for Global Justice," in Ann Ferguson and Mechthild Nagel (eds.), *Dancing with Iris: The Philosophy of Iris Marion Young*, Oxford University Press.

- O'Neill, Onora 2005. "The dark side of human rights," *International Affairs*, Vol. 81, No. 2, pp. 427-439.
- Parfit, Derek 1997. "Equality and Priority," (Ratio new series) X 3, Blackwell Publishers, pp. 202-221.
- Pettit, Philip 2007. "Responsibility Incorporated," *Ethics*, Vol. 117, pp.
- Pogge, Thomas 1989. *Realizing Rawls*, Cornell University Press.
- 2007. Sever Poverty as a Human Rights Violation, in Pogge (ed.), *Freedom from Poverty as a Human Right*, Oxford University Press.
- 2008. World poverty and Human Rights, Second Edition, Polity Press. (立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』生活書院、2010年)
- Rawls, John 1999 (1971). *A Theory of Justice*, Revised Edition, Harvard University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店、2010年)
- Richardson, Henry 1999. "Institutionally Divided Moral Responsibility," in Ellen Frankel Paul, Fred D. Miller, Jr., and Jeffrey Paul(eds.), *Responsibility*, Cambridge University Press.
- Salmond, John William 1907. *Jurisprudence: Or, The Theory of The Law*, Second Edition, Steven and Haynes.
- Sangiovanni, Andrea 2007. "Global Justice, Reciprocity, and the State," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 35, No. 1, pp. 3-39.
- Shue, Henry 1996 (1980). *Basic Rights: Subsistence, Affluence, and U. S. Foreign Policy*, Second Edition, Princeton University Press.
- Singer, Peter 2008 (1972). "Famine, Affluence, and Morality," in Tomas Pogge and Keith Horton (eds.), *Global Ethics: Seminal Essays*, Paragon House, pp.1-27.
- 2004. *One World: Ethics of Globalization*, Second Edition, Yale University Press. (山内雄三郎・樫則章監訳『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005年)
- Steiner, Hillel 1999. "Just Taxation and International Redistribution," in Ian Shapiro and Lea Brilmayer, (eds.), *NOMOS SLI: Global Justice*, New York University Press.
- Tan, Kok-Chor 2012. *Justice, Institution, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*, Oxford University Press.
- Unger, Peter 1996. *Living High and Letting Die: Our Illusion of Innocence*, Oxford University Press.

Usami, Makoto 2013. *Global Justice: From Responsibility to Rights*, Discussion Paper, No. 2013-02.

World Bank 2013. "The State of the Poor: Where are the Poor where are they Poorest," 17 April 2013.

Young, Iris Marion 2011. *Responsibility for Justice*, Oxford University Press.

伊藤恭彦 2007 「デイヴィッド・ミラーのグローバルな正義への懐疑論：グローバルな正義の課題設定のために」『静岡大学法政研究』、11、305-341 頁。

——— 2010 『貧困の放置は罪なのか——グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院。

井上達夫 2009 「正義は国境を超えうるか—世界正義の法哲学的基礎」『現代法哲学講義』、信山社、107-135 頁。

——— 2012 『世界正義論』、筑摩書房、39-43、203-209、222-272 頁。

宇佐美誠 2005 「グローバルな正義」ホセ・ヨンパルト・三島淑臣・長谷川晃編『法の理論 24』成文堂、67-93 頁。

——— 2008 「グローバルな正義・再論」ホセ・ヨンパルト／三島淑臣／竹下賢／長谷川晃編、『法の理論 27』、成文堂、97-123 頁。

——— 2013 「グローバルな経済的正義」『法哲学年報 2012』、有斐閣、9-26 頁。

押村高 2010 『国際政治思想—生存・秩序・正義』、勁草書房、第6章。

神島裕子 2007 「国境を越える『正義の義務』はあるのか—グローバルで社会的な正義の行方」『思想』、933号 83-96 頁。

——— 2009 「コスモポリタニズムとの論争」、施光恒・黒宮一太編『ナショナリズムの政治学—規範理論への誘い』、ナカニシヤ出版、95-104 頁。

砂原庸介 2006 「イギリスにおける国と地方の役割分担」『「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書』、第6章、財務省財務総合政策研究所、394-397 頁。

瀧川裕英 2003 『責任の意味と制度—負担から応答へ』、勁草書房。

——— 2013 「コスモポリタニズムと制度的分業」『法哲学年報 2012』、有斐閣、72-88 頁。

田中祐二 2008 「世界市民社会と多国籍企業」、田中祐二・板木雅彦編『岐路に立つグローバルバージョン——多国籍企業の政治経済学』、ナカニシヤ出版、238-260 頁。

謝辞

本論文の執筆に当たり、大変熱心にご指導下さいました宇佐美誠教授（現京都大学教授、連携教授）に心より感謝申し上げます。また、大変有益なご助言をいただきました学位論文審査員の肥田野登教授、中井検裕教授、山室恭子教授、坂野達郎教授に厚く御礼申し上げます。